

め、國司・郡司を置き、關所・宿驛を設け、從來の制度を改革せられし謂ゆる大化新政の聖主なり。兆域に四百九拾坪に餘り、木柵を繞らし、陵上には松樹雜木繁茂せり。

延喜諸陵式 大坂磯長陵、難波長柄豐崎宮御宇孝德天皇、在河内國石川郡、兆域東西五町・南北五町、守戸三烟、

日本書紀 孝德天皇白雉五年十月壬子、天皇崩于正殿、十二月己酉大坂磯長陵

扶桑略記 孝德天皇白雉五年十月天皇崩、山陵河内國石川郡磯長 十二月葬磯長山陵 高二丈・方五町

枕草紙 みさゝきはうくひすの陵、かしは原の陵、あめのみさゝき、

科長神社

科長神社は東南字東條にあり、延喜式内の神社にして科長津彦命・科長津姬命・天照大神・速素盞鳴命・天兒屋根命・武甕槌命・經津主命・建御名方命・譽田別命を祀れり。もと二上山にありて二山権現と稱せしを、四條天皇の曆仁元年此に遷座しまわらせしといふ。俗に入社大明神と呼び、華表には元祿十四年葉室大納言藤原頼孝の筆に成れる「八社大明神」の額を掲げらる。明治五年郷社に列し同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定され、同年十月十九日磯長村大字春日字村内の村社 蘇我尊神社(蘇我尊神・天照皇)・同村大字太子字上城の同科長岡神社(天御柱國御柱大神・天兒屋根命・品陀別命・八坂大神・道祖大神・八幡大神)・同村大字太子字上城の同科長岡神社(道祖大神・食神・菅原道真・市杵島姬命・天照皇大神)を本殿に合祀せり。境内は壹千九拾八坪を有し、林泉幽靜にして眺望も亦佳、華表前の御手洗は八精水と稱し、往古大和刀劍鍛冶當麻氏支族の鍛鍊の湯に用ひしものなりと傳へ、今に残れる八精水姓のものは、同鍛冶の裔なりといふ。本殿は三間流造千鳥唐破風檜皮葺にして、拜殿・神樂所・社務所を

存し、末社に二上神社・惠美酒神社・金刀比羅神社・稻荷神社あり。氏地は本村全部・磯長村大字葉室・同太子・同春日の西部にして、例祭は七月二十七日に行はる。社實に神功皇后の雛形兜といへるあり。

佛陀寺

佛陀寺は字西之町にあり、盛光山と号し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は見眞大師の叡福寺に參籠の折當寺に立寄り、太子御廟の大乗木を以て刻せられしものと傳ふ。創立の年月は詳ならず。境内は參百貳坪を有し、本堂兼庫裏及び門を存す。

圓明寺

圓明寺は同字にあり、盛光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。開基は秦川勝十二世の孫秦宗信ならんといふ。九拾六坪の境内に、本堂及び門を存す。

正泉寺

正泉寺は字大道町にあり、廻光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

林光寺

林光寺は字永田町にあり、寶樹山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

蘇我倉山田石川麻呂の墓

蘇我倉山田石川麻呂の墓は中央字上の町にあり、封土の高さ四尺・周圍十間にして、石棺の屋根形を爲せる蓋石露出し、篋竹茂生せり。石川麻呂は大臣馬子の孫、倉鹿麻呂の子なり。皇極天皇の四年中臣鎌足と謀りて蘇我入鹿を誅し、孝德天皇の御即位あらせらるゝに及び、右大臣に拜せられしが、

異母弟日向の爲め皇太子に讒せられ、走りて佛寺に入り、大化五年三月追兵を拒がす、佛殿を開き誓ふて曰く、願くは生々世々君主を怨みずと、遂に自經して死せり。然るに其の家資好書を檢するに及び、皇太子初めて其の冤罪たりしことを悟り、愧悔哀歎し給ひしといふ。事は委しく日本書紀に載せらる。

日本書紀

孝德天皇大化五年三月戊辰、蘇我臣日向^{日向}子諸倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱而將害之、將

反其不久、皇太子信之、天皇使大伴狛連・三國麻呂公・穗積曠臣於蘇我倉山田麻呂大臣所而問反之虛實、大臣答曰、被問之報僕面當陳天皇之所、天皇更遣三國麻呂公・穗積曠臣審其反狀、麻呂大臣亦如前答、天皇乃將與軍圍大臣宅、大臣乃將二子法師與赤狛^狛自茅渟逃向於倭國境、大臣長子與志先是在倭^倭營造其寺、今忽聞父逃來之事、迎於今來大槻近、就前行、寺願謂大臣曰、與志請自直進逐拒來軍、大臣不許焉、是夜與志意欲燒宮、猶聚士卒^聚、己巳大臣謂長子與志曰、汝愛身乎、與志對曰不愛也、大臣仍陳說於山田寺衆僧及長子與志與、十八日、夫爲人臣者安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者元非自身故造、奉爲天皇誓作、今我見諸身刺而恐橫誅、聊望黃泉尚懷忠退、所以來寺、使易終時、言畢開佛殿之戶作誓誓曰、願我生々世々不怨君王、誓訖自經而死、妻子殉死者八、是日以大伴狛連與蘇我日向臣爲將、領衆使追大臣、將軍大伴連等及到黑山、土師連身乘女臣・使主麻呂從山田寺馳來告曰、蘇我大臣既與三男一女俱自經死、由是將軍等從丹比坂歸、庚午山田大臣之妻子及隨身者自經死者衆、穗積曠臣提衆大臣伴黨田口臣筑紫等、著枷反縛、是夕木臣麻呂・蘇我臣日向・穗積曠臣以軍圍寺、喚物部二田造曠使斬大臣之頭、於是二田曠仍拔大刀劊其完吒叱啼而始斬之、甲戌、坐蘇我山田大臣而被戮者、田口臣筑紫耳梨道德・高田隴^隴・雄額田部湯坐連^湯・秦吉寺等凡十四人、被絞者九人、被流者十五人、是月遣使者收山田大臣資財、資財之中於好書上題皇太子書、於重寶上

題皇太子物、使者還申所收之狀、皇太子始知大臣心竊貞淨追生悔耻哀歎種休、即拜日向臣於筑紫大宰帥、世人相謂之曰、是隱流乎、皇太子妃蘇我造媛聞父大臣爲曠所斬傷心痛悔、惡聞曠名、所以近侍於造媛者忌稱曠名、改曰曠、造媛遂因傷心而致死焉、皇太子聞造媛祖逝愴然傷恨、哀泣極甚、

小野妹子の墓

小野妹子の墓は南方字普野にあり、幅約二間・長さ約七間の封土にして、高さ西は壹丈・東は參尺五寸なり、松樹・雜木茂生せり。妹子は天帶彥國押人命六世の孫、米餅搗大使主命の後にして、近江國滋賀郡小野村に家せしかば、小野を氏となし、推古天皇の御宇遣隋使となりて二回支那に赴き、任を了へて歸るに及び大德冠の學位に上れり。其の此に葬りし所以は、古記の徵すべきものなければ之を知るに由なし。又南方推古天皇御陵の東に二個の古墳あり、相並べるを以て二子塚と呼ぶる、高さ參間參尺にして周圍八拾壹間なり。

萬法藏院の址

萬法藏院の址は東北山下の菖蒲谷にあり、院は左に掲記せる元享釋書に見ゆるが如く、用明天皇の皇子麻魯古の兄聖德太子の教を受けて創建せられし所なり。同天皇の勅に依りて官寺となり、當時は寺門隆盛を極めたりしが、天武天皇の白鳳二年大和に移されて當麻寺となる。即ち當麻寺の前身なれども、古佛毘沙門天像の科長神社に残れるのみにて、堂塔の名は田圃の間の字となれり。

元享釋書

和州禪林寺者俗號當麻寺、用明帝第四王子麻魯古因兄聖德太子訓所創也、推古帝奉爲官寺、初號萬法藏院、在內州山田

郷、白鳳二年麻魯古子得瑞夢移于當麻、當麻者役小角之家地也、

阿彌陀窟

竹内街道

岩屋越

二上山

二上山塞の址

傳大津皇子の墓

鹿谷寺址

十三層の石塔

堅岩・抱岩・硯岩

硯岩

阿彌陀窟は同じく山中にあり、大小二個にして、大なるものは洞口高さ二間・幅三間餘、内部の石壁には彌陀三尊の像を刻して、中央に高さ丈餘の石塔を置き、小なるものは洞口高さ二間四尺・幅四尺餘、復た石佛を安じ、里俗は稱して役小角の創設せし所なりといふ。窟前の道路は山を越えて大和に通ずる竹内街道にして、常麻に至る岩屋越は窟前より分岐せり、岩屋越の名は此の岩窟に因み、岩屋越は古書に見ゆる大坂是れなり。而して山は即ち二上山なり、一に尼上山に作れるものあり、又大坂山ともいふ。大和との國境を爲して北なるを男嶽といひ、南なるを女嶽といふ。兩峯屹立して宛然圖せるが如く、俗に双子山を以て稱せらる。其の男嶽の山頂に二上山塞の址、及び大津皇子の墓あり、墓は所傳に依れば、天武天皇第三皇子たる大津皇子が皇太子草壁親王に代らんとして謀洩れ、死を賜はりて、後此に葬られたる所なりと。城址は三段を爲して、上段は壹千餘坪・中段は五百餘坪・下段は四百餘坪の坦地に樹木茂生せり。元弘二年楠正成の設けたる城寨中の一にして、其の上段には楠公の鎧掛松といへる古松ありしが、明治の初年暴風に倒されて今はなし。又南下部に梨子堂と呼べる所あり、楠氏堂の訛ならんかといふ。降て天文十一年木澤左京亮・杉原石見守の烏山植長に叛きしとき、城を築きし所も此の邊ならんか。又山腹の鹿谷は鹿谷寺のありし所なりと傳へ、十三層の石塔残り、堅岩・抱岩・硯岩等の奇岩は附近に錯落せり、其の姿體に依りて名づけしものならん。特に堅岩は高さ九間・幅三間、上に一株の古松盤舞して風致愛すべし。

續後拾

郭公あかすもあるかな玉くしけ二上山の夜半の一聲

讀人しらす

登關の址は竹内街道の西八町許の路傍にあり。河内名所圖會に古柳ありと記するも今はなし。尙同書には一説に此の峠より貳町西をいふ、山田村舊圖に關所谷と出でたりと。

明

玉

我おもふこゝろもつきす行く春を越さてもとめよ露の關

康資王母

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、明暦元年牧野佐渡守親成の領地となり、寛文八年再び徳川代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松半丹波守光熙、享保三年より松平左近・監乗邑(石川以下澁城主)の領地に轉じ、延享三年三たび徳川代官の支配に屬し、寶暦六年大坂城代井上河内守利容の役知に轉じ、同九年四たび徳川代官の支配に歸し、安永八年大坂城代牧野越中守貞共の知に移り、天明三年同戸田因幡守忠寛の役知に換り、同八年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十一日大阪府司農局の支配に移り、翌六月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區四小區に改まりて同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せ

られて單に第一大區四小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字畑

本地は古來石川郡に屬し、畑村と稱す。畑は阿田の訛ならん、阿田は日本書紀敏達天皇十二年十二月の條に「詔以日羅妻子水手等居于石川、於是大伴糠手子連議曰、聚居一所恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村、收縛德爾等置於下百濟阿田村」と見ゆる阿田村是れなり。即ち當時の下百濟阿田村にして、德爾等を居らしめられし所ならん。又本地は往時に於ける大井の地にして、後、大井村とも稱せしなるべし、河内志には「大師井在大井村」と記せり。今は大井の村名を沒したれども、井は後に記するが如く現に本地に存し、北方大字山田に接する村界の溪流には、大井川の名あり。されば日本書紀皇極天皇元年五月の條に、「戊寅翹岐將其妻子移於百濟大井家、乃遣人葬於石川」と見ゆる百濟大井は本地にして、翹岐の妻子の移りし所なるべし。

敏達天皇の百濟大井宮は本地なりしにはあらざるか、宮は日本書紀同天皇元年夏四月の條に、「是月宮于百濟大井、以物部弓削守屋大連爲大連」と見ゆるものは是れなり。由來同宮の所在地は詳ならず、

下百濟阿田村

百濟大井

百濟大井宮

喜田貞吉博士の帝都にも其の地を明記せず、單に大和の今の北葛城郡百濟村百濟の地ならんと記せり。宮は其の存在久しからずして、同四年に至り大和の譯語田なる幸玉宮に移り給へり。されば當時帝都は大和の外に出でざりしも、本地は大和に隣接の所なれば、一時本地に宮を營み給ひしものなるやも知るべからず、大阪府地誌にも本地を同宮の所在地ならざりしかを疑へり、暫く記して後考を俟つになん。

大師井は北方字井の尻の宅地中にあり、一に梅井とも呼べり。周圍六尺深さ二間にして、清冷甘味四時増減なし。里俗傳へて弘法大師の穿ちし閼迦井なりといふ。又村の入口に大師腰掛石と稱するあり、同大師の往來せしとき井水を汲みて此に憩ひ渴を醫せし所なりと。尙東方なる女神峯に一巨石あり、高さ六尺・周圍二間許なり。昔は石の側に燈明櫻と呼べるあり、同大師の石上に座して經を講せしとき、櫻樹柄として光明を放ち、山中の群猿皆來りて傾聽せしと。然れども樹は枯死して今はなく、只其の名を残せるのみ。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、傳へて近江守總茂に至り、貞享二年麾下大久保右近忠明(總茂の弟にして後石川に復す)の采地となり、同氏世襲して石川楨之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り(土地は二年十二月)、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に移り、同年八月二日堺縣の管轄に換り、同三年二月二十七日五條縣

大師井

大師腰掛石

燈明櫻

の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まり、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	明治八年改正		同九年一月一日		町村制施行		大正元年三月一日	
		舊	高	町	村	町	村	町	村
大	山	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇
	田	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	五〇〇
計		一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇

第八項 白木村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、白木村・平石村・加納村・寺田村の四ヶ村は當時同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる白木村の名を採りて白木村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 白木

本地は古來石川郡に屬し、白木村と稱す。字地に長坂及び今堂といへるあり、河内志村里の條に「白木屬邑一」と記せるは、此の字地の内を指せるなるべし。而して村名の白木は新羅と國訓通するのみならず、北方に多々羅といへる字地あり、多々羅は新羅城邑の名なり(踏踏の義)、されば恐らくは往昔歸化したる新羅人の住せしより此の名をなせしにあらざるか、後考を俟つになん。

往西寺は字中北にあり、淨土宗圓通寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨光寺は字上の段にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

白木陣屋の址は字北山にあり、萬治三年十一月二十二日石川播磨守總長大坂定番となりて、舊石川郡の二十五ヶ村を領し(内東坂・甘南備の二村は、享保十七年同近江守總茂の時なり、)、翌寛文元年五月此に築きし所にして、明治二年六月石川總管の版籍を奉還するに及んで上地せしかば、陣屋も廢墟となれり。地形は平坦にして、東西十五間・南北二十七間なり。

往西寺
法光寺
白木陣屋の址

本地は寛文元年石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月土地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字平石

本地は古來石川郡に屬し、持尾村と同村たりしが、慶長十三年分れて平石村と稱す。東南は葛城山にして大和との國境を爲し、南方篠峰・金剛山に連れり。山中は名蹟に富みて、古來著名なる久米の岩橋は山頂より僅に東する所にあり、長さ八尺・幅三尺許にして橋面は四段の板を横へたるが如く、其の兩端稍隆くして欄基の容をなし、形勢は將に南峰に及ばんとして其の南端に缺落を生じたるもの如し。傳へいふ、むかし役小角葛城の峯より金御嶽かねのみたけに通はんが爲め、石橋を造らんと欲して之を語

葛城山

久米の岩船

神に命せしに、一言主神は容貌の醜を耻ぢ晝を憚り夜をのみ待ち給ひしより、橋は功を竣えずして小角の怒に觸れ、爲に呪縛して深谷に監置せられ給へりと。其の附近には奇石多く、同石橋の上方四五間にして石不動あり、橋下四町に鉾立石ありて高さ二丈許り、橋西五町に鍋岩・釜岩あり、何れも其の形に依れるの名にして、又胎内竇あり、巨岩の左右より合して中間空洞を爲し、頭を傾け身を縮めて僅に通行し得るを以て此の名あり。尙外にも奇岩あり、且溪水の輳合して飛泉を爲せるものあり、字竹谷に落つるもの、一を笹瀧といひ、一を琵琶瀧といふ。前者は高さ八尺・後者は高さ二丈、里老の口碑にいふ、瀑聲一は吹笙の如く、一は琵琶を彈するが如し、故に此の名ありと。又字瀧の脇に落つるものを横尾瀧といふ、高さ一丈なり。而して山は景勝の域にあるのみならず、其の名は古史に見え、且古詠あり。

日本書紀

雄略天皇四年の條 春二月天皇射獵於葛城山、忽見長人來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰何處公

也、長人對曰、現人之神先稱王諱、然後應道、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤遊于田、驅逐一鹿、相辭發箭、並擊馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日曉田罷、神侍送天皇、至來目水、是時百姓咸言、有德天皇也。

同

雄略天皇五年の條 春二月天皇按獵于葛城山、靈鳥忽來其大如雀尾長曳地、而且鳴曰努力努力、俄而見逐、嗔猪從草

中暴出逐人、猶逐猪從草、天皇詔舍人曰、猛獸逐人則止、宜逆射而且射、舍人性情弱緣樹失色、五槍無主、嗔猪直來欲噬天皇、天皇用弓刺止、舉脚踏殺。

同

天武天皇九年の條 二月丙午辛未、有人云、得鱗角於葛城山、魚本二枚而末合有完、完上有毛、毛長一寸、則異以獻之、

第三篇 國郡市町村志

第二章

河内國

第一節

南河内郡 白木村

新	勅	かつらきや高嶺の雲を匂ひにてまかひし花の色そ移らふ	藤原隆祐
千	載	照月の旅れの床やしもとゆふかつらき山の谷の河みつ	俊 頼
新	古今	うつり行く雲に嵐の聲すなり散か止木のかつらき山	雅 一 經
同		白雲の絶間になひく青柳のかつらき山に春風そ吹く	同
同		飛鳥川せゝになみよる紅やかつらき山の木からしの風	權中納言長方
續	後撰	よそなからかけてそ思ふ玉かつらかつらき山の峯の白雲	後京極攝政
新	續古	雲のゐるかつらき山の五月雨に木々の葉もまなく時なし	雅 縁
續	古今	秋の色に時雨ぬ松もなかりけりはふ木あまたの葛城の山	四國寺入道前太政大臣
同		かつらきや渡しもはてぬ岩橋も夜の契はありとこそきけ	家 隆
古	今	いは橋のよるの契りも絶ぬへし明へ侘しきかつらき山の神	春宮 藏人右近
同		かつらきやくめちに渡す岩橋の中くにても歸りぬる哉	讀人しらす
續	後撰	葛城の神そかよひて渡すらんよるくみゆる夢のうき橋	西園寺入道前太政大臣
同		かつらきや花吹きわたす春風に絶もみえぬくめの岩橋	同
新	千載	かつらき山の神なられとも天の河明る侘しきさきさきの橋	後 嵯 峨 院
拾	遺	葛城や我家はくめの橋つくり明け行く程に物をこそ思へ	讀人しらす
同		いかばかり苦しき物そ葛城のくめちの橋の中のだえまは	同

磐船神社

嵯ヶ峯

磐船神社は山中にあり、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊及び天照大神・高皇彥靈神・表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長足姫・應神天皇・可美真手命・御炊屋姫命・大山祇命を祀れり。其の地を嵯ヶ峯といふ、其の嵯ヶ峯といへるは、舊事紀天孫本紀に「天祖以天璽瑞寶十種、授饒速日尊、則此尊稟天神御祖詔、乘天磐船而天降、坐於河内國河上嵯ヶ峯」と見ゆる嵯ヶ峯なりと傳へ、其の乗り給ひし天磐船なりといへるは社邊の所々にあり。石形船の如く艫楫を備へて、其の大なるものは長さ約七間にも及べり。又其の西方一町許にして浪石といへるありて、石頂に浪の吹きよせたる形あり、石は何れも其の形に依りて名づけられしものならん。嵯ヶ峯といへるは、北河内郡星田村大字星田にもあれば、其の何れが饒速日尊の天降りありし嵯ヶ峯なるかは明ならざれども、社は式内社の名を逸したるものならんかとの説もありて、其の勸請せられしは久しき以前にありしものなるかの如くに想はる。然れども久しく高貴寺の鎮守となり來りて、社記の傳はらざるに至りしは惜むべし。明治維新後の神佛分離に依りて高貴寺と分れ、同五年村社に列し、同四十四年五月二十九日神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千六百壹坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・寶庫を存し、末社數座あり。氏は本地及び河内村大字持尾にして、例祭は十月十七日なり。

高貴寺

山腹に高貴寺あり、神下山と號し、眞言宗金剛寺末にして五大明王を本尊とす。寺傳に依れば役の小角の開基にして、小角の葛城山の二十八谷を、法華經の二十八品に配せし第二十五普門品に當り、

且、地は太古饒速日尊の衆神と共に天降り給ひし所なるを以て神下山と號し、山中には供花の多きに依りて香花寺と呼べり。後、嵯峨天皇の御宇弘法大師留錫して上の太子へ百日の日參をなし、別に山中に草庵を結びて一夏九旬此に安居せり、故に今なほ其の地を字して安居といへりと。然るに大師安居のとき、一日三密瑜伽の修煉床上に、高貴徳王菩薩の出現を拜せしかば、改めて高貴寺と稱し、嵯峨天皇の勅を奉じて金堂・講堂・東西南院・經藏・鐘樓・食堂・二王門等を創建して中興の祖たり。大師の高野に去るに及びて、高足智泉其の後を繼ぎ、爾後法燈彌輝き、堀川天皇の長治年中には東寺一の長者鳥羽範俊僧正も來りて此に住し、降て元弘元年後醍醐天皇の笠置を發して平石城に臨幸あらせられし時、北條高時大軍を遣はして來た迫るに及び、衆徒等醜敵降伏の祈禱をなし、果して賊徒戰利あらざりしかば、賊軍火を伽藍に放ち擧げて烏有となせり。彼の大塔宮其の址を御覽ありて、御悼懷の和歌を賜はれり。

悪をばたれ給へかし神佛伽藍を焼きし罪ふかき身

ついで金堂及び寺門六坊を再建し、爾來法燈相承せしも、法隆寺の花園院及び觀心院の横本院等より兼帶せられて、法燈明ならざりしが、安永年中に至り慈雲和尚の來りて當寺に留まるに及び、堂塔の修築を行ひ、法燈再び輝きて寺を僧坊と改め、正法律を再興して眞言律宗一派の本山となせり。慈雲和尚は當代の大徳なり、讃岐高松家の家臣森川氏の出なり。名は飲光、百不知童子と號し、享保三

年七月二十八日大坂の高松藩藏屋敷に生れ、十三歳にして住吉郡田邊法樂寺の忍綱和尚に就て得度し、旁伊藤東涯に就て漢籍を學び、後諸方の碩徳に參して顯密の法門を修のしが、後には長尾瀧の邊に雙龍庵を結びて勤修し、野中寺に戒律を行ひて専ら密宗を究め、當國高井田の長榮寺・攝州有馬郡の桂林庵を再興せる等、各地に往復して佛法の興隆に盡力しけるに、學徳は年と共に進み、僧俗上下の信仰彌厚く、大和郡山藩王甲斐守保光は入道して法弟となり、道譽高く聞えて遂に宸闕に達し、桃園天皇の御生母開明門院・後桃園天皇御生母恭禮門院の歸信を蒙り、召命に應じて法を説き戒を授けまゐらする數回に及びしが、其の來りて當寺に入りしは安永四年の春なり。寺は復た已記の如く和尚に依りて中興せられ、和尚は晩年に至るも尙奮闘を繼續して、法門の爲めに盡力至らざる所なく、文化元年十二月二十二日金剛經を講じつゝ、八十七歳を以て洛の阿彌陀寺に遷化せり。其の學は和漢に通じ、特に外典に精しく、識は淵源を究めて著述多きが中に、其の重なるものは梵學津梁一千卷・十善假名法語十二卷・爲人導等にして、世に大伽葉尊者の再來と稱せらる。而して同和尚に依りて面目を一新したる當寺は、僧坊の憲を守り來りしも、明治五年に至りて之を廢し、翌六年更に高野山金剛峰寺末となる。寺寶に弘仁元年八月弘法大師自刻自書の卒塔婆、同大師の大唐青龍寺惠果和尚より將來せし世に松虫寶鈴と傳ふる金剛寶鈴、同大師所持の三鉗杵、安永元年七月宇治田原嚴松院の善淳比丘より慈雲和尚に傳へし印度人筆の貝多羅葉梵書、安永三年正月慈雲和尚の後桃園天皇に奉獻したる十善假

名法語の草稿等の外、寶庫に滿ち、慈雲和尚の研究に係れる梵典・佛典多く、其の一部たる梵典九十餘種は明治十三年在東京英國公使館の囑に依りて英國に送られ、同國にて刊行せられしといふ。

境内は貳千九百九拾五坪を有し、金堂は正面にありて五大明王を安置す。像は丈四尺にして空海の一刀三禮して刻せしものなりと傳ふ。開山堂は左にあり、慈雲和尚等身の木像を安置す。右に講堂あり、辨財天の像を安置せるを以て、一に辨財天堂とも呼べり。其の後に後鳥羽院塔あり、十三重の石塔にして建久六年三月十三日、行幸の紀念として建てさせられしものと傳ふ。其の他庫裏・廊下・土藏・學寮・鳥羽僧正塔・尊者塔等各所に點在す。坂路を上げれば御影堂あり、奥の院と稱し、大師の求聞持法を修行せし當山の最高所と傳へ、傳大師三十二歳の自作等身の像を安置す。堂の左なる草庵は慈雲和尚の庵室なり。堂の右なるは慈雲尊者の廟なり。其の五輪塔に石眼あり、石眼は俗に高貴の墓石にあらざれば、得がたきものなりといふ。廟前の右に柳澤甲斐守保光の碑あり、一大自然石にして其の表に同守自詠の「迷ふへき筋こそなけれ鳥羽玉のわか黒髪をはらひ捨てつる」の和歌を刻す。同守は深く慈雲和尚に歸依しければ、入道して髪を此に納めて建碑せるなり。奥の院階下右側に二株の老樹あり、是れなん五彩楓と稱し當山無二の珍木にして、晩秋には青赤黄樺緑の五彩を爲し、世に見ざる名木なりと。尙境内には、金堂の後より奥の院に至る坂路の屈折したる所に龍池あり、中央に龍王宮を建つ、早天に雨を祈れば必ず靈驗ありと。鐘樓門下に岸の櫻井あり、聖德太子の馬鞭を以て掘

り給ひしものなりと。學寮の後に獨鈷水あり、弘法大師の獨鈷を以て加持して得たりし所の靈泉なりといふ。

埋みおく木の葉の下の隠し水なかれの末はたえんものかは

弘法大師

寺域は山を負ひて南に開け、葛城・金剛の諸山を望みて春に山櫻あり、夏に杜鵑花ありて全山燃ゆるが如く、月夜稀に三寶鳥鳴けり、秋には萬木紅葉し、冬には觀雪の景あり、四時の觀備はらざるなし。慈雲和尚の和歌一首之を盡くせり。

春秋になれても馴れぬ眺めかな谷のとはその明かたの空

弘法大師密法修練のとき、後夜の頃ひ佛法僧といふ鳥の聲を聞きて詩を賦せられ、後、後鳥羽上皇

は熊野御幸の砌り此に車駕をめぐらし、大師の詩賦を叡聞あらせられ、御製を賜はりしといふ。

閑林獨座草堂曉

三寶之聲聞一鳥 一鳥有聲人有心 聲々雲水俱了々

弘法大師

我國はみのりの道のひろければ鳥も唱ふる佛法阿かな

後鳥羽院

善成寺の址

善成寺の址は字里中にあり、寺は嵯峨天皇弘仁十二年の頃僧空海の開基にして、天長三年二月を以て建築竣功し、空海の寶珠を感得せしより寶珠山善成寺と號し、寺門隆昌を極め、建久六年には後鳥羽天皇も藤原定家を具して臨幸し給ひ、同八年には藤原範秀に詔諭ありて勅額を下賜あらせられ、後

元弘兵亂の時には後醍醐天皇・護良親王も亦臨幸あらせ給ひ、寺は平石茂直に同心して共に足利の軍を遮り、且南軍勝利・敵兵調伏の法を修せしかば、遂に北軍の焼く所となりて伽藍悉く灰燼と化し、僅に地藏院の一字を残したるも、爾來益頽廢して明治六年終に廢寺となり、堂塔の名は小字となりて田圃の間に残り、礎石は所在に點在して往事を懐はしむ。

平石城址は部落の北側にあり、城ヶ塚山又は鎮守山と稱し、孤立せる方六町許の山にして、四方深谷を爲し、城址は回字形を爲して老松鬱葱せり。傳へいふ、城は平石氏世々の居城にして、贈正四位上河内守平石茂吉より數世を経て平石左衛門尉茂直に至り、元弘元年後醍醐天皇の據り給ひし笠置城の賊軍の陥る、所となりければ、茂直は勤王の兵を集めて當城に據り、賊軍來り攻むれども抜くこと能はず、對陣七日の後賊軍火を放ちて外城を焼き鼓躁して之に乗じ、城中擾亂して士卒相壓すれども、茂直は尙餘卒を勵まし自若として動かざりしが、支ふる能はずして自殺し、城遂に陥る。翌元弘二年楠正成の諸城寨を修めて勤王の旗を擧ぐるに際して、復た修められて其の部下將士の守る所となり、後、正平十四年後村上天皇の行在所を天野山より觀心寺に移し給へるに際しては、楠正儀・和田正武等の旗を擧げし十七支城の一となり、福塚・川邊・左良階・當木・岩郡・橋本判官以下の兵五百餘騎にて據守しけるに、同年閏四月二十九日足利勢の襲ふ所となりて陥り、全く廢城となれり。今は其の中央に一小石祠を存し、傍に蒸覺居士の建てし三基の碑ありて文を刻せるのみ。河内名所圖會に依れ

平石城址

ば、平石茂直の遠孫なる本地岩吉房の家には、劔・太刀其の他かずくの武器あり、又茂直の室政喜前の所持たりし、唐の玄宗皇帝より揚貴妃に賜ひしものなりと傳ふる唐鏡を有せりと。

太平記 平石城軍の事

今河上總介・佐々木六角判官入道崇永・舍弟山内判官、龍山の軍に不合りつること安からぬもの哉と思はれければ、態と他の勢を交へずして五百餘騎、同日の曉景(正平十四年閏四月二十九日)に平石の城へ押寄する、一矢射違ふる程こそあれ、切岸高ければ、先なる人の楯の算を踏へ、甲の鉢を足たまりにして城戸逆茂木を切破り、討るゝをも不云、手を負をも不願、我先にと込み入りける間、敵不怵して其日の夜半計に、金剛山を差て落にけり、二個所(龍泉寺・龍泉寺)の城轍く落されしかば、寄手は勝に乗て、龍の水を得たるか如くなり、和田・楠は氣を失て魚の泥に吻か如し、如斯ならば赤坂の城も幾程か怵ふへき、暫時に責落して後、主工を生連進らせ、三種の神器を取奉て都へ返し入れ進らすへしと、諸人指掌思をなす、すばや天下靜りて武家一統の世に成ぬと思はぬ人は無りけり、(龍は下流に落ち、(龍)の下に落ち)

戦死塚
安川井
大師憩石

北方字念佛山上に戦死塚と稱するあり、封土の高さ三尺・周圍一丈六尺にして一基の五輪塔あり、傳へいふ南北朝争戦のとき、官軍の死屍を埋めし所なりと。字安川に安川井あり、周圍五尺・深さ二尺、水質清冷にして智泉上人感得の井なりと。河内名所圖會には、安川院の舊蹟なりとせり。また邑の入口に大師憩石といへるあり、弘法大師の御墓山に往來せしとき、休みし所なりとなん。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、其の後の管轄及び

區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區六小區内の五番組に入りし外は、大字白木に同じ。

大字加納

本地は古來石川郡に屬し、南加納・北加納の兩村たりしが、明治八年五月合併して加納村と稱す。

法華宗

法華寺は字芝垣外にあり、鷲峯山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦牟尼佛・多寶佛・持國天・不動明王・上行菩薩・无邊行菩薩・淨行菩薩・安立行菩薩・毘沙門天・愛染明王を本尊とす。永享十一年本地住人斯波兵部義盛の創立・日隆上人の開山なり。後、安永四年に至りて之を再建し來りしが、明治三十六年十月一日火災に罹りて焼失し、同四十四年八月九日之を再建せり。寺後に靈泉あり、日隆上人の柳の枝を以て穿ち得たる水なりと傳へ、病者に功驗ありと稱し、寛を以て堂前の浴室に引き信者の入浴に使せしむ。境内は貳千六百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・鐘樓を存す。外に三光堂・日隆堂あり。

東福寺

東福寺の址は字上庄にあり、寺は嵯峨天皇の弘仁十三年僧滿米の開創に係り、天台宗にして中御門天皇の正徳五年僧滿山之を中興し、禪宗曹洞派に改め、永平寺の末寺となりしが、後、漸次衰微し、明治五年終に廢せられて今は民家の地となれり。河内名所圖會に加納地藏堂と記せるは、當寺を指せるものなり。

本地の舊村高は舊南加納村參百六拾七石五斗七升七合、舊北加納村貳百拾七石壹斗貳升、合計五百八拾四石六斗九升七合にして、其の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區六小區内の三番組となりし外は、大字白木に同じ。

大字寺田

本地は古來石川郡に屬し、寺田村と稱す。西方耕地の中に上石塚・下石塚あり、前者は七坪・後者は五坪、共に一堆の封土を存すれども、其の緣由は詳ならず。

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、傳へて近江守總茂に至り、貞享二年麾下大久保右近忠明(總茂の弟にして後石川に復す)の采地となり、同氏世襲して石川楨之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區六小區内の三番組となりし外は、大字白木に同じ。

大字	石高	明治八年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
白木	一〇、七五七石	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	國勢調査の人口
			五四三	二八、九七六	六二七	

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
平石	四三・七	三三・六五	三六	二五・四三	三三	三三	
加納	五八四・六七	七〇・三六	四七	六七・五七	五三	五三	
寺田	四九・三〇	四・九三	三三	五・四二	三三	三三	
計	二六〇・九六	五二・九六	一五二	五〇・四二	一七六	一七六	一六九

第九項 河内村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、弘川村・持尾村・下河内村・上河内村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、上下河内村の冠字を除き、河内村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字弘川

本地は古來石川郡に屬し、もと弘川寺諸堂の址なり。寛正四年同寺兵火に罹りて墟となりしかば、

後其の奥之院のありし所を開きて村落をなし、寺名に因みて弘川村と稱す。村記に「弘川寺奥之院善上寺古跡堂舎之址、山中谷々に御座候處、往古文祿三年御改之節、高拾七石に坊中請合、仍て請所に相成云々」と見ゆるもの即ち是れなり。

弘川寺は東方にあり、龍池山と號し、眞言宗醍醐派三寶院末にして樂師如來を本尊とす。緣起に依れば、天智天皇四年役小角の開基なり。初め小角三十二歳の時、此の山に來り初めて一字を草創して樂師像を安置したりしが、天武天皇白鳳五年の大旱に當り、龍池に祈雨の法を修せしに、即日大に潤雨せり、依て龍池山弘川寺と號し、且勅願所となり、多くの支院を有して、堂塔壯嚴を極め、聖武天皇の天平九年には行基來りて安居一夏、光仁天皇の寶龜年中には沙門光意も此に學を修め、嵯峨天皇の弘仁三年に至り、空海は佛像を刻し、伽藍を中興して眞言宗の名刹となし、降て後鳥羽上皇御不豫のとき、座主空寂に勅して之を祈らしめ給ひしに、忽ち平癒あらせ給ひしかば、御臨幸あらせられて勅額を賜ひ、且左の御製あり。

山ふかみこの葉の下の隠し水流のすまは瀧つ瀬の音

西行法師も諸國を行脚し、晩年復た此に隱棲し、建久九年二月望、泊然として入寂せり。

風あらしみ柴の庵は常よりも寢覺そ物は悲しかりける

西行

弘川寺

降て寛正四年に至り、畠山義就・政長合戦のとき、當寺は政長の陣所となりければ、義就に攻められて堂宇悉く焦土と化せしが、本尊及び大師像は無事なるを得て再興の企ありしも、舊觀に復する能はざりしが、寛延年中に至り、似雲法師來りて堂を營み碑を建てしかば、法燈復た聊か明になりて今に至る。明治維新後までは尙塔頭六坊を有せしが、其の一たる釋迦院は、大正元年八月六日大阪市西區築港埋立地に移轉せしを以て、今は妙觀院・不動院・地藏院・南之坊・東南院の五坊となる。各坊は何れも天智天皇四年の創立なりといふ。境内は五百五拾四坪を有し、本堂・御供所・寶庫・鐘樓を存す。外に地藏堂・子安地藏堂・西行堂あり。西行堂は寛延三年似雲法師の創立にして、西行法師の像を安置す、傳へて文覺上人の作なりといふ。規櫻・五葉松・椰木の三樹は當寺の名木なり。寺寶に後鳥羽天皇の勅額・傳空海筆般若心經・西行法師の消息・似雲筆西行上人古墳記・としなみ草・西行物語等あり。

西行法師の墓

寺の東北二町許り奥なる字堂の上に西行法師の墓あり、周圍凡そ十五間・高さ二間にして、中央に難波の人樋口某の建てしと傳ふる自然石に圓位上人墓の五字を刻し、古松は墓側を護れり。法師は晩年當寺に住し、優遊年を養ひ、入寂して此に葬られしが、星霜五百餘年を経て終に其の葬むる所を失ひしに、似雲法師(當時の今四行)は其の墓の定かならざるを慨し、長秋の詠藻に依りて當寺に尋ね來りしも、山僧之を知らざりしかば、石山寺の普門大悲尊に禱り、其の靈告に依り再び來りて山僧に問へども、

初めの如くにして更に知るを得ず、空しく歸らんとせしに、山林より十二三歳許りなる童子出でて曰く、山中に行塚といへる古き冢あり、自ら案内せんとて導き、其の行塚を教へければ、西行の骨を埋めし所なるを知りて喜ぶこと甚しく、以て普門大士の冥助と爲し、碑を建て記を作りて之を世に表し、其の墓側に小庵を結びて花乃庵と稱し(一に傳雨亭、又連歌所ともいふ)、自ら此に住し、且文覺上手刻の西行法師肖像を獲て、宿因の淺からざるを感じ、別に一堂を營みしは前記の西行堂なり。然るに同法師は寶曆三年の初夏病に罹りて七月八日泉州踞尾村北村某の邸に歿し、其の遺骸を此の西行法師の墓側に瘞め、石を彫りて歲月を刻せり。

長秋和歌集

圓位聖歌とも判こひ侍りし其年に文治なり、河内の弘川といふ山寺にて煩ふことありとて急きつかはしたりしかば、

かきりなくよるこひ、いひ遣して後二月十六日に南に隠れ侍りける、彼の上人先のとしに、櫻の歌多く讀みけるに、
おなしくは花のもとにて春死なんそのきさらきの望月の頃

遂にこの日終りつけるに、哀れに有かたくおほえて云々、
似雲法師の花乃庵は二疊敷、三面皆壁にして西に圓窓あり、窓外に多くの小櫻を植ゑたりしが、師の詠あり、今他の詠と共に之を掲げん。

茹そへてあたになしこそ山柴にまじる櫻の下枝なりとも

西行上人の古墳を尋れて

尋ね得て袖になみたのかゝる哉ひるかは寺にのこる古塚
たひ此古墳に印の石をたて侍るとて其人にかはりて
世々を経て昔はむすとも人の名のくちぬしるしや石に殘らん

弘川の壘址

寺地は正平年中楠氏の家臣隅屋與市の據りし舊壘の地にして、堂前ましましにある規せき櫻ざくらは其の植ゑし所なりといふ。與市嘗て此の樹を以て楯となし、自ら其の地を畫き、且誓ふて曰く、たとひ我軍利あらずとも此の域を出でずと、終に樹下に戦死せり、依て此の名を爲せりと。降て畠山兩黨の亂に、寛正元年十二月より畠山政長此に據りしかば、畠山義就勢は同二年六月二十日の拂曉攻め來りしも、三重に大木戸を打ち高矢倉を上げたりければ、夜中に攻入るべしとて風上に火をかけ烟の下に切て入れり、然れども政長の本陣までは火もかゝらざりしかば、やがて政長は御幡を取出し、寄手を追散せしとなん。事は載せて長祿寛正記に詳なれば、左に掲記せん。

新撰長祿寛正記

去る程に其歳の夏の比迄政長よりも人衆を不出、城よりもかゝらず、對陣取て有しか、短氣成義就衆嶽山にて評定しけるは、いつまで加様に兵糧詰にせられ冥々と有らんより弘川へ亂入、有無の合戦に運命を見るへしとて、須屋・平・小野・柳等を初として六十二人・都合二百餘騎、義就の前に參り最後の御盃を被下打立、此大山に分入弘川へと急けり、寛正二年六月二十日の夜のことなれば、急とすれとも山中にまよひ、夏夜無程明方に漸々弘川の陣へ馳付てみれば、三重に大木戸を打、高矢倉を上たり、爰にて勢を揃んとすれとも、前後に馳來勢遅ければ、夜明ての合戦は叶へからず、夜の中政入へしと風上に火をかけ、烟の下に切て入り、先かけは僅二十八人には過ぎりけり、弘川の陣中動搖してあはてふためき出合ければ、先かけの弘川衆

打負、神保宗次郎・丹上備後守・長倉大炊助・草賀新左衛門・貴志信濃守・二見三郎左衛門・佐竹・勢木・山本新左衛門尉・服部七郎左衛門・同掃部允・池田修理亮・藥師寺を始として、くつきやうの兵三十餘人討死す、されとも政長の本陣迄は火もかゝらず、是は御幡と院宣を入れし御からひつ有により、兼て用心さひしかりしかば、少もさばかず、頓て政長御幡を被出、御馬廻荒手の兵を引率して切て出ける、寄手終夜山中にまよひ、今朝又朝合戦に草臥ければ、一戦に打負て、須屋左京亮正興・同孫次郎・馬場次郎左衛門尉・長尾三郎五郎・酒匂・堀・片岡・龍泉孫次郎・花田式部丞・木屋室・高向・余邊を始として、嶽山の寄手の兵百餘人討死す、其中に須屋孫次郎は、長刀を以てあまた敵をなき伏、其上に立て矢七つ八つ射立られ立死に死ける、死後にも猶兩眼見出し暫く人も不得近付、其後鎗にてつきたなし首を受てさし上たり、此孫次郎去る春義就の秘藏せられし大鷹いかかしてそれたりけん、久敷みえさりしか、此頃弘川の敵陣のしげみにかゝりてありし由山かつの告を聞て、只一さちんちやうに出立敵へ案内して、かの壘をすへ上て歸りしは、あつはれ大強の兵哉と敵も味方もほめたりしか、加様に最後もよかりける、同月二十四日討取首三千持せて政長より京都へ註進あり、御感不斜とき、えし、

陣屋山城址

陣屋山は東南にあり、陣屋山城のありし所にして、城は元弘二年の役に賊軍の設けし所なり。俗に陣屋城といふ。今は其の遺跡の見るべきものなし。四疆斷崖にして西に一樵路を通じ、路傍に一石あり、大岩と呼び、長さ一丈七尺・幅一丈にして、形状臥牛の如し。傳へいふ、正平十五年楠氏の部下隅屋與市此に據守し、後弘川寺に於て戦死せりと。

定瀧

北方竹谷に一流の溪川懸りて飛泉となれるあり、其の名を筥瀧と呼び、高さ八尺許りなり。附近に樂器の笙に製する竹を生せるを以て、笙竹の地名あり。傳へいふ、竹はむかし聖武天皇の植ゑさせ給

ひしものなりと。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、傳へて近江守總茂に至り、貞享二年麾下大久保右近忠明(總茂の弟にして後石川に復す)の采地となり、同氏世襲して石川楨之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 持尾

持尾城址

本地は古來石川郡に屬し、平石村と同村たりしが、慶長十三年分れて持尾村と稱す。

持尾城の址は部落の東方にありて、俗に茶臼山又は城ヶ塚と稱す。元弘二年楠正成の設けし城塞中

の一にして、平石氏の兵の據りし所なりといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字弘川に同じ。

大字 下河内

本地は古來石川郡に屬し、馬谷村と同村たりしが、後分れて下河内村と稱す。字地に大野といへるあり。

光明寺は字柳ヶ谷にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創建の年月は詳ならず。もと字浦條にありしが、大正元年八月十五日當所に移轉せり。境内は貳百七拾七坪を有し、本堂・向拜・庫裏・座敷を存す。

光明寺

下河内城は一に西山城と呼び、其の址は部落の西方五町許の所にありて、今は畑地となる。上河内城と相對し、兩城とも元弘の役に賊軍の設けて據りし所なりしが、後、正平十五年楠正儀・和田正武の龍泉寺城に據りて設けし十餘寨の内となり、上河内城に共に八木彈正及び菱木越後守入道の居りて守りし所なり。

下河内城址

本地の領主及び區畫の變遷は、大字弘川に同じ。

大字 上河内

本地は古來石川郡に屬し、上河内村と稱す。字地に青崩といへるあり。

高林寺は字堂の上にある。眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十三年の創立、道正の開基なり。參拾坪の境内に本堂のみを存せり。

上河内城は一に長谷城と呼び、其の址は西方約四五町の嶺上にありて、今は櫻林となる。下河内城と相對し、同城の條に記せしが如く、元弘の役に賊軍の設けて據りし所にして、後、正平十五年楠正儀・和田正武の龍泉寺城に據りて設けし十餘塞の内となり、下河内城と共に八木彈正及び菱木越後守入道の居りて守りし所なり。

本地は初の徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり。依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字弘川に同じ。

高林寺

上河内城址

大字	舊石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年七月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
弘川	14,000	14,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

持尾	3,500	5,000	400	5,000	400	5,000	400
下河内	5,000	5,000	1,100	6,000	1,100	6,000	1,100
上河内	11,000	5,000	200	7,000	200	7,000	200
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

第十項 中村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、中村・馬谷村・芹生谷村・神山村・寛弘寺村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる中村の名を採りて中村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 中

本地は古來石川郡に屬し、中村と稱す。字地に百田といへるあり、河内志村里の條に「中屬邑」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり。依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり。同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日馬谷村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字馬谷

本地は古來石川郡に屬し、下河内村と同村たりしが、後、分れて馬谷村と稱す。馬谷は高麗谷の轉訛せしものならん、姓氏錄河内國未定雜姓に「狛人高麗國須牟祁王之後也」と見え、狛・高麗共に邦訓はこまなり、高麗の狛人此の地に居住せしより此の稱をなすに至りしにはあらざるか、後考を俟つになん。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字中に同じ。

大字神山

本地は古來石川郡に屬し、神山村がらまと稱す。字地に東畑といへるあり。或はいふ、本地はもと赤坂郷に屬せりと。又地名は饒速日命降臨の地なるより起れりとの説あり。

鴨習太神社は西方字神山にあり、延喜式内の神社にして、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命・及び高皇彥靈尊を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百拾四坪を有し、本殿・拜殿を存し、末社に神明神社・御魂神社・琴平神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日なり。

光當寺は字境内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、延享五年三月二十七日の中興なり。享保十三年七月二十五日本山より本尊を附與せらる。境内は壹百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し（爾後安永年間革詳ならざれども、大抵徳川氏代官の支配たりしならんといふ）、安永七年より京都所司代松平和泉守乘完、天明元年より同牧野越中守貞長の役知に轉々し、寛政二年徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七

鴨習太神社

光當寺

月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十八區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて、單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字寛弘寺

本地は古來石川郡に屬し、寛弘寺村と稱す。村名は往時此の地に寛弘寺のありしより起れり。字地に出屋敷といへるあり。

寛弘寺の址は東南字水汲にあり、寛弘年間の創建にして眞言宗の巨刹たりしといふ。後、僅に大日堂のみを存せしも、已に廢毀して今は只其の礎石を存するのみ。

西光寺は字井阪にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。本堂は慶應二年の暴風に顛倒して今はなく、庫裏のみを存す。境内は七拾八坪なり。

寛弘寺の址

西光寺

觀念寺

知空院

甘露寺

觀念寺は字上條にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。境内は八拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

知空院は字後藤にあり、眞言宗高貴寺末にして大日如來を本尊とす。由緒詳ならず、境内は四拾五坪にして、庫裏兼本堂を存す。

甘露寺は字甘露寺開にあり、黄檗宗萬福寺末にして藥師如來を本尊とす。由緒詳ならず。境内は五百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家を存す。

本地村高は七百八拾七石六斗七升九合にして、内參百四拾七石九斗貳升貳合は承應三年より牧野佐渡守親成の所領となり、其の四百參拾九石七斗五升七合は寛文元年より石川播磨守總長の所領となりしが、牧野氏の領地は寛文八年より徳川氏代官の支配に歸し(爾後安永年間に至るまでの沿革は詳ならずとす、大抵徳川氏代官の支配たりしならんといふ)、

安永七年に至り松平和泉守乗完の領地に屬し、天明元年京都所司代牧野越中守貞長の役知に轉じ、寛政二年また徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。又石川氏の領地は同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月土地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、

同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字神山に同じ。

大字 芹生谷

本地は古來石川郡に屬し、芹生谷村と稱す。西方田圃の中に圃丘あり、高さ五間・面積七百四坪にして墓山と呼べり、緣由詳ならず。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し(爾後文政の初に至る迄の沿革は詳ならずども、大抵徳川氏)、文政六年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に屬し、天保九年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内縣第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字神山に同じ。

大字

舊石高

明治八年改正
有租地反別
明治九年一月一日現在人口
町村制施行
町村制施行
大正元年五月一日現在人口
大正九年十月一日國勢調査の人口

中	1,102,100	93,876	5,555	101,000	7,640	2,998	2,599
馬谷	63,900	4,933	79	5,826	97		
神山	155,100	43,828	44	46,566	437		
寛弘寺	67,670	69,701	571	7,753	693		
芹生谷	226,180	33,319	181	36,015	205		
計	2,733,600	145,863	1,890	226,321	2,106		

第十一項 赤阪村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、水分村・二河原邊村・桐山村・川野邊村・森屋村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、赤坂は森屋村の南方にありて歴史上著名の稱呼なるを以て、村民の希望に依り其の名を採りて赤阪村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 水分

本地は古來石川郡に屬し、もと赤坂郷と呼びし内にして、水分村と稱す。村名は建水分神社のあるより起れり。河内志には一名を甘口と記せり、甘口の名ありしとすれば、紺口郷の内にして郷名の殘れるものか。字地に南水分・北水分・出合・山の井・漆原といへるあり、河内志村里の條に「水分屬邑五」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

建水分神社

建水分神社は東南字宮山にあり、延喜式内の神社にして、本殿に天御中主神、左殿に天水分神・水波乃賣神、右殿に國水分神・瀬織津比賣神を祀れり。崇徳天皇五年の創立にて皇室の崇敬極めて厚く、貞觀五年八月從五位上より正五位下に叙せられ、累次昇格して延元二年極位に進ませ給へり。もと山下なる今の字下の宮にありしが、後醍醐天皇は楠正成に勅して今の地に移し、神殿・拜殿・鐘樓等を再營せしめ、併せて稻田若干を寄附し給へり、即ち今の社殿なり。春日造左右殿流造檜皮葺にして、明治三十三年四月七日特別保護建造物となる。社號の額は楠正行の筆と傳へ、爾來金剛山の鎮守附近十八ヶ村の産土神にして、氏子の崇敬甚だ厚く、明治五年郷社に列し、同四十年九月十二日大字森屋字垣外の村社森谷神社(素戔鳴命)・大字川野邊字宮山の同八幡神社(應神天皇・天照大神・御神・田心姫命)・大字桐山字築山の同桐山神社(伊弉諾命)・同年十月十九日大伴村大字板持字宮山の同嚴島神社(市杵島姫命)・同村大字別井字松葉の同別井神社(素戔鳴命)・同大字イカノ内の同別井神社(素戔鳴命)・中村大字中字宮の浦の同中村神社(天兒屋根命・齋主神・思兼命)・同村大字馬谷字長峯の同馬谷神社(國常立尊)・同村大字芹生谷字藤山の同奥谷神社(伊弉諾美命)・同村大字寛弘

寺字水波の同水波神社(天水分神)、同月二十一日河内村大字弘川字龍池の同弘川神社(國常立尊・伊弉諾命)、同月二十六日河内村大字上河内字石見町の同立岩神社(天照大神・天兒屋根命)、同月三十日白木村大字白木字北の山の白木神社(素戔鳴命)、同村大字寺田字權現山の同八坂神社(素戔鳴命)、同年十一月九日河内村大字下河内字神山の同河内神社(神日本磐)、同月十一日白木村大字嘉納字戸立の同加納神社(國常立尊)、同月十三日彼方村大字板持字尾の上の同板茂神社(素戔鳴命・大己貴命)を合祀し、大正二年六月二十四日更に府社に昇格せらる。攝社に楠神社あり、楠正成を祀れり、延元元年五月正成の湊川に戦死するや、後醍醐天皇悼惜限りなく、翌二年四月自ら其の像を刻みて當社に祀り、南木神社と號して以て公の誠忠を無窮に傳へしめ給ひしは當社にして、後元祿十年に至り、近江守源總茂神殿を建營せり、即ち今の社殿是れなり。社域は圓形をなせる山腹を占め、廣さ六千貳百拾六坪に及び、社殿は數段の高所にありて老樹鬱葱し、幽邃の氣は人を襲ひて覺えず襟を正さしむ。外に作事部屋・祭器庫・社務所を存す。氏地は本村及び中村の全部、白木村大字白木・同寺田・同加納、河内村大字上河内・同下河内・同弘川、大伴村大字板持・同別井、彼方村大字板持にして、例祭は四月二十五日・秋祭は十月十七日に行はる。社南に飛泉あり、音瀧といふ、高さ一丈、石に激して聲あり、故に此の名あり。

超勝寺は字上出にあり、利王山と號し、淨土宗西山派禪林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜二年千與禪師の開創なり。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂のみを存す。

超勝寺

楠正成の誕生地は字山の井にあり。山の井の名は清泉山の井のあるより起れり、正成の産湯に用ひし水なりといふ。元弘の兵亂以前に於ける楠氏の舊邸地にして、正成の呱呱の聲を擧げし所なり。正成の歿後南風競はずして、遂に足利氏の世となりしぞうたてし。大楠公奮忠事歴の記する所に依れば、其の一族は足利氏の奏請に依り勅勘の身となり、永祿年中楠正虎に至り松永久秀に頼みて勅勘宥免の勅許を得しといへば、其の間祖先遺跡の保存等も行はれざりしならん。文祿年中増田長盛の檢地を掌るに當り、初めて此の誕生地に壇を築きて祠を設け、楠氏舊庭の百日紅を移植して遺跡を世に表彰し、降りて元祿年中領主下館候石川總茂更に保護を加へ、且楠氏の産土神たる水分神社を修繕し、並に其の正成を祀れる南木神社を移轉修築して、大に其の顯彰に努めたりしも、爾後復た顧みるものなかりし爲め次第に荒れ果て、四隣の土地は開拓せられて水田と變じ、唯土壇を残せるのみなりしが、明治八年二月十二日を以て謂ゆる大阪會議を終へたる大久保利通は、翌十三日より當國漫遊の途に上り、同十四日は下赤坂城址を尋ね、轉じて當誕生地を訪ひ、其の有様を見て之を慨き、隨從の堺縣令稅所篤以下村吏等に對し、其の保護と表彰とを講ずべき旨を告げ、金一封を寄せられしが、同縣令は縣より補助金を出し、村吏と圖りて水分神社及び南木社の修繕に着手すると共に、當誕生地の境域を十間四方に擴げ、且一碑を建設して楠公誕生地の五字を刻せり。是に於て誕生地は僅に寂寞を破り來りしが、明治四十一年一月十日、水分神社の氏子十八郷の有志は、楠公誕生地保勝會なるものを組織し

て府知事を會長に仰ぎ、理事長を置きて會務を處理せしめ、會員及び特志家の寄附金を募りて接續地壹千參拾參坪を買收擴張し、大正二年一月二十五日六拾八坪の休泊所を建て、誠忠堂と名づけたるを初めとして、眺望亭及び休息所等を設け、道路・橋梁を修築し、且樹木を栽植しければ、舊觀を一變して清淨の勝地となり、大正五年六月二十四日宮内省より金壹百圓を下賜せらる。大正三年十月十日伏見若宮博義王殿下台臨あり、同六年五月十一日皇太子殿下行啓、紀念の爲め楠木一株を御手植あらせらる。其の地は千早川と水越川の石川となれる會合所の間において高爽の域なるを以て、四望開豁、谷を隔て、西に下赤坂城址を眺め、順次南より東に亘りて高塚・樹形・若山・夫山・本宮・上猫路・下猫路の諸寨址より、上赤坂城址・千早城址を仰ぎ、北は近く神宮寺城址・川邊城址より、遠くは持尾城址・平石城址・二上山にありし二上山寨を望み、風光の美なるはいはすもがな、願望の間、人をして正成の此の地に生れ、地の利を占め人の和を得、諸城寨を配置して回天の偉功を奏し、以て能く建武中興の大業を翼賛し奉りし其の精忠至誠に想到し、懷舊敬仰の念に堪へざらしむ。(編者が城址等再測の爲め本部に來り、中村大

太平記 主上御夢の事楠公事

元弘元年八月廿七日主上笠置へ臨幸成て、本堂を皇居となさる、始一兩日の程は武威に恐れて參り仕る人獨も無かりけるか、叡

山東坂本の台戦に六波羅勢打負ぬと聞えければ、當寺の衆徒を始めて近國の兵共、此後より馳參る、されとも未名ある武士手擧

百騎とも二百騎とも打せたる大名は一人も不参、此勢計にては皇居の御警固如何有へからんと、主上思食煩はせ給て少し御まるとのみ有ける御夢に、所は紫宸殿の庭前と覺えたる地に、大なる常磐木のり、縁の陰茂りて南へ指たる枝殊に榮へ蔓れり、其下に三公百官位に依て列座す、南へ向たる上座に御座の疊を高く敷、未だしたる人はなし、主上御夢心地に誰を設けん爲の座席やらんと、怪しく思食て立せ給ひたる處に、髪結ひたる童子二人忽然として来て主上の御前に跪き、泪を袖に掛て一天下の間に暫も御身を可被障所なし、但しあの樹の陰に南へ向へる座席あり、是御爲に設けたる玉宸にて候へば暫く此に御座候へと申て、童子は遙の天に上り去ぬと御覽して御夢はやかて覺にけり、主上是は天の朕に告る所の夢也と思食て、文字に付て御料簡あるに、木に南と書きたるは楠と云字なり、其陰に南に向ふて座せよと二人の童子の教へつるは、朕再び南面の徳を治て天下の士を朝せしめんする處を日光月光の被示けるよと、自ら御夢を被合て憑敷、こ被思食けれ、夜明けければ當寺の衆徒成就房律師を被召、若此邊に楠と被云武士や有と御尋有ければ、近き傍りに左様の名字付たる者ありとも未承及候、河内國金剛山の西にこそ楠多門兵衛正成とて、弓矢取て名を得たる者は候なれ、是は敏達天皇四代の孫、井手左大臣橘諸兄公の後胤たりといへとも、民間に下て年久し、其の母若かりし時志貴の毘沙門に百日詣て夢想を感じて設けたる子にて候とて、雅名を多門とは申候也とて答へ申ける、主上さては今夜の夢の告是也と思食て頼て是を召せと被仰下ければ、藤房廻轉を奉て急き楠正成を被召ける、勅使宣旨を帶して楠が館へ行向て事の子細を演られければ、正成弓矢取る身の面目何事か是に過しと思ければ、是非の思案にも不及先忍て笠置へ參ける、主上万里小路中納言藤房廻轉を以て被仰けるは、東夷征罰の事正成を被憑思食子細有て勅使を被立處に、時刻を不移馳參候候候候不淺處也、抑天下草創の事如何なる謀を廻してか勝事を一時に決して太平を四海に可被致、所存を不殘可申と勅定有ければ、正成長て申けるは、東夷近日の大逆只天の讒を招き候上は、哀亂の弊へに乗て天誅を被致に何の子細か候へき、但天下草創の功は武略と智謀との二にて候、若勢を合て戦は、六十餘州の兵を集て武藏・相模の兩國に對すとも勝事を得かたし、若謀を以て争は、東

夷の武力只利を推き堅を破る内を不出、是 欺くに安して怖るゝに足ざる所なり、合戦の習にて候へば一旦の勝負をは必しも不可被御覽、正成一入未生て有と被仰召候は、聖運遂に可被開と被思食候へと、頼しけに申て正成は河内へ歸にけり、

神宮寺寨址

赤土山寨址

水越寨址

高塚・中臺
上臺・舞子
平の寨址

神宮寺寨址は水分神社の東北約五町にあり、大字河野邊の河野邊城址と同丘にして俗に之を神宮寺山といふ、蓋し其の名は山下に神宮寺のありしより起れり。寺は舊寺なるべきも創立の年月等は詳ならず、本尊毘沙門天のみは、今も里人の毘沙門講に依りて祭らる。又赤土山寨址は水分神社の西南約二町にあり。兩寨とも元弘二年楠正成の設けたる城寨中の一にして、神宮寺寨は神宮寺氏の據りし所なり。同じく楠正成の設けて大和方面に備へたる水越寨の址は、水分神社より約二里なる東方大和との國界水越峠の頂上西北にあり。又當時賊軍の設けし高塚・中臺・上臺・舞子平の四寨址あり、其の中にて高塚寨址は水分神社の東方約十町の高塚山にありて、其の東なる中臺寨址、中臺寨址の北なる上臺寨址と鼎立し、舞子平寨址は水分神社の東方約十五町にあり、以上何れも今は松櫨の林地となる。

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狭守總管に至り、明治二年六月上地せり、依て下館藩の支配に移り同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十三日第一大區六小區に改まりて、同月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役

所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字二河原邊

本地は古來石川郡に屬し二河原邊村と稱す。字地に上城・芝城といへるあり。

二河原城址
淨心寺寨址

二河原邊城址は東南字上城にあり、足谷川を隔て、西方上赤坂城に對す。又淨心寺寨址は北方字芝城にありて、楠公誕生地を西北に瞰下せり。兩寨とも元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、今は山林となる。

本地の領主及び區畫の變遷は、大分水分に同じ。

大字川野邊

本地は古來石川郡に屬し、もと川邊村と呼びしが、後、野の字を加へて川野邊村と稱す。

河野邊城址

河野邊城址は部落の東方にあり、俗に屋敷城と呼ばれて今は宅地となる。元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、河野邊氏の據りし所なり。後、正平十五年楠正儀・和田正武の構へたる十餘寨中

の川邊村城も、其の跡に設けられたるものなるべし、當時の守將は川邊駿河守なり。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し(爾後文政の初沿革は詳ならずとも、大抵徳川代官の支配たりしならんといふ)、文政六年大坂城代松平伯耆守宗發の役知に轉じ、天保九年再び徳川代官

の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字水分に同じ。

大字森屋

本地は古來石川郡に屬し、もと赤坂郷と呼びし内にして、森屋村と稱す。字地に上垣外といへるあり。

下赤坂城址

下赤坂城址は大字水分との境なる南方字甲取山にあり、其の地は大字水分の楠公誕生地と千早川を隔て、相對する金剛山支脈の一端なり。東は千早川に臨みて懸崖を爲し、北より西は深溪を爲して他の丘陵と隔絶し、南方のみ一帶の丘阜に連る、故に塹濠を設けて高塚山と絶縁せり。高さ約五拾尺、上は平坦にして東西約百間・南北約四百間、本丸・二の丸・三の丸・出丸・帶曲輪・袖曲輪の址あり。

今は開拓せられて水田と化し、灌漑用には水を千早川の上流より導き、高塚山の麓を繞らして之に注げり。是れなん元弘元年楠正成の初めて勤王の旗を擧げし所なり。是れより先き正成は後醍醐天皇の召命に接して笠置に謁し、討幕の詔を拜し、同年九月當城を築きて尊良・護良兩親王を奉じ、四條隆資・其の子隆貞・中院定平・村上義光・赤松則祐等と之に據りしが、同月二十八日笠置陥りて、後醍醐天皇は河内に潜幸の途中賊軍の爲めに囚はれ給ひしかば、尊良親王は之を救ひ出し奉らんとし都に上り、亦賊軍の手に囚はれ給ふ。越えて十月十五日賊の大軍は京都を發し、其の將大佛貞直・金澤貞冬・江馬宗教は三手に分れて當城に攻め寄せしが、正成はしばし奇計を出して賊軍を撃退せり。然れども城は俄造なるが上に、衆寡懸絶せるのみならず、兵糧矢種も多からず、永く守りて戦ふの手段もなければ、再學を期して同月二十一日の夜風雨に紛れて忍び出で、火を放ちて金剛山に入れり。正成の歿後は其の族之を支持し、正平七年二月後村上天皇は賀名生の行宮を出で、赤坂城に臨幸し給ひ、後、男山の陥るや虎口を脱して再び此に風輦を駐めて、五月賀名生に還幸あらせらる。同十五年閏四月二十九日龍泉・平石二城の陥るに及び、正儀も當城を棄て、金剛山に退き、後、正儀及び和田正武等の死するや、弘和二年正月二日山名氏清泉州界より二千餘騎を率ゐて來り攻め、和田新九郎・同孫次郎等據守せしも、防ぐこと能はずして去りしかば、氏清代て此に據れり。王の御所・おいぬがばといへる字地は舊城址に存し、附近には一の木戸・甲取坂・葛林・出合谷等の名あり。又屏風岩は

東條川の東涯大字水分領にありて高さ一丈・周圍一町なり。皆是れ元弘後の舊蹟にして、河内名所圖會に「其の古跡今に顯然として、一の木戸・甲取坂・軍馬に嵐を防ぎし屏風家・藤林・出會といふは、楠の兵士三方より出合東軍を引包で攻めし所なり、王院の御所といふは主上こゝに車駕をのゝらせ給ふ時の假御所の跡なり、其の馬場を土人おいぬがばと今に字に呼とかや」とあるもの即ち是れなり。

太平記

赤坂城軍の事(元弘)

遙々と東國より上りたる大勢共、未だ江國へも入るる前に、笠城の城已に落ければ、無念の事に思て、一人も京都へは不入、或は伊賀・伊勢の山を經、或は宇治・醍醐の道を要す、楠兵衛正成が船籠たる赤坂の城へそ向ひける、石川河原を打過、城の有様を見遣れば、俄に拵へたりと覺て、はかしく堀をもはらず、僅に塀一重塗て、方一二町に過ぎと覺たる其内に、櫓三十三か程擁壁へたり、是を見る人毎に、あな哀の敵の有様や、此城我等が片手に載て、投るとも投つへし、あはれせめて如何なる不思議にも、櫓が一日こらへよかし、分捕高名して恩賞に預らんと、思はぬ者こそ無りけれ、されば寄手三十万騎の勢共、打寄ると均く、馬を踏放し、堀の中に飛入櫓の下に立壁て、我前に打入んとそ諍ひける、正成は元來策を帷幄の中に運し、勝事を千里の外に決せんと、陳平・張良が肺腑の間より流出せるか如の者なりければ、究竟の射手を二百餘人城中に籠て、舍弟の七郎と和田五郎正遠とに、三百餘騎を差副て、よその山にそ置たりける、寄手は是を思もよらず、心を一片に取て、只一揆に採落さんと、同時に皆四方の切岸の下に着たりける處を、櫓の上さまの隙より指つめ引つめ、鐵を支て射ける間、時の程に手負死人千餘人に及へり、東國の勢共案に相違して、いやしく此城の爲體、一日二日には落ましかりける、暫陣々を取て役所を構へ、手分なして合戦を致せとて、攻口を少し引退き、馬の鞍を下し、物の具を脱し、皆帷幕の中にそ休み居たりける、楠七郎・和田五郎

遙の山より見下して、時刻よしと思ひければ、三百餘騎を二手に分け、東西の山の木蔭より、菊水の旗二流、松の嵐に吹靡かぜ、
 間に馬を歩ませ、標嵐を捲て押寄せたり、東國の勢是を見て、敵か味方かと、ためらひ怪む處に、三百餘騎の勢共、兩方より時
 を咄と作て、雲霞の如くに變きたる三十萬騎か中へ、魚鱗懸に懸入、東西南北へ破て通り、四方八面を切て廻るに、寄手の大勢
 あきれて、陣を成かれたり、城中より三の木戸を同時に風と排て、二百餘騎鎧を穿て打て出、手崎をまはして散々に射る、寄
 手さしもの大勢なれども、僅の敵に驚駭て、或は維ける馬に乗て、あふれとも進まず、或は弛せる弓に矢をはけて、射んとすれ
 とも不被射、物具一領に二三人取付、我が人のよと引過ける、其間に主被打とも従者は不知、親被打共事も不助、蜘蛛の子を散
 すか如く、石川河原へ引退く、其道五十町か間、馬物具を捨たる事、足の踏所もなかりければ、東條一郡の者共は、俄に徳付て
 そ見へたりける、さしもの東國勢思の外に爲浪して、初度の合戦に負ければ、桶か武略侮りにくことと思けん、吐田・檜原邊に
 各打寄せたれども、聽て又推寄せんとは不疑、此に暫控へて、畿内案内者を先に立て、後攻のなき様に、山を薙廻、家々焼擗し、
 小島、城を責へきなんと評定ありけるを、本間・澁谷の者共の中に親被打子被討たる者多かりければ、命生きては何かせん、よし
 の我等が勢許なりとも、馳向て打死せんと、憤りける間、諸人皆是に被勳て、我もくんと馳向けり、彼赤坂の城と申は、東一方
 こそ山田の畔、重々に高く、少し難所の様なれ、三方は皆平地に續きたるを、獨一重に堀一重塗たれば、如何なる鬼神か籠りた
 り共、何程の事か可有と、寄手皆是を侮り、又寄ると均く堀の中切岸の下まで攻付て、逆木を引のけて打て入んとしければとも、
 城中には音もせず、是は如何様昨日の如く、手負を多く射出て深ふ處へ、後攻の勢を出して揉合せんするよと心得て、寄手十萬
 餘騎を分て、後の山へ指向て、殘る二十萬騎船麻竹葦の如く、城を取巻て責たりける、かゝりければとも城の中よりは、矢の一
 筋をも不射出、更人有とも見えざりければ、寄手強氣に乗て四方の堀に手を懸、同時に上り越んとしける處を、本より堀を二重
 に塗て、外の堀をほ切て落す様に拵たりければ、城の中より四方の堀の釣繩を、一度に切て落したりける間、堀に取付たる寄

千餘人、壓に被打たる様にて、目計はたらく處を、大木大石をなげ懸なげ懸打ける間、寄手又今日の軍にも七百餘人被討けり、
 東國の勢共、兩日の合戦に、手こりをして今は城を攻んとする者一入もなし、只其近邊に陣々を取て、遠攻にこそしたりけれ、四
 五日か程は、加藤にて有りけるか、餘に暗然として守り居たるも、云甲斐なし、方四町にたに足らぬ平城に、敵四五百人籠たる
 を、東八箇國の勢共が責かれて、遠責したる事の淺猿さよなんと、後までも人に被突事こそ口惜けれ、前々は早りのま、桶をも
 不衝、責具足をも支度せて責ればこそ、そゝろに人は損しつれ、今度け質を替て可責とて、面々に持桶をほかせ、其面にいため
 皮を當て、轍く被打ぬ様に拵て、かつきつれてそ責たりける、切岸の高き堀の深き幾程もなければ、走懸て堀に着ん事は、最と
 安く覺けれ共、是も又釣堀にてやあらんと危みて、無左右扉には不着、皆堀の中におり潰く、熊手を懸て堀を引ける間、既に被
 引破ぬへう見えける處に、城の内より柄の一二丈長さ杓に、熱湯の湧翻りたるを酌て懸たりける間、甲の天邊、綿かみのはつれ
 よい熱湯身にとつて、桶爛れば、寄手こらへかれて、桶も熊手も打捨て、はつと引ける見苦しき、矢庭に死ぬるまでこそ無
 れとも、或は手足を被焼て立も不揚、或は五體を損して、病み臥する者二三百人に及へり、寄手質を替て責れば、城中工を
 替て防さける間、今は兎も角も可爲様なくして、只食攻にすへしとそ被議ける、かゝりし後は混ら軍をやめて、已が陣々に標を
 かき、逆木を引て遠攻にこそしたりけれ、是にこそ中々城中の兵慰方もなく、氣も疲れぬる心地してける、桶此城を擽へたる事
 暫時の事なりければ、はかしく兵糧なんと用意もせされば、合戦始りて城を被圍たる事、僅に廿日餘りに、城中兵糧盡し、
 今四五日の食を殘せり、かゝりければ正成諸卒に向て云けるは、此間數箇度の合戦に打勝て、敵を亡す事数を不知といへ共、敵
 士勢なれば敵物の數ともせず、城中既に食盡て助の兵なし、元來天下の士卒に先立て、草創の功を志とする上は、筋に當り義
 に臨ては、命を可惜に非ず、雖然事に臨て恐れ、謀を好て成すは、勇士のする所也、されば暫く此城を落て、正成自害したる體
 を、敵に知らせんと思ふ也、其故に正成自害したりと見及ば、東國勢定めて悦を成て可下向、下らば正成打て出、又上らば深

由に引入、四五度か程、東國勢を懐きたらん、なとか退屈せざらん、是身を全して敵を亡す計略也、面々如何計ひ給ふと云ければ、諸人皆可然とて同じける、さらばとて城中に大なる穴を、二丈計掘り、此備期の中に多く討れて臥たる死人を、二三十人穴の中に入て、其上に炭薪を積り、雨風の吹洒く夜をそ待たりける、正成か運つ天命に叶けん、吹風散に沙を擧て、降雨更に森を衝か如し、夜色蒼溟として能城皆帷幕を低る、是待所の夜なりければ、城中に一人を一人残し留て、我等落延ん事四五町にも成ぬらんと思はんする時、城に火を懸くと云置て、皆物の具を脛寄手に紛て五人三人別々になり、敵の役所の前、軍勢の枕の上を越て、閑々と落けり、正成長崎か厩の前を通りける時、敵を見つけて、何者なれば御役所の前を、案内も申さず忍やかに通るそと告めければ、正成はは大将の御内の者にて候か、道を踏違へて候ひける。云捨て、足早にそ通りける、告めつる者さればこそ怪き者なれ、如何様馬盗人と覺ゆるそ、只射殺せとて近々と走寄て、眞直中を射たりける、其の矢正成か臂の懸りに答てした、かに立ぬと覺えけるが、すはたなる身に少しも不立して、苦を返して飛躍る、後に其の矢の痕を見れば、正成か年来信して奉誦観音經をそ入たりける膚の守に矢當て一心稱名の二句の偈に矢さき留まりけるこそ不思議なれ、正成必死の機に死を遁れ、廿餘町落延て跡を願ければ、約束に不違早城の役所共に火を懸たり、寄手の軍勢火に驚て、すはや城は落けることとて、勝時を作てあますな漏すなと騒動す、燒靜りて後城中を見れば、大なる穴の中に炭を積り燒死たる死骸多し、皆是を見てあな哀や、正成はや自害をしてけり、敵なからも弓矢取て尋常に死たる者哉と、譽ぬ人こそ無りけれ、

太平記 平石城軍の事 和田夜討の事 (五十一)

(前文は平石城軍の事) 龍山・平石二箇所の城落しかば、八尾城も不保、今は僅に赤坂の城計りこそ残りけれ、此城さまで之の要害不見、只和田・楠が館の當りを敵に無左右取散されしと俄に構たる城なれば、暫もつば支るとて、陣々の寄手一所に集て二十萬講、五月三日の早旦に赤坂の城へ押寄せ、城の西北三十餘町か間に、一勢一勢引分て先向城を構へける、楠は元來思慮深きに似て急

に敵に當る機少し、此大敵に戦はん事難叶、只金剛山へ引隠て、敵の勢のすく處を見て後に戦はんと申けるを、和田はいつも急を先として謀を待ぬ者なりければ、都て此儀に不同、軍の習ひ負るに常の事也、只可戦所を不戦して身を慎を以て助とす、さても天下を敵に受けたる南方の者共か、遂に野伏軍計しつる事のをかしこと、日本國の武士共に笑れん事こそ口惜けれ、何様一夜討して太刀の柄の微塵に碎る程切合んするに、敵あらけて引退なば總て勝に乗して討へし、引すんば又力なく其時こそ金剛山の奥までも引籠て戦はんすれとて、夜討に馴たる兵三百人勝て、問は、武しと答へこと、約束の名乗を定つ、夜深る程を待たりける、五月八日の夜なれば、月は宵より入にけり、時尅よく成ぬとて三百人の兵共一陣に進て見へける、結城か向城へ忍寄て、木戸口にして時を作る、其聲に驚て外の陣には騒げ共結城の陣は少しも不睡、敵を静めて待懸たり、射手は元來構にあれば、矢間を引て差攻々々散々に射る、打物の衆は播磨逆木を阻て、上れば切て落し、越れば突落し、此を先途と防けれ共、和田和泉守正武眞前に懸て切て入る、日來の言を不忘して續けや人々と喚て播磨切て引破り、一枚楯引側めて城の中へ飛入ければ、相願兵三百人續て城へそ込入ける、甲の鉢を傾け鎧の袖をゆり合せく切逢て、天地を動かし火を散す、互に喚叫て半時計切合たるに、結城か兵七百餘人、餘に戦風して已に引色に見へける處に、細川相模守五百餘騎にて敵の後へに廻り、清氏後攻をするそ引なくと呼りけるに力を得て、鹿窪十郎・宮澤兵重助・茂呂勘解由左衛門尉三人踏止々々戦けるに、和田か兵數十人討て若干紙を被く、叶はしと思けん、一方の播磨踏破て一度にばつと引たりけり、爰に結城か若黨に物部次郎郡司とて世に勝たる兵四人あり、兼てより若者夜討に入たらば、我等四人は敵の引返さんするに紛れて赤坂の城へ入、和田・楠に打違へて死るか、不然は城に火を懸て燒落すかと約束したりけるか、少しも不違引て歸る敵に紛れて、四人共に赤坂の城へそ入たりける、夫夜討強盜をして歸る時、立勝り居勝りと云事あり、是は約束の聲を出して諸人同時に颯と立颯と居、角て敵の紛れ居るをえり出さん爲の謀也、和田か兵赤坂の城に歸て後、四方より續松を出し、件の立勝り居勝りをしけるに紛れ入四人の兵共敢て加藤の事に誦ぬ者共なりければ、

無紛えり出されて大勢の中に取籠られ、四人共に討死して名を留めけるこそ哀なれ、天下一の剛の者とは是を誠に云へきと褒ぬ人こそ無りけれ、和田が夜討にも敵陣一所も不退、彌氣に乗て見へければ、此城にて敵を支へん事は叶はしめて、和田も楠も諸共に、其夜の夜半計に赤坂の城に火を懸て、金剛山の奥へ入にけり、

後太平記 河内國赤坂城没落之事 (弘長)

南方の官軍可滅天時到来しぬる者歟、楠正儀逆し、打ち續き和田和泉守正武天行病を受けて世を遊りしかば、一族郎等闇夜燈消て石路をたるとるか如く、軍慮烈盡て城卒夜々に拔落す、此時山名陸奥守氏清は和泉堺に在て仄に是を聞て、永徳二年(和朝)正月二日の晩方、二千餘騎を率し赤坂城へ押寄せたり、城内には可防兵僅三十餘騎周章騒ぐ事網程の魚の如し、和田新九郎・同孫次郎木戸虎口を閉ち、其間に女性少き者共を後の山より落しける、月は不出暗に味し、生死無常の闇路をたとり、生者必滅の涯を越へ、愛別離苦夜半の路、裳は露袖は泪にかさくられて、歩行跳にてうかれ出、山嵐暴風に散る花の色香を留め身とそ成にける、哀此人々元弘の終には武威を天下に假し、朝思篤かりし時一度は榮花の華を攀ち、榮耀の灯を挑じ、驚威を振ふ身たりと雖、盛衰忽ち轉變して籠島の雲を戀じ、歸雁行を亂たし、五蘊のあたなる身を八苦の炎に焦し、有流の激水悲悼の心を深はす、嗚呼人間百年の樂も、枕頭片時の夢路に寄せて、一門跡なく散果、哀を筆にそ住めける、去程に山名陸奥守氏清は赤坂の城を責落し、和泉國を賜り、多年の戦苦を休し、頓て住吉大明神に參詣、宿願を開解し奉幣を進め、暫く宮外に馬を止め四方を眺覽せしに、累年の兵革軍用の爲め松斬盡たれば、臨時の課役を掛て金銀にて千松萬木を植たりしか、是は民の勞なりと何者か書けん、松の枝に狂歌をそ興けたりける、

民か世の久しかるまし例には金にてうえし住悪くの松

寄手塚・味方塚

寄手塚・味方塚は下赤坂城址の北に隣れる千早川西岸の山上字三味所にあり。もと淨瑠璃寺の境内なりしも、寺は明治以前に廢寺となり、今は三間に四間許の小堂を存す。封土は前者は方壹間、後者は方二間にして共に五輪塔を置かる。元弘元年勤王の旗を下赤坂城に擧げしより、幾多の戦を経て王政古に復しければ、功を以て正成は攝・河・泉の守護に補し、正六位に叙せられ、數多の知行に添へて金帛を拜受し、建武二年更に河内の國司に任じ、從五位下に叙せられしが、正成は之を以て一族同志の功なりとなし、恩賞を頒ちて部下に酬ひ、遺族を救ひ、且敵味方の戦死者を憐みて、其の冥福を祈らんが爲め、遺骨を淨瑠璃寺の境内に改葬し、諸山の高僧を請じて供養會を修せしもの即ち此の兩塚なりといふ。正成の抱きし一視同仁の至情、見るものをして欽仰の念に堪へざらしむ。

大森彦七の墓

大森彦七の墓は北方字森屋にあり、方二間の封土にして高さ八尺なり。彦七の此に葬られたる緣由は詳ならず。太平記に依れば、彦七は伊豫の人なり、曆應五年の春名劍を帯びしを以て、正成の亡魂先帝の勅使となりて雲中より異形の姿を現はし、大に彦七を惱まして其の劍を奪取せりと。信するに足らざる妄談なれども、好事家の同太平記に依りて楠公由緒の此の地に設けしものならん。

西樂寺

西樂寺は字九品所にあり、慈雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛弘三年僧覺圓の創立なり。文明十六年二月武田太郎信重入道之を中興せり。境内は參百七拾八坪を有し、本堂鐘樓・長屋を存す。

常念寺は字東浦にあり、日照山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。明治六年二月廢寺となりしが、同十三年五月十一日復舊せり。境内は貳百參拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は承應三年より牧野佐渡守親成の領地たりしが、寛文八年徳川氏代官の支配に歸し、同九年より石川主殿頭憲之、正徳元年より松平丹波守光熙、享保三年より松平左近將監乘邑(石川以下)
澁城主の領地となり、寛延元年再び徳川氏代官の支配に歸し、明和元年大坂城代松平和泉守乘佐の役知となり、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、安永七年松平和泉守乘完の領地に換り、天明元年京都所司代牧野越中守貞長の役知に轉じ、寛政二年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日復た堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區六小區内の二番組に入りし外は、大字水分に同じ。

大字 桐山

本地は古來石川郡に屬し、もと赤坂郷と呼ばし内にして桐山村と稱す、桐山の桐を一に切に作る。字地に大根田といへるあり、河内志村里の條に「切山屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。上赤坂城址は大根田山上にあり、故に大根田城ともいひ、別に桐山城の名あり。金剛山の北に續ける尾崎の盡頭にして、高さ參百尺、西東北の三面は深谷に臨めり。其の地形は丁字形を爲し、右方の高地は本丸の址にて字を千疊敷といひ、南北約六拾六間・東西約拾六間にして、幅約拾參間半の帶曲輪を繞らし、南端に南北約拾參間半・東西約貳拾貳間の袖曲輪添へり。左方は稍低くして方貳拾貳間二の丸の址なり。北端と東部には約拾壹間四方の袖曲輪あり、本丸と二の丸の間なる鞍部は字を茶椀原と呼び、三段の平地を爲して南北約六間・東西約貳拾貳間、蓋し陣小屋兼炊事場のありし所ならんといふ。前面は出丸にして四段を爲し、各段とも東西約拾壹間・南北約八間強、正面の谷を城谷といひ、右側の谷を池の谷、左側の谷を糞の谷といふ。高地中に嶄然屹立せるを以て、眼眸を放たんか河・泉の山野を展望し、遠近幾多城寨の址は指呼の間に點綴せり。城後に井の谷あり、堤を築きて水を湛へ、壹町四方の池を爲して一丁田池と呼べり、蓋し飲料・防火の用に供したるものならん。是れ城址の概略なり。城は元弘二年楠正成の再舉に際して築きし本城なり。翌三年二月賊の大軍は京都を出發し、三手に分れて雲霞の如くに攻め來る、依て正成は平野將監を大將・楠木正家を副將として當城を守らしめけるに、大手の敵將時治は天王寺より沿道の城寨を陥れ、漸く進みて同月二十二日より當城の攻

撃に着手し、数日の間悪戦苦闘して突撃せり。然れども要害に據れる城兵の抵抗烈しかりしが爲め、其の目的を達すること能はざりしが、敵の一隊は間遣より進み猫路山の寨を襲ひて水路を絶ちしかば、城は守り難くなりて、副將楠木正家は宗徒のものを引纏め、二月晦日の夜峰を傳ひて千早城に入り、翌閏二月一日大將平野將監は門を開きて降り、城遂に陥れり。傳へいふ、賊の間道を知りしは士民に内通せるものありしに依れりと。城址より南方千早村大字東坂の本不見神社に通ずる道に、血の坂といへるあり、當時の戦に血を流せしより此の名を爲せるものならん。

太平紀 關東大勢上落の事(元弘)

去る程に畿内西國の凶徒日を逐て蜂起する由、六波羅より早馬を立て關東へ被注進、相模入道大に驚て、さらば討手を指遣せと相模守の一族其外東八箇國の中に可然大名共を催し立て被差上、先づ一族には阿曾彈正少弼・名越遠江入道・大佛前隆興守・貞直・國武藏左近將監・伊具右近大夫將監・陸奥右馬助、外様の人々には千葉大介・宇都宮三河守・小山判官・武田伊豆三郎・小笠原彦五郎・土岐伯耆入道・荻名判官・三浦若狭五郎・千田太郎・城太宰大貳入道・佐々木隆成前司・同備中守・結城七郎左衛門尉・小田常陸前司・長崎四郎左衛門尉・同九郎左衛門尉・長江彌六左衛門尉・長沼駿河守・澁谷遠江守・河越三河入道・工藤次郎左衛門高景・狩野七郎左衛門尉・伊東常陸前司・同大和入道・安藤藤内左衛門尉・宇佐美攝津前司・二階堂出羽入道・同下野判官・同常陸介・安保左衛門入道・南部次郎・山城四郎左衛門尉、此等を始として宗徒の大名百三十二人、都合其の勢三十萬七千五百餘騎、九月廿日鎌倉を立て十月八日先陣既に京都に着けは、後陣に未だ足柄箱根に支へたり、是のみならず河野九郎四郎の勢を率て、大船三百餘艘にて尼崎より襲て下京に着、厚東入道大内介安藝熊谷・周防・長門の勢を引具して、兵船二百餘艘に

て兵庫より襲て西の京に着、甲斐・信濃の源氏七千餘騎中山道を経て東山に着、江馬越前守・淡河石京亮北陸道七箇國の勢を率して、三萬餘騎にて東坂本を経て上京に着、惣して諸國七道の軍勢我もくく馳上りける間、京白河の家々に居餘り、醍醐・小栗・日野・勤修寺・嵯峨・仁和寺・太深の邊、西山北山賀茂北野草堂河崎清水六角堂の門の下鐘樓の中迄も、軍勢の宿らぬ所は無りけり、日本雖小國是程に人の多かりけりと如て驚く計也、去程に元弘三年正月晦日、諸國の軍勢八十萬騎を三手に分て、吉野・赤坂・金剛山三の城へ被向ける、先づ吉野へは二階堂出羽入道進軍を大將として、態と他の勢を交へず二萬七千餘騎にて上道中道下道より三手に成て相向ふ、赤坂へは阿曾彈正少弼を大將として其の勢八萬餘騎先天王寺住吉に陣を張る、金剛山へは陸奥右馬助頼手の大將として其の勢二十萬騎奈良路より、被向けれ、中にも長崎藤四郎左衛門尉は別して侍大將を承て大手へ向ひけるか、態と己が勢の程を人に被知んとや思けん、一日引きかりてそ向ひける、其の行状見物の目をぞ驚しける、先旗を、其次に遅しき馬に厚總懸て一様の鎧着たる兵八百餘騎、二町計先き立て、馬を静めて打せたり、我身は其次に頼頼の鎧垂垂に精好の大口を張せ、紫下渡の鎧に白星の五枚甲に八龍を金にて打て着たるを猪頭に着成し、銀の磨著の臙當に金作の太刀二振帶て、一部黒とて五尺三寸有ける坂東一の名馬に鹽干渴の捨小舟を金具に磨たる鞍を置て欺冬色の厚總懸て、三十六差たる白鬚の銀著の大黒の矢に木蓋藤の弓の真中握て小路を狭しと歩ませたり、片小手に腹當して諸具足したる中間五百餘人二行に列を引き、馬の前後に隨て閑に路次を歩みける、其の後四五町引ききかりて思々に鎧たる兵十萬餘騎、甲の星を輝かし、鎧の袖を重て、香の子を打たるか如くに道五六里か程支たり、其の勢ひ決然として天地を響し山川を動す計也、此外外様の大名五千騎三千騎引分て晝夜十三日迄引も切らてそ向ひける、我朝は不及申、唐土・天竺・太元・南蠻も未是程の大軍を發す事雖有かりし事也と思はぬ人こそ無りけれ、

同 赤坂合戦の事 人見本間拔懸の事(同)

去程に赤坂の城に向ひける大將阿曾彈正少弼、後陣の勢を待調へんか爲に天王寺に兩日逗留有て、同二月二日午刻に可有矢合、於拔懸之重者可爲罪科之由を被觸ける、爰に武藏國の住人に見四郎入道恩阿と云者あり、此の恩阿本間九郎資貞に向て語りけるは、御方の軍勢雲霞の如くなれば敵陣を攻落ん事疑なし、但事の様を案するに、關東天下を治て權を執る事已に七代に餘れり、天道缺盈運るゝ處なし、其上臣として君を流し奉る積感豈果して其の身を滅さゝらんや、某不肖の身なりといへ共武恩を蒙て齡已に七旬に餘れり、今日より後差たる思出もなき身のまゝに長生して武運の傾んを見んも老後の恨、臨終の際共成ぬへければ明日の合戦に先懸して一番に討死して其名を末代に遺さんと存する也と語りければ、本間九郎心中にはけにもと思ながら、枝葉の事を宣者哉、是程なる打圍の軍にまゝなる先懸して討死したり共差て高名とも云はれまし、されば只某は人なみに可張舞也と云ければ、人見にも無興氣にて本堂の方へ行けるを、本間怪み思て人を付て見せければ、矢立を取出して石の鳥居に何事とは不知一筆書付て己か宿へそ歸りける、本間九郎さればこそ此者は一定明日先懸せられぬと心ゆるし無りければ、また宵より打立て唯一騎東條を指て向けり、石川河原にて夜を明すに朝霞の晴間より南の方を見ければ、緋唐綾威の鎧に白母衣懸て鹿毛なる馬に乗たる武者一騎赤坂の城へそ向ひける、何者やらんと馬打寄せて是を見れば、人見四郎入道なりけり、人見本間を見付て云けるは、昨夜宣し事を實と思はば孫程の人に被出拔ましと打笑て馬を早めける、本間跡に付て、今に互に先を争ひ申に及す、一所にて戸を曝し、冥途までも同退申さんするまゝと云ければ、人見甲にや及ばんと返りて、跡になり先になり物語して打けるか、赤坂の城近く成ければ、二人の者共、馬の鼻を變へ懸懸り、堀の際まで打寄せて、鐵鎧飛杖突て、大音聲を揚て名乗けるは、武藏國の住人に見四郎入道恩阿、年積て七十三、相模國の住人本間九郎資貞、生年三十七、鎌倉を出しより軍の先陣を懸て、戸を戰場に曝ん事を存して相向へり、我と思はん人々は、出合て手なみの程を御覽せよと、聲々に呼て城を睨て引へたり、城中の者共是を見、是まゝと坂東武者の風情とは、只是れ熊谷・平山か一谷の先懸を傳聞て、漢教思へる者共也、跡

を見ろに續く武者もなし、又さまで大名とも見えず、澄れ者の不敵武者に、跳り合て命失ふて何かせん、只置て事の様を見よとて、東西鳴を静めて返事もせず、人見腹を立て、早且より向て名乗れ共城より矢の一をも射出さぬは、臆病の至り歟、敵を侮る歟、いて其義ならば手柄の程を見せんとて、馬より飛下りて、堀の上なる細橋さら／＼と走渡り、二人の者共、出し屏の脇に引傍て、木戸を切落さんとしける間、城中是に騒いて、土小間櫓の上より、雨の降か如くに射ける矢、二人の者共が鎧に、鬘毛の如にそ立たりける、本間も人見も元より討死せんと思立たる事なれば、何かは一足も可引、命を限に二人共に一所にて被討けり、是まで付從ふて最後の十念勤めつる聖、二人が首を乞得て、天王寺に持て歸り、本間か子息源内兵衛資忠に始よりの有様を語る、資忠父が首を一目見て、一言をも不出、只涙に咽んで居たりけるか、如何思ひけん鎧を肩に投懸り、馬に鞍置て只一人打出んとす、聖性み思て鎧の袖を引留め、是はまゝも如何なる事にて候て、御親父も此合戦に先懸して、只名を天下の人に被知と計り思召さば、父子共に打連てこそ向はせ給ふへけれ共、命をば相模殿に獻り、恩賞をば子孫の榮花に貽さんと思召ける故にこそ、人より先に討死をばし給ふらめ、而るに思ひ籠め給へる所もなく、又敵陣に懸入て父子共に討死し給ひなば、誰か其跡を繼ぎ、誰か其恩賞を可蒙、子孫無窮に榮ゆるを以て、父祖の孝行を呈す道とは中也。御悲歎の餘りに、無是非死を共にせんと思召すは理なれ共、暫く止らせ給へと堅く制しければ、資忠涙を押へて、無力着たる鎧を脱置たり、聖さては制止に拘りぬと嬉しく思て、本間か首を小袖に裹み、葬禮の爲に側なる野邊へ越ける其間に、資忠今は可止人のなれば、則ち打出て、先つ上宮太子の御前に参り、今生の榮耀は、今日を限りの命なれば、祈る所にあらず、唯大悲の弘誓の誠あらば、父にて候者の討死仕候し戰場の同し苦の下に埋れて、九品安養の同蓋に生るゝ身と成させ給へと、泣々祈念を凝して、泪と共に立出けり、石の鳥居を過ると見れば、我父と共に討死しける人見四郎入道か書付たる歌あり、是を誠に後世まで物語に、可留事よと思ければ、右の小指を食切て、其血を以て一首を側に書添て、赤坂の城へそ向ひける、城近く成ぬる所にて、馬より下り弓を脇に挟んで木戸を叩き、

城中の人々に可申事ありと呼りけり、其暫く在て兵二人、櫓の小間より顔を指出して、誰人にて御渡候哉と問ければ、是は今朝此城に向て討死して候つる、本間九郎資貞が嫡子源内兵衛資忠と申者にて候也、人の親の子を憶ふ哀み、心の闇に迷ふ習にて候間、共に討死せん事を悲みて、我に不知して只一人討死しけるにて候、相伴ふ者無て申有の途に迷ふ賢、まこと被思遺候へば、同く討死仕て、無跡まで父に孝道を盡し候はやと存して、只一騎相向て候也、城の大將に此由を被申候て、木戸を被開候へ、父が討死の所にて同く命を止めて、其望を達し候はんと慇懃に事を請ひ、泪に咽んで立たりける、一の木戸を堅めたる兵五十餘人、其志孝行にして相向ふ處、やさしく哀なるを感して、則ち木戸を開き、逆木を引のけしかば、資忠馬に打乗り、城中へ懸入て、五十餘人の敵と火を散してそ切合ける、遂に父が被討し跡にて、太刀を口に呀へて覆しに倒れて、貫かれてこそ失にけり、惜哉父の資貞は、無双の弓矢取にて、國の爲に要須たり、又子息資忠は、ためしなき忠孝の勇士にて、家の爲に榮名あり、人は年老傾きぬれ共、義を知て命を思ふ事、時と共に消息す、此三人同時に討死しぬと聞えければ、知るも知らぬもおしなへて歎かぬ人は無りけり、既に先懸の兵共、ぬげ／＼に赤坂の城へ向ひ討死する由披露有ければ、大將則ち天王寺を打立て駈向ひけるか、上宮天子の御前にて馬より下り、石の鳥居を見給へば、左の柱に

花さかぬ老木の櫻朽ぬともその名は昔の下にかくれし

と一首の歌を書て、其次に武藏國の住人見四郎恩阿生年七十三、正慶二年二月二日、赤坂の城へ向て、武恩を報せん爲に、討死仕畢ぬと書たりける、又右の柱を見れば

まてしばし子を思ふ闇に迷ふらん六の街の道しるへせん

と書て、相模國の住人本間九郎資貞嫡子、源内兵衛資忠生年十八歳、正慶二年仲春二日、父が死體を枕にして、同じ戰場に命を止め畢んぬと書たりける、父子の恩義君臣の忠貞、此二首の歌に顯れて、骨は化して黄壤一堆の下に朽ぬれと、名は留て青雲

九天の上に高し、されは今に至るまで、石碑の上に消殘れる、三十一字を見る人、感涙を流さぬは無りけり、去程に阿曾彈正少弼八萬餘崎の勢を率して赤坂へ押寄せ、城の四方二十餘町、雲霞の如くに取巻て、先つ時の聲をそ揚たりける、其音山を動し地を震ふに、蒼涯も忽に可裂、此城三方は岸高くして、屏風を立たるか如し、南の方計こへ平地に繼いで、堀を深く掘切て、岸の額に屏を塗り、其上に櫓を懸へたれば、如何なる大力早懸なりとも、轍く可責難てなき、され共寄手大勢なれば、思悔りて堀にはつれ、矢面に進んで、堀の中へ走り下て、切岸を裏らんとしける處を、屏の中より究竟の射手共、鐵を支へて思様に射ける間、軍の度毎に、手負死人五百人六百人、不被射出時はなかりけり、是をも不痛、荒手を入替く、十三日までそ責たりける、され共城中少しも不弱見えけり、爰に播磨國の住人吉河八郎と云者、大將の前に来て申けるは、此城の爲體、力貴にし候は、無左右不可落候、補此一兩年か間、和泉・河内を管領して若干の兵糧を取入て候なれば、兵糧も無左右盡候まし、備思案を廻し候に、此城三方は谷深うして地に不繼、一方は平地にて而も山遠く隔れり、されは何くに水可有とも見えぬに、火矢を射れば水彈きにて打消候、近來は雨の降る事も候はぬに、是程まで水の卓散に候は、如何様雨の山の奥より地の底に樋を伏せ、城中へ水を懸入るゝ歟と覺へ候、あはれ人夫を集めて山の腰を掘きらせて、御覽候へかすと申ければ、大將實にもとて人夫を集め城へ繼きたる山の尾を一文字に掘切て見れば、案の如く土の底に、二丈餘りの下に樋を伏せて、側に石を積み、上に真木の瓦を覆せて、水を十町餘の外より懸たりける、此揚水を被止て後、城中の水乏くして、軍勢口中の渴難忍ければ、四五日か程は、草葉に置ける朝の露を嘗め、夜氣に潤へる地に身を當て、雨を待けれ共雨不降、寄手是に利を得、隙なく火矢を射ける間、大手の櫓二つをば焼落しぬ、城中の兵水を飲まで十二日に成ければ、今は精力盡はて、可防方便も無りけり、死たる者は再び踏る事なし、去來やとても死なんする命を、各力の未だ墜ぬ先に打出て、敵と指違へ、思様討死せんと、城の木戸を開いて、同時に打出んとしけるを、城の本人平野將監入道高櫓より走下り、袖をひかへて云けるは、暫く疎忽の事な仕給ひそ、今は是程に力盡

乾て疲れぬれば、思ふ敵に相逢ん事有難し、名もなき人の中間下部共に被謀て、耻を曝さん事可心憂、情事の様を案するに、吉野・金剛山の城未だ相支へて勝負を不決、西國の亂未だ靜まらざるに、今降人に成て出たらん者をは、人に見こらせしとて、討事不可有と存する也、とても叶はぬ我等なれば、暫く事を謀て降人に成、命を全うして時至らん事を可待しといへば、諸卒皆此義に同じて、其日の討死をは止めてけり、去程に次日、軍の最中に、平野入道高橋に上て、大將の御方へ可申子細候、暫く合戦を止て、間食候へと云ければ、大將澁谷十郎を以て、事の様を尋ぬるに、平野木戸口に出合て、楠和泉・河内の兩國を平けて威を振ひ候し刻に、一旦の難を逃れん爲に、不心御敵に屬して候き、此子細京都に參し候て、申候はんと仕候處に、已に大勢を以て被押懸申候間、弓矢取身の習ひにて候へば、一矢仕りたるにて候、其罪科をたに可有御免にて候は、頭を仰て降人に可參候、若し叶ふまじきとの御定にて候は、無力一矢仕て、尸を陣中に曝すへきにて候、此種を具に被申候へと云ければ、大將大に喜ひて、本領安堵の御教書を成し、殊に功あらん者には、則ち恩賞す可由沙汰申返答して、合戦を止めける、城中に籠る所の兵二百八十二人、明日死なんする命を不知、水に渴せる羅塔に、皆降人に成て出たりける、長崎九郎左衛門尉是を請取て、先つ降人の法なればとて、物具太刀を奪取り、高手小手に禁て、六波羅へ渡しける、降人の輩如此ならば、只討死すへかりける者をと、後悔すれ共無甲斐、日を経て京都に着しかば、六波羅に誠置て、合戦の事始なれば、軍神に祭て、人に見こりさせよとて、六條河原に引出し、一人も不殘首を刎て被懸けり、是を聞てそ吉野・金剛山に籠たる兵共も彌獅子の嶺を以て、降人に出んと思ふ者は無りけり、罪を贖するは將の謀也と云事を知らざりける六波羅の成敗を、皆人ことに押なへて悪かりけりと申せしか、幾程も無くして悉く亡びけるこそ不思議なれ、情は人の爲ならず、餘に憐れ極めつゝ、雅意に任せて振舞へば、武運も早く盡にけり、因果の道理を知るならば、可有心事共也、

樹形寨址
土井寨址

樹形寨の址は上赤坂城址の南方約一丁の高地にあり、今は榊林となる。土居寨の址は部落の南端にあ

高塚寨址

りて俗に土居屋敷と呼び、今は宅地となる。又高塚寨の址は部落の南方約一丁にありて、西北東の三面は深谷に臨み、松林となる。何れも元弘二年楠正成の設けたる城寨中の一なり。

楠氏の邸址

楠氏の邸址は足谷川の南岸なる宇古屋敷是れなり。樹木茂生せるのみにて別に認むべきものなきも、お井・光明寺址・お花畑といへる字地あり、お花畑は庭園、光明寺址は持佛堂、お井は井戸のありし所にして、半埋れたる古井は今に残れり。即ち大字水分なる誕生地に於ける舊邸は、元弘の兵燹に罹りて烏有に歸せしを以て、建武中興の業成るに及び、其の差向ひなる此の地に營まれたる新郎なり、正行が父正成の首を見て之を悲み、形見の刀を抜きて自殺せんとして母に留められしは此の邸ならん。

太平記 正成首送故郷事

湊川にて討れし楠判官が首をは六條川原に懸られたり、去ぬる春もあらぬ首をかけたらしかは、是も又さこそ有めと云ふ者多かりけり、

疑は人によりてそ残りけるまさしけなるは楠か首

と狂歌を札に書てそ立たりける、其後尊氏細楠か首を召れて朝家私日久相馴し舊好の程も不便也、跡の妻子共今一度空しき親をもさこそ見度思らめとて遺跡へ被送ける、情の程こそ有難けれ、楠か後至・子息正行是を見て判官今度兵庫へ立し時様々申置し事共多かる上、今度の合戦に必ず討死すべしと、正行を留置しかば、出しを限の別也とて、兼てより思ひ儲ける事なれとも、親をみれば其れながら日塞り色變して替はてたる首をみるに、悲の心胸に満ちて歎の泪せき敢す、今年十一歳に成ける帶刀父か首の

生たりし時にも似ぬ有様、母が歎のせん方もなけなる様を見て、流るゝ涙を袖に押へて持御堂の方へ行けるを、母怪しく思て、則妻戸の方より行て見れば、父が兵庫へ向ふとき形見に留めし菊水の刀を右の手に抜持て袴の腰を押さけて自害をせんとし居たりける、母急き走寄て正行か小腕に取付て涙を流して申けるは、梅檀は二葉より芳といへり、汝をさなく共父が子ならば是理の理に迷ふへしや、小心にも能々事の様を思ふてみよかし、故判官が兵庫へ向ひし時汝を櫻井の宿より返し留めし事は、全く跡を訪らばらんか爲に非ず、腹を切れとて殘し置しにも非ず、我様ひ運命盡て戦場に命を失ふ共、君何くにも御座有と承らば、死をせん一族若黨共をも扶持し置き、今一度軍を起し、御敵を滅して君を御代にも立進らせよと云置し處なり、其遺言具に聞て我にも語し者か何の程に忘れけるそや、角ては父か名を失ひはて君の御用に合進らせん事有へし共不覺と、泣々勇め留て拔たる刀を奪とれば、正行腹を不切得、禮盤の上より泣倒れ、母と共に歎ける、其後よりは正行父の遺言母の教訓心に染み肝に銘しつゝ、或時は童部共を打倒し、頭を捕真似をして、是は朝敵の頭を捕也と云、或時は竹馬に鞭を當て是は將軍を追懸奉るなんと云て、はかなき手すさみに至までも只此事をのみ業とせる心の中こそ恐しけれ、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字水分に同じ。

大字	水分	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		大正元年三月三十一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		舊	石高	有租地	反別	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口		
水	二河原邊	五五・三三〇	六二・三三〇	五〇	六二・三三〇	一六六	六二・三三〇	一八五	二一六	二一六	二一六
桐	山	一六・七〇〇	四三・零二五	一六六	四三・零二五	一六六	四三・零二五	一八五	二一六	二一六	二一六
川	野邊	一五・九二〇	一五・九二〇	二六	一五・九二〇	二六	一五・九二〇	二六	二一六	二一六	二一六
計		八七・九五〇	一二一・二七五	一四二	一二一・二七五	一四二	一二一・二七五	一四二	二一六	二一六	二一六

第十二項 千早村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、千早村・東坂村・小吹村・吉年村・中津原村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、千早村は歴史上特に著名なるを以て、其の名を採りて千早村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字千早

本地は古來石川郡に屬し、もと千劔破郷と呼びしが、後千早村と稱す、千早は千劔破の換用にて、千葉屋又は茅和屋に作れるあり。金剛山下の僻邑なれども、千早城に依りて其の名世に著る。

金剛山は一に高間山といひ、葛城山なり。東方に屹立し海拔四千五百尺、其の脈北は篠峯に通じ、南は岩湧山に連りて大和・紀伊の國界を畫し、翠微重々として深林を爲せり。國見山は一山の勝地にして

阿彌陀峯ともいひ、眼界空濶五畿の風物は双眸に入りて雄景大觀極れり。山間には溪流の懸りて飛泉を爲せるものあり、曰く筒城瀧、一に躑躅瀧ともいひ、上下の二層を爲して上なるは高さ四丈・下なるは高さ四丈貳尺。曰く鳥瀧、復た分れて二派となり、一は高さ四丈壹尺・一は數層を爲して高さ各六尺。曰く赤瀧・高さ六丈、何れも流れて末は千早川に入れり、蓋し是れ山間の清景なり。

山上には金剛山最上乘院轉法輪寺のありし所なり。寺は役小角の開基にして、自作の法起菩薩・不動明王・藏王權現を安置し、本堂・大日堂・大黒堂の外に大宿坊・西室坊・行者坊・實相坊・長床坊・朝原寺・石寺の七坊ありて、本堂は大和に屬し、坊舎は河内國に屬せり。其の坊舎の河内國所屬たりしは、元祿十四年十二月二十一日水論判決の圖面(高橋太郎兵衛氏所藏)にも見ゆ。明治維新以前までは堂坊嚴然として眞言秘密の靈場と仰がれ山伏の修法場たりしも、明治の初年廢寺となり、其の地今は全部大和國所屬となる、其の大和國所屬たるに至りしは、明治後の地租改正の際に誤れるものならん。跡に残れる葛木神社はもと轉法輪寺の鎮守たりしが、廢寺の後今の社名を附せられ、先年保勝會に依りて社殿を改築し、社務所を建設せられて今に至る。而して此の轉法輪寺は元弘元年十月二十一日下赤坂城の陥落するに際し、楠正成の護良親王を奉じて隠れ、同親王の吉野に退去ありし後は、正成此にありて再舉の策を廻らし、千早籠城中は左少將四條隆貞の居りし所なりといふ。

千早城址は山の西腹にあり、即ち金剛山城にして千劔破城又は千葉屋城に作れるもあり。本丸より

轉法輪寺の
址

葛木神社

千早城址

烽火臺址
妙見寨址
細尾寨址
國見寨址
肩衝寨址

四の丸に至る四層階段形を爲して、本丸の後方に井櫓の址あり。井櫓のありし所は城内第一の高所に
して、千早神社は此に鎮座す。本丸の址には舊礎點在し、一大銅標建設せられて、千早城舊址と鑄せ
り。其の東北に袖曲輪の址あり。又其の東南にも袖曲輪の址ありて字を花屋壇といひ、城下の正面な
る高所の平地は、正門の櫓ありし所にして字を的場と呼べり。背後は金剛山に通ずる一條の山徑を存す
るのみにて、四方峭峻深溪に臨めり。谷は其の正面なるを千早谷と呼び、後方なるを風呂谷といふ、
右なるは北山谷にして一に金剛谷の名あり、左なるは妙見谷なり。高所なれども清泉に富み、五所の
秘水は今其の二三を存せり。城は元弘二年楠正成の上赤坂城と共に築きし詰城にして、幾多附屬の城
寨は聯珠の如くに點綴せらる。其の城寨中本地に屬するものを擧ぐれば、烽火臺は東北字猿越に、妙
見寨は西南約五丁の妙見谷に、細尾寨は南方約十町の細尾山に、國見寨は東方約二十町の國見山に、
赤瀧山寨は西方約五丁の字千人隠にありて、今は何れも森林を爲せり。又肩衝寨は本地部落人口の肩
衝山にありて、今は畑地雜木林となる、其の地は大字東坂の北山寨に對して關門を爲し、元弘二年の
籠城に際しては、兩寨下の少し上手なる字鈴ヶ瀧に堰堤を設けて千早川の水を湛へ、以て城下の一面
を湖水と爲せし所なり、されば當時にありては防禦上最も必要の壘寨たりしならん。此等の諸寨を初
めとして、北山寨・富山寨・丸山寨・茶臼寨・夫山寨・本宮寨・若山寨・上猫路寨・下猫路寨(以上本町)、

高塚山寨(本村大)、八國寨(本村大字)、上赤坂城・樹形寨・土居寨・高塚寨(以上赤坂村)、二河邊寨・淨心寺

寨(以上赤阪村)、河野邊城(赤坂村大)、赤土山寨・神宮寺寨・水越寨(以上赤阪村)、下赤坂城(赤坂村大)、持尾城(大字二河邊)、平石城(白木村大)、二上山寨(磯長村大)、箒山寨(大伴村大)、中山口寨(大伴村大)、大ヶ塚城(石川村大)、山城(石川村大)、佐備谷口城(東條村大)、龍泉寺城・嶽山城(以上東條村)、金胎寺城(東條村大)、河合寺(河内村大)、山城(字平石)、烏帽子形城(三日市村)、石佛城(加賀田村)、旗尾寨・紀見峠寨(以上天見村)、大澤寨・笹尾寨(以上川上村大)、毛人谷城(富田林町大)、津々山城(川西村大)、石川向城(川西村大)、喜志城(喜志村)、平尾城(平尾村大)、其の他の壘寨は、紀和の國界山脈以内、東條川・西條川流域より植生山脈に亘りて設けられ、其の域内を通じて一大要塞地帯と爲せしは、正成の如何に注意し、且如何に防備の充實に盡力せしかを想見するに餘りあり。其の之に據りて終始一貫勤王の大義に身を投じて建武中興の偉功を奏せしは、炳焉として史上に明かなれば絮説するの要なきも、今其の梗概を叙して當城の顛末を知るに資せん。

北條義時の陪臣を以て源氏に代り、天下の政權を其の手に收めて謂ゆる武門政治を行ひ、朝廷はあれどもなきが如く、承久の亂を経て其の専恣益甚しく、高時暗愚にして將士の心を失ひ、政刑紊れて天下其の暴政に苦しみければ、後醍醐天皇は朝權回復の時至れりと爲し、之が討伐を企圖し給ひしに、謀は洩れて高時の知る所となり、高時は承久の例に倣ひて廢立を行はんとせしかば、遁れて笠置山に入り、正成を召して討幕のことを託し給ひ、正成は逆賊の誅滅を誓ひ奉り、其の奏請に依りて尊良・護良の兩親王を下し、四條隆資・其の子隆貞・中院定平・村上義光・赤松則祐等を添へ給ひければ、

直に歸りて下赤坂城を築き、元弘元年九月旗を其の城頭に立てしものは是れ正成勤王の初めなり。然るに同年九月二十八日笠置陥り、天皇は河内に潜幸の途同月三十日賊軍の爲めに囚はれ給ひしかば、之を救ひ奉らんとして尊良親王は十月三日同城を出で、京都に向はれしも、途中に於て復た賊軍に捕はれ給ひ、賊軍の大兵は同月十九日京都を發し、大佛貞直・金澤貞冬・江馬宗教の三手に分れて同城に押寄せければ、正成は城兵を督して之を拒ぎしも、俄造の城にて兵糧矢種も少く、大軍に當りて永く守るべき手段もあらざれば、同月二十一日の夜風雨に乗じて忍び出で、火を放ちて金剛山の轉法輪寺に潜める内、護良親王は中院定平・四條隆資・殿法印良忠等を従へて、大和の十津川に出で給ひければ、正成は四條隆貞と共に同寺にありて護良親王と氣脈を通じ、以て再舉の企に餘念なし。元弘二年の春となりて後醍醐天皇は隱岐國に移させられ給ひ、其の他尊良親王は土佐に、尊澄法親王は讃岐に、恒良親王は但馬に、各移させられ給ひしが、同年六月に入りて、大和十津川の豪族竹原八郎は護良親王の命に依りて旗を擧げ、同親王は吉野に旗を擧げ給ひ、正成は四條隆貞を大將として東條に現はれ當城及び上赤坂城其の他前記幾多の諸城寨を築き、一大要塞を構へて之に據りければ、其の報を得て六波羅は大に驚き、湯淺定佛・尾藤彈正左衛門を將とし、二手に分れて攻め寄せしも、同年十二月湯淺が勢二百餘人は正成の謀に陥りて天見谷に降参し、尾藤の兵は叡福寺附近に破らる。翌三年正月紀見峠を経て討伐に来れる紀州の御家人井上入道・山井五郎は、正成の爲に復た天見に挾撃せられて戦

死し、官軍の勢力漸く振ひければ、其の機に乗じて同月十四日正成は兵を率ゐて和泉に出で、同國の和田・楠本・淡輪・八木・松尾の兵を併せて十五日堺に入り、進みて住吉に陣し、六波羅より遣はされて天王寺に在陣せる竹井・有賀二將の動靜を窺ひ、十九日より攻撃を開始して之を撃退し、以て攝河泉の三州を席卷せり。之が爲め官軍の勢望は彌振ひ、所在傍觀の將士をして勤王の志を懐かしむるに至る。然るに六波羅探題は宇都宮公綱を天王寺に遣はし、公綱は兵五白を以て同月二十二日の夜柱松に押寄せ、後續部隊は相繼ぎて京都を發せんとするの情報正成のもとに達せしかば、寡兵を以て大敵に當るの無謀なるを慮り、同二十二日の暮、兵を收めて要塞地帯に退去せり。

かくて官軍の聲威日に加はり所在勤王の士響應せんとしければ、鎌倉の驚き一方ならず、頻りに兵馬を嘯集し、二月初めに至りて大軍漸く都に集りしかば、六波羅探題は吉野及び東條を攻めんが爲め、其の軍を三分し、阿曾時治を大手の大將と爲して河内より直に東條に向はしめ、大佛定直を搦手の大將として大和路より吉野及び千早に向はしめ、名越朝宣を横手の大將として和泉より紀伊路を経て東條に向はしめ、其の兵は雲霞の如くに攻め寄せけり。依て正成は諸城寨に部將を配置し、自分は此の詰城にありて之を待ちけるに、阿曾時治は天王寺より進みて沿道の城寨を陥れ、二月二十二日より上赤坂城の攻撃を始め、大佛貞直の部將佐竹貞俊は、同日大和の高間口より金剛山に登りて此の詰城を乗取らんとせり。佐竹貞俊の隊は山上より巨石大木を絶間なく落下せられて山下に陣を引きしも、城兵

の頑強なる抵抗に依りて維持するを得たりし上赤坂城は、間道を繞り來れる賊軍に猫路の寨を奪はれて守り難く、副將正家は二月晦日の夜峰を傳ひて當城に入り、守將平野將監は部下三十餘人と共に賊に降りて後京都に斬らる。而して此の日吉野も亦陥りて村上義光父子討死しければ、大和方面は全部賊軍の占領する所となる。賊軍は之に勢を得て、大手は赤坂より、搦手は高間より、横手は紀見・五條より互に策應して當詰城の攻撃にかゝりしも、正成の謀計に攻めあぐみければ、長園の陣を敷き、糧道を絶ちて其の自滅を待つ姿とはなれり。然るに後醍醐天皇は密に隱岐を出で、錦旗を船上山に飄し給ひ、吉野落城の後高野に避け給ひし護良親王は、兵を集めて大和の多武峰に陣を進められ、尊良親王は九州に、尊澄法親王は四國に、恒良親王は但馬に各勤王の軍を統べ給ひ、勤王の風は遠近に靡きければ、攻圍軍中には自己の立場を危みて歸國するものありける折柄、赤松圓心は播磨に起り、破竹の勢を以て攝津に出で、山崎に陣して直に京都に迫りしかば、六波羅の驚き譬ふるに物なく、一日も早く當城を落して勢威を張らんと欲し、頻りに之が攻撃を促し來れるにぞ、寄手勢は必死となりて三方より攻めかゝれども、城は重り合へる山の上に築かれたるが上に、笹尾・丸山・富山・肩衝・北山の諸寨は設けられ、鈴ヶ瀧の峽間には千早川を堰き止めて一面の湖水と爲し、謀將之を督し、勇卒之を守りければ、死力を盡せる攻撃もいつも撃退せられて容易に近づくこと能はざりしが、四月の末に至り、搦手より攻撃して漸く笹尾の寨を奪ひ、ついで大手横手の丸山・富山・肩衝・北山の諸寨を略

し、鈴ヶ瀧の水を切落し、柵を破り櫓を壊して肉薄三日三夜に及びしも、遂に正成の謀計に撃退せらる。同月二十七日出雲齋淵寺の僧讀岐房頼源は、大本營の命を奉じて増援隊を率ひ、敵の包圍線を突破して入城しければ、城兵は之に氣勢を添へ、兩軍の戦鬪は日を重て激烈となれる折しもあれ、五月七日京都六波羅は東西南の三面より官軍に攻められ、翌八日の正午同探題戦死の報達しければ、張詰めし攻圍軍の氣力は一時に弛み、同夜より奈良に向ひて退却し、前後四ヶ月に亘りし包圍も初めて解除せり。

延元元年五月二十五日正成の湊川に戦歿後は、依然楠氏に依りて保たれ、後村上天皇の正平二十三年三月十五日楠正儀は當城にありて、和田和泉守正武と共に八尾・赤坂・飯盛等に義旗を擧げ、細川頼之は十萬餘騎を率ゐりて八尾城を攻め、別に山名時氏・山名師義・山名氏清・今川泰範等に一萬餘騎を授けて來り攻めしめしが、防戦して之を退け、後天授四年長慶天皇は位を後龜山天皇に譲り、五月二日吉野の行宮を出で當城に臨幸ありて「法の道にあふ嬉しさをいはつゝ、し堅くも色に出てにけるかな」と詠じ給ひ、正儀之を迎へ奉りしが、ついで和泉國の土丸城へ臨幸あらせらる。同年十二月細川頼之・細川氏頼・山名義理・山名氏清は土丸城を陥れ、觀心寺に陣を布きて來り攻む、正儀よく之を拒ぎしも、糧道を絶たれければ遂に支ふること能はずして退き、金剛山に入れり。元中九年南北兩朝の媾和成るに及び、當國は畠山基國の領地となり、基國は下赤坂・森屋・龍泉に陣を張り、金剛

山と紀見峠に斥候を置きて當城を攻めしが、楠正勝復た能く之を拒げり。然るに基國の將白井彈正宗定金剛山より攻め、ついで赤松義則・今井仲秋・富永左近將監等五千餘騎を率ゐて京都より來り攻むるに及び、勢支ふる能はずして十津川に走り、城遂に陥れり。かくて元弘二年楠正成に築かれて同氏の根城南朝の重鎮たりし天下の名城も、前後六十一年を経て廢墟となる。

太平記 千銀破城軍の事 (三)

千銀破城の寄手は、前の勢八十萬騎に又赤坂の勢・吉野の勢馳加て百萬騎に餘りければ、城の四方二三里か間は見物相撲の場如く打圍て、尺寸の地をも餘さず充滿たり、旌旗の風に飄て靡く氣色は、秋の野の尾花か末よりも繁く、劍戟の日に映して輝ける有様は、曉の霜の枯草に布けるか如く也、大軍の近づく處には、山勢是か爲に動き、時の聲の震ふ中には坤軸須臾に揺れたり、地勢にも恐すして、纔に千人に足ぬ小勢にて、誰を憑み何をか待共なきに、城中にこらへて防ぎ戦へる楠か心の程こそ不敵なれ、此城東西は谷深く切て、人の上るべき様もなし、南北は金剛山につゞきて而も峰峙たり、されとも高さ二町計にて廻り一里に足ぬ小城なれば、何程の事か有へきと寄手是を見侮て、初一兩日の程は向ひ陣をも取らず、資支度をも用意せず、我先にと城の木戸の邊までかつきつれてそ上たりける、城中の者共少しもさわかず、静まり歸て高櫓の上より大石を投懸く、櫓の板を發塵に打碎て漂ふ處を、差つめく射ける間、四方の坂よりころひ落、落重て手を負死をいたす者、一日か中に五六千人に及へり、長崎四郎左衛門尉軍奉行にて有ければ、手負死人の實檢をしけるに、執筆十二人、夜晝三日か間、筆をも置かずし、さてこそ今より後は、大將の御許なくして合戦したらんする輩をば、却て罪科に行るへしと觸られければ、軍勢暫車を止て先づ己が陣々を構へける、爰に赤坂の大將金澤石馬助、大佛奥州に向て宣ひけるに、前日赤坂を攻落しつゝ事、全士卒の高名に非ず、城中の櫓

を推し出して水を留て候しに依て、敵程なく降参仕候き、是を以て此城を見候に、是程遠なる山の巔に用水有へし共覺候はず、又
 あけ水なんとよその山より懸へき便も候はぬに、城中に水卓散に有けに見ゆるは、如何さま東の山の麓に流れたる溪水を夜々
 に汲敷と覺て候、あはれ宗徒の人々一兩人に仰付られて、此水を汲せぬ様に御計候へかすと被申ければ、兩大將此義可然覺候と
 て、名越越前守を大將として、其勢三千餘騎を指分て、水の邊に陣を取て、城より人おり下りぬへき道々に逆木を引てそ待懸け
 る、桶は元來勇氣智謀相兼たる者なりけりければ、此城を拵ける始用水の便をみるに、五所の秘水とて筆通る山伏の秘して汲水血峯
 に有て、滴る事一夜に五斛計也、此水いかなる早にもひる事なければ、如形人の口中を満さん事相違あるまじけれ共、合戦の最中は
 或は火矢を消さん爲、又喉の乾く事繁ければ、此水計にては不足なるへしとて、大なる木を以て水舟を二三百打せて水を満置たり、
 又數百箇所作り變たる役所の軒に、懸樋を懸て雨ふれば、雷あまたれな少しも餘さず舟に受入れ、舟の底に赤土を沈めて水の性を拵せぬ
 様にそ拵ける、此水を以て糞ひ五六十日雨不降ともころへつへし、其中に又なとかは雨降事無らんと、了簡しける智慮の程こそ
 淺かられ、されば城よりは強に此谷水を汲んともせさりけるを、水ふせきける兵共、夜毎に糞をつめて今や〱と待懸けるか、
 始の程こそ有れ後には次第〱に心懈り、糞絞て此水を汲りけるそとて、用心の體少し無沙汰に成にける、桶是を見すま
 して究竟の射手をそへて、二三百人夜に紛れて城よりおろし、また篠目の明けはてぬ雲隠れより押寄せ、水邊に攻て居たる者
 共二十餘人切伏て、透向もなく切て懸りける間、名越越前守ころへ兼て本の陣へそ引れける、寄手數萬の軍勢是を見て渡り合せ
 んとひしめけ共、谷を隔て尾を隔てたる道なれば、輾く馳合する兵もなし、兎角しける其間に、捨置たる旗・大幕なんと取持せて、
 桶が勢圍に城中へそ引入ける、其翌日城の大手に三本所笠の紋書たる旗と向き紋の幕とを引て、是こそ皆名越殿より給て候つる
 御旗にて候へば、御紋付て候同他人の爲には無用に候、御中の人々はへ御入候て被召候へかすと云て同音にとつと笑ければ、天下
 の武士共是を見て、あはれ名越殿の不覺々と口々に云ぬ者こそ無りけれ、名越一家の人々此事を聞て安かゝ事事に被思ければ、

當手の軍勢共一人も不殘城の木戸を枕にして、討死をせよとて被下知ける、依之被手の兵五千餘人思切て討共射共用す、乗越〱
 城の道木一重引破て切岸の下迄攻たりける、され共岸高して切立れば、矢長に思へ共のはり得ず、唯徒に城を隈然を押へて
 息つき居たり、此時城の中より切岸の上に横へて置たる大木十計切て落し懸けたりける間、將棋倒をする如く寄手四五百人、腰
 に被討て死にけり、是にちかばんとしとろに成て騒ぐ處を、十方の櫓より指落し思ふ様に射けし間、五千餘人の兵共殘すくなに討
 れて其日の軍は果にけり、誠に志の程は遙けれ共、唯し出したる事もなくて若干討れにければ、あはれ耻の上の損哉と諸人口遊に
 猶不止、尋常ならぬ公戦の櫓を見て、寄手も悔りにく、と思けん、今は始の櫓に勇進て攻んとする者も無りけり、長崎四郎左衛門
 尉此有様を見て、此城を力責にする事は人の討ら、計にて其功成難し、唯取巻て食責にせよと下知して軍を被止ければ、徒然に
 皆堪兼て、花下の連歌し共を呼下し、一萬句の連歌をこ始たりける、其初日の發句をば長崎九郎左衛門尉師宗

さき懸けてかっ色みせよ山櫻
 としたりけるを、臨の句 工藤二郎右衛門尉

嵐や花のかたきなるらん

とそ付たりける、誠に兩句ともに詞の縁巧にして句の體は優なれとも、御方をは花になし敵を嵐に喩へければ、禁忌也ける表事
 哉と後にそ思ひ知られける、大將の下知に隨て軍勢皆軍を止ければ、慰む方や無りけん、或は甚變六を打て日を過し、或は百服茶
 褒貶の歌合なんとを詠て夜を明す、是にこそ城中の兵は、中々被惱たる心地して、心を遣方も無りける、少し程経て後正成いて
 さらば又寄手をたばかりて居眠さまさんとて、芥を以て人長に人形を二三十作て甲冑をさせ兵杖を持たせて、夜中に城の麓に立置
 き、前に標槍をつき懸へ、其後ろにすくりたる兵五百人を交へて、夜のはの〱と明ける霧の下より、同時に時をとつと作る、四
 方の寄手時の聲を聞て、すばや城の中より打出たるは、是こそ敵の運の盡る處の死狂よとて、我先にとて攻合せける、城の兵兼て

巧みたる事なれば、矢車ちとする邊にして、大勢相近づけて人形計を木かくれに隠し置て、兵は皆次第く、に城の上へ引上る、寄手人形を賣の兵と心得て是を打んと相集の、正成所存の如く敵をたばかり寄せて、大石を四五十一度にはつと發す、一所に集りたる敵三百餘人、矢庭に被討殺半死半生の者五百餘人に及び、軍はて、是を見れば、あはれ大躍の者哉と覺て一足も引きつる兵、皆人にはあらで藁にて作れる人形也、是を討んと相集て石に打れ矢に當て死せるも高名ならず、又是を危て進得さりつるも臆病の程顯れて云甲斐なし、唯免にも角にも、萬人の物笑ひとそ成にける、是より後は彌合戦を止めける間、諸國の軍勢唯徒ちに城を守り上て居たる計にて、するわざも無りけり、爰に何なる者か讀たりけん、一首の舌歌を翻案して大將の陣の前にそ立たりける、

餘所にのみ見てや、みなん葛城のたかまの山の峯の楠

軍も無てそゝるに向ひ居たるつれづれに、諸大將の陣々に江口神崎の傾城共を呼寄て、様々の遊をさせられける、名越遠江入道と同兵庫助とは伯叔甥にて御座けるか、共に一方の大將にて責口近く陣を取り役所を變てそ御座ける、或時遊君の前にて、雙六を打れるか、賽の目を論して聊か詞の違ひけるにや、伯叔甥二人突違てそ死れける、兩人の郎徒共何の意趣もなきに、差違く片時か間に死者二百餘人に及べり、城の中より是を見て十善の君に敵をなし奉る天野に依て、白滅する人々の有様見よとそ嘆ひける、誠には是れ直事に非ず、天覺波旬の所行歟と覺て淺猿かりし珍事也、同三月四日關東より飛脚到來して、軍を止めて徒に日を送る事不可然と被下知ければ、宗徒の大將邊評定有て、御方の向ひ陣と敵の城との間に、高く切立たる所に橋を渡して城へ打入らんとそ巧まれける、爲之京師より番匠を五百餘人召下し、五六八九寸の材木を集て、廣さ一丈五尺・長さ二十丈餘に梯をそ作らせける、梯既に作り出しければ大繩を二三千筋付て、車を以て巻立て城の切岸の上へそ倒し懸たりける、魯般か雲の梯も角やと覺て巧也、聽て早りの兵共五六千人橋の上を渡り我先にと前たり、あはや此城只今打落されぬと見えたる處に、楠兼て用

意つしたりけん、投松明のさきに火を付て、橋の上に薪を積るか如くに投集、水彈を以て油を流の流る、橋に懸たる間、火橋桁に燃付て溪風炎を吹布たり、愁ひに渡り懸りたる兵共、前へ進んとすれば、猛火庭に燃て身を焦す、歸んとすれば後陣の大勢前の難儀をも不云支へたり、そはへ飛おりんとすれば谷深く巖そひえて肝を冷し、如何せんと身を揉て押合程に、橋桁中より燃折れて谷底へとうと落ければ、數千の兵同時に猛火の中へ落重て一人も不殘燒死にけり、其有様偏に八大地獄の罪人の、刀山劍樹につらぬかれ、猛火鐵湯に身を焦らんと、角やと被思知たり、去程に吉野戸津河宇多内郡の野伏共、大塔宮の命を捨て相集事七千餘人、此の僻彼の谷に立懸て千劍破寄手共の往來の路を差塞く、依之諸國の兵の兵糧忽に盡て人馬共に疲れければ、轉漕に慄兼て百騎二百騎引て歸る處を、案内者の野伏共所々のつまりつまりに待受て討留ける間、日々夜々に討る、者數を知らず、希有にして命計を助かる者は、馬物具を捨衣袋を剥取れ裸なれば、或は破たる蓑を身に纏て腐計を隠し、或は草の藁を巻に巻て耻をあらはせる落人共毎日に引も切らず、十方へ逃取る前代未聞の耻辱也、されは日本國の武士共の重代したる物具太刀刀は、皆此時に至て失にけり、名越遠江入道・同兵庫助二人無詰口論して共に死給ぬ、其外の軍勢共視討るれば手は髪を切てうせ、主疵を被れば郎徒助て引歸す間、始は八十萬騎と聞へしか共、今は纔に十萬餘騎に成にけり、

同 千葉屋城寄手敗北の事 (同)

去程に昨日の夜、六波羅已に責被落て主上・上皇皆關東へ落させ給ぬと、翌日の午尅に千葉屋へ聞へたりければ、城中には悦び勇て只籠の中の鳥の出で林に遊ぶ悦をなし、寄手に牲に赴く羊の被驅て廟に近づく思をなす、何様一日も遅くひかは、野伏勢重りて山中の路可難儀とて、十日の早旦に千葉屋の寄手十萬餘騎南部の方へと引て行く、前には兼て野伏充滿たり、跡よりは又敵急に追懸、都て大勢引立たる時の辯なれば、弓矢を取捨て親子兄弟を離て我先にと逃ふためきける程に、或は道もなき岩石の際に行つまつて腹を切り、或は數千丈深き谷の底へ落入て骨を微塵に打摧く者幾千萬と云數を不知、始め御方の勢を歸さして寄手

の方より警固を居、谷合の關連木も引除て通る人無ければ、被關落てば馬に離れ、倒れては人に被踏殺、二三里か間の山路を數萬の敵に被追立て一軍もせて引しかば、今朝までは十萬餘騎と見へつる寄手の勢殘少なに被討成、僅に生きたる軍勢も馬物具を捨てぬは無りけり、されば今に至るまで金剛山の麓東條谷の路の邊には、矢の孔・刀の疵ある白骨收むる人もなければ、昔に遷れて累々たり、されとも宗徒の大將達は一人も道にては不被討して、生たる甲斐はなけれ共其日の夜半計に南都にこそ被落着ける、

後太平記 千鈺破合戦之事 (正平三年)

山名伊豆守時氏・同左衛門佐師義・同民部少輔氏清・今川上總介泰範其勢壹萬餘騎千鈺破の城へ押寄せ、龍泉寺山・觀心寺・夫山・千鈺破村に懸て陣を取り、攻勦す事露露に不異、時氏・師義八尾の城落ぬと聞て士卒を呼んで曰く、凡軍の法は有餘に攻不足は守る、其上軍勢一倍なる時は責十倍なれば圍む、是古今の要樞なり、然に今敵の勢は僅千餘騎、御方の勢は一萬餘騎、十倍を以圍之、是可攻城なり、何ぞ豈に不落、其可落城を落し不得事は、唯是士卒武勇不足故也、旁各命を惜給はん人の爲め時氏獨り討死し、命を恩義の爲に報し、名を滅亡の後へに留んと留り、馬蒐出し千鈺破の城へ被回ける、軍勢愕き氣を勵し、一萬餘騎の兵共一度に喧と蒐出し喚て登る、抑此千鈺破の城と申は、去る元弘年中補判官正成天人地理を能考へ建置する城郭にて日本無雙の名城也、東南は金剛山に相連り、太山後へを圍み、西南は高き事百五十餘間、四方皆險峻を帯ひ、巖龍嶺に峙ち石屏峨々として梶へ、石路羊腸に廻り、石礮石牙勢を連たれば、宛も劍の山かと怪まれ、切崖高く振揚しかば、天上より釣下たるかと疑はる、山の半には松栢森々と陰を争ひ、山嵐吹荒ては凱歌を唱へ、潤水流落ては鼓聲を調へ、木陰を傳ひ攻登んとすれば青苔濕滑にして溘落ち、峯を傳ひ蒐登んと進ば、荆蕪尾上を閉て可登便もなく、徒に楯の影に篋り身を挫ひて漂ける、楠左馬頭正儀是を見て欺笑ひ、愚なる敵哉、去る元弘の軍に八十萬騎にて不落得城を、今日僅の勢を以て責來る事甘身や、精衛か砂を捨て大海を欲埋志肝の太き者共也、其上過し建武・延元より以來、細川隆興守顯氏・山名伊豆守時氏は六度迄寄來り責て一度も不得利、名を敗北

の後へに失て其前非をも不慮して、時氏前に進來事如何様奴原は物に狂て責來と覺ゆ、凡軍の太理は能て能てさる奇を現し、始は處女の如く嬌に見せて、後に脱兎の網裡を脱かか如くす、今矢種尽すな者共と定り返て音もせず、寄手氣に乘し城内弓折れ矢種つきぬと喜び喚き呻て攻登り、切崖の下に推寄せ體難群をなし闊き漂ふ處に、筋狭間を開き或は罅裡なる武者走に飛上り、驛盃の後より差望て、雷後に暮山を過る雨の如く矢を放つ、御方籠重りたる中へ射込む矢に、手負死人幾何數しれず、是は鐵西の八郎殿が籠りたるか、田村盛が放つ矢か、怪む處へ、罅に懸たる釣炮祿二三十計り切て落せば、百千の雷火碎け落て大地を裂か如し、火燒地獄にはあらされ共焦熱の炎に身を焦し、究竟の兵共三百餘騎被燒殺、手負死人彌か上に討屠り、山嶺山を築上げ、血は山路に點して紅花吹散すか、怪まれ、須彌の四州も依然と現はし、染色の山かと疑はる、斯る處に金剛山の峯より黒雲一群起て疾風煽み倒し、激雨旗を浸し、陣氣朦朧として不安、軍勢脆病神に誘はれ戰き肝魂も身に不添、未だ高峯に餘寒や残りけん雨に寒を降雜たれば、兵の手龜みて弓をも不引得、雲上に兵馬馳進ひ、あらぬ者共目に見へて一度に風と崩れ落、敗北の旗を絞り戦悔猶も安からず、斯る奇怪の天災は唯事ならず、千鈺破の麓なる養塚・笠塚とて二つの塚のありしを、昨日掘捨て陣屋を作りたれば、靈墓の崇なりとて、體て落書してそ立にける、

養塚と笠塚までも破り捨墓なかりける天か下哉

雲上の兵馬は楠が靈魂にて山名伊豆守を追落したりとて

楠か其亡魂は正しけに山名を追て伊豆の半天

亦今川敗軍の時、城の前なる古川にて岩間に馬を落し危ければ

今川の岩間に名をは流しつゝ危かりける世をそ古川

泰範其日狐の皮の羽織着て被出しかは

今川か化けの皮着て軍して重々の負の皮哉

同

千劍破合戦正成遺書之事(天保四年)

昨日兩細川・山名兄弟南方土丸の城を陥し敵悉く退散せし由上聞す、太極譽感不斜、早く驗賞可被行議定區々なりし處に、翌日亦河内國の早鳥軍撃て補左馬頭正儀千登破の城に旗を擧げ、數千餘騎備籠る處に、芳野の官軍悉く馳加て旌旗天を掠め炊烟地を犯し軍勢夥く見へて候、急き可有御退治とて註説す、將軍も執事も曾て愕き不給、南方討手の大將山名・細川昨日京着し今日亦蜂起を告來る事定しからぬ註進故と猶擊御座處に、重て早鳥馳來る事阻礙を拍より尙も急也、小大の山名・細川馳向て軍處に不達上は自ら發馬可有由軍議已に決し、極月十五日の朝景に東寺迄御旗を向け給ひける、于時執事細川常久入御諫議被申けるは、南方の騒動さまての事候まし、先日土丸へ向け給軍勢にて退治可有由諫議被申ければ、此議實にもと宣ひて兩細川・山名兄弟に佐々木治部・輔高詮・安藤信濃守高泰・小笠原左近將監盛衡・穴戸五郎家平・佐澤伊豫守滿廣・本郷左近將監詮泰を差副へ給ふ、都合其勢三萬七千餘騎、不經日河内國龍山・石川に發向、千劍破の麓なる觀心寺に陣を取り、正々たる旗を懸し、堂々たる列を率く、桶見み見て魚鱗か鱗翼か陣烟剛氣を吐き、調子亦角音を發す、丸車氣時に先立つ者は是實也と怪み、城中暫く靜り涙て音もせず、毎度此城を攻むるに虚を示、實變す、是孫千か四劍の陣法也と議し、四五日か程は控へて不進、去れ共加程の大軍を帥ひ徒に日を送らば、世の晷共可成とて同十八日に矢入を初め、山名民部少輔氏清先陣に進み、大橋小橋を被列れ、垣屋大田垣土屋黨の勇士二千餘騎面も不振攻登る、其競宛も雷震天を動し猛虎山を奮に不翼、已に切崖の際に推上り、稻麻の風に操か如く漚然として木戸虎口推破らんとせし處に、屏の内より差望て數千の石弓を劍零し炮火を擲散し、矢を放つ事甚雨花を落し疾風葉を散すか如し、寄手進退失序間壁中有的の成り、矢場に臥し或は痛手負ふ者千數不知、左右可零城に非ず、早く急攻の行を止て其氣を緩めよと引退、亦城中の兵も軍議區々に評して終に不決、去の元弘より以來此城守り堅して運を開くと云へ共、

唯命を保を利として雌雄未決、抑一族累年の軍何故ぞ、芳野殿に頼まれ進ませ且は親の譽祖父の遺恨憤積し、今は爲敵命を可捨軍して何迄存命何の時をか期せ、倡言出て勝負を一時に決せんと勇しかば、正儀是を聞て軍慮尤も然り、乍去父正成遺書を以て當城の壁書とし、一門耶從の戒とし給へば、其の教に背かん事も表義に非ずとて、其書を誦上見れば、

一、城郭を守る事は選て敵を可攻謀也、故に守を堅し無攻謀は則其城莫不滅、然れ共當城に大敵を請る時は遠働出事なけれ、其故は山高して路險也、敵若其後へを斷亦は速に追則は難入悉く可滅、但沼川に當て歸る心なき城は返し合て味方太利の地也と可心得、蓋龜六の衝肝要之事、

一、永く籠城の時、敵斷糧道は則當城の大難也、伏兵を置或は夜討を以て切抜て他方に可外去事、

付、從敵陣射矢文則急に可陣營、但幕旗可殘置事、

付、從敵陣射矢文則不可披之、早可捧大將下知之事、

付、矢文に載賞祿則自是猶賞恩可與其一倍下知之事、

一、城郭籠守の堅くする事、御方勢少く或は勞れ或は吾不虞にして士卒敗軍せんとするときは則早く籠て急難を可防營なり、故に籠城は百負十勝の行にて古今全く勝利少也、然共士卒一和し義を守り如蟻親附するときは則敵圍とも不危、故に其城の險難をば不可頼、單に士卒の義を勵す所是鐵城、可心得事、

一、城を守ると云は、敵より城内を闕事不能兵糧矢種兵數諸營外に不泄、是を混々沌々無形の城とす、吾無形は則敵何の所も可攻敗、垣壁堀を頼む者は籠て争か益あらん、不籠前に疾く零たる城也、第二に險所を能守無号斷を守堅しと云、第二に糧多く矢種不盡み城堅しとす、兵多く力練磨するを勢強しと可心得事、

一、見勝利に第一に大將の勇義智謀を以て見、第二に士卒の進退忠心を可窺、第三に敵御方の虞不虞可知事、

建武三年正月 日

橋 正 成

正儀・正勝父子一族此壁書を誦て誠に城を守る事敵を可攻策、然れ共此城山高路狭く出るは安しと云へ共引事難し、先降参と偽て敵の心を和け、圍を甘け、其の間に籠に屯を構へ樹形を作り後日軍を可挑とて、山名・細川の兩陣へ使を立て囑訴而欺けるは、城中已に弓折矢種盡て候、正儀備非敵の泪を垂れ乞降軍門、罪科御免を歎き申意趣は、去る元弘より以來父正成後醍醐天皇の勅命を蒙り、繼て正行・正儀重義盡忠勳軍功事天下皆所知にて候、然れ共南方の王威衰へ聖徳傾き候上は、是迄の届けにて候、君は忠厚き程將軍家の御憎を増長す、父正成湊川にて尊氏卿の爲に自害仕候、單に是たにも先帝へ命を進せ候へは富家を敵とは不存、況哉時代遙阻り、一塵も可恨事なく候、所詮富國一國の守護を給らば、一族降参仕自今以後忠烈を可盡由詫しかば、兩細川・山名兄弟甚だ喜び其儀ならば急き公聞に可達と、京都へ此趣被註説ける、公家武家一舉感悦不斜、都鄙の貴賤天下太平國土安全と唱へ、關東四國迄も早馬を以て此くと觸れ給ひ、頓て評定決して御教書を被出ける、其間日數を経たれば、千鈺破の籠に山を抜き崖を切り、俄に屯・虎口・舛形を構へ、當國守護の事は先帝後醍醐天皇より給りて、繪旨未朽候、將軍家の辭狀は何か仕らんと返遣ければ、山名・細川大に驚き、憎敵の督哉、此上は縦ひ各一場に尸を暴共有無の合戦と定め、谷陣中慥き唯波濤の濤に不異、怪しかりし事共なり、

同

千鈺破城中斷烟事 齊の孫頼事 (同)

兩細川・山名・佐々木各千鈺破村・夫山に繼て陣を寄せ、城の籠なる古川を颯と渡し、攻劔す事雷霆に不異、城中よりは矢一筋も不放定り返て音もせず、旗を伏せ帷幕を掲げ、三日軍炊の烟斷へ、更に人在り共不見、物の響音聲迄も微にして在るか無にも非ず、怪や敵は零去りぬか亦捕か皆毎度虚實の變を以て御方を陵く行を盡せば、近く推寄大死すな人々と、皆盾の陰に覆る、是を見て丹後國の住人大足次郎左衛門尉景久不堪進て蒐登る、弟平次左衛門尉吃と見て鐵の祖傳を控へ、暫く待給ひ候へ、今敵城

を窺見れば旗を伏せ烟を斷事萬化の策をや爲ん、傳聞く孫頼耳を垂れ附伏するは則縞あり、捕見眼目一にする時は有殺氣、斷烟を斷つ謀こそ怪けれと諫しかば、是を聞く人悉く引退て不進得、去れば昔時魏の龐涓が韓國に攻入犯し掠る時に、齊國より韓を相救んと孫頼將軍に三萬餘騎を屬て韓を可輔と被向ける、孫頼屢軍慮を傾け、齊王今韓を救給、縱ひ軍雖有勝利魏は太國なれば重て大軍を以て攻韓程ならば、韓王終に爲魏滅ひ可給、唯自是直に魏國に發向し、龐涓が留守なる處に乘し、城を攻取軍の退を斷其流を可乾と、直に魏國へぞ攻入ける、于時魏民大に騒動し急き韓國に早馬を飛ばしめて此と告しかば、龐涓聞て驚き、韓の軍を止て三十萬騎を引率し引返し魏國を差してぞ歸ける、孫頼亦是を聞吾行先に敵を誦け跡より龐涓追來は一定敵の爲に被圍難に可達事疑なしとて、魏地に入り一夜の陣舎に十萬の籠を作り置き、亦明日の軍旅の舎には八萬に減し、其次は五萬に減し、次第に減し推行しかば、龐涓跡より追來り、此籠を見て策とは不知して孫頼が軍勢日々に分散すと喜び、日夜無間追ければ、歩立の兵共悉く後れて騎兵計りにそ成にける、騎も馬勞れ其勢大半減したり、此時孫頼は馬凌と云所の險地に伏兵を設け待向へたる處へ、龐涓追來り半は險を過ぬや否や相圖の狼烟を擧げ戟を差向け矢を放は、龐涓が兵大半討れて敗北し其身も終に滅とかや、今此城中烟を絶し旗を伏る事齊の孫頼が謀に相同し、古今良將の行必慮を露し、却て實なる微遠く慮て近き患を除くは兵家の要目なりと諫しかば、聞人皆手總を控へて不進、大將細川・山名・佐々木各實にもとや被思けん、仰けは高く斬れば堅き敵をば食攻にせよとて、村々里々へ數千の野伏を廻し、糧道を取切て曾て城をば責さりける、捕是を見て軍慮不安こそ聞れけれ、

同

楠武略雲火之事 京勢歸陣之事 (同)

去程に城中には所々の野伏を窺見て斷糧道を斷ぬと覺ゆ、前の判官正成の壁書にも敵通糧を塞くときは則當城第一の軍難と被書置たれば、急き討出死を一舉にせよと議する族もあり、去れば弓矢取身の慣にて、命を一時に捨る事は安して義を萬代に留る事は難し、願は一日片時も存命て義を立て誓を報せん、そ末代の面目なれと、軍議區々にして不決、正儀聞て軍の法千變萬化と

第三篇 國郡市町村志

第二章

河内國

第一節

南河内郡 千早村

二二一

云時は行幾く可多、加様に貴属したる敵の其の氣を奪ふは則不測の轉變出来る者ぞ、暫く待給へと宥め、其後和州水越峠に人を遣し、相圖の雲火を約束し、城中に貯へたる大竹四五百取出し、竹雲火數千を結屬け、極月二十七日の深更玉木兵庫介・篠源八以下の練士少者百餘騎猫道迄靜に歩せ、國見坂にて彼雲火に火を放ち、金剛山に分け登る、其火の數幾千萬共限りなく見しかば、寄手是を見て南無三寶敵は零ぬ、すば追蒐け討てよと聞く程こそ、其間に幾千の雲火は尾上に越し、其在て亦水越峠の雲火數千を舉たれば、御方是を見て敵はや大和路に越へ行けば、追行共甲斐あらしと憤る、去れ共不戦して敵を追落たるは孫子か教の如く善の善なる勝利そかしと、明れば廿八日倡や早引去て年暮の用意せんとさゝめき、大將の下知をも不待、京都を差して馳上る、淺猿しかりし事共なり、角て城中の兵は金剛山の峯を傳ひ、城中に馳歸る、此時八田八郎成忠遠く慮り、敵者猶豫をか爲んとて非利法權天と書たる楠が旗一本水越山に捨たれば、斷根の野伏共拾取大將に此と告しかば、扱は疑ふ所なしと山名・細川・佐々木各同日歸陣とぞ聞へける、

同 千劔破合戦之事 城郭明退事 (九年甲)

吉野殿嵯峨へ遷幸の後、南方の官軍深痕に咽て、今は忠烈誰か爲にか馳ん、飛龍離雲落地たる形勢にて、戦折れ矢種盡ぬ、雖然父祖の怨を不報して徒に戴天踏地事も可口惜と、楠廷尉正勝は死を一舉に極め千劔破の城に櫓籠、今一軍して運を天に掛け、體憤不聞は一族一所に腹切て、正成・正行亡魂尊靈の恨をも晴し、且に武義を後代の記録に留はまよと一議して、吉野十八郷の野伏并に平一搦を勇め立、其勢僅二千餘騎にて義兵の幡をそ舉たりける、南北御和平の後なれば、楠蜂起は案に相違の企かな、此度の義兵は如何様唯事ならず、窮大咬虎ことあり、一死の市賊萬家を動せば、誰をか討手の大將に成して向け給はんと、軍議區々にして未決、去る元弘より以來楠幾度か千劔破の城に櫓を舉つらん、然れども終に天下傾覆の謀不叶、寄手亦城を不得落、今亦急攻の衝あらば流水石に當る勢在て苦戦を可成事治定なり、弱能く制強謀尤可ならんとて、島山右衛門佐基國に河内國を賜て、

隣國の糧を斷ち自然に敵を可費と下知し給ふ、基國極月二十日六千餘騎を率し、京都を討立給ひ、同廿二日に河内國に馳着、下赤坂・森屋・龍泉寺に繼て陣を取、騎兵歩卒三百餘人和州五條峠に廻し、南方の人馬往來を留、討手の歩卒五百餘人水越峠に差向、東方の糧道を差塞き、翌日大山に陣を寄せ、金剛山・木見山に斥候正騎八十餘騎、射手強卒三百人を陣取せ、自是城中を候ひ見れば、此千劔破の城は東南は金剛山に連り、峯谷深して巖岨々たり、高こと百五十餘間にして四方皆屏風を立たるか如し、城内南北一町には不過、横僅十餘間にて壘狹し、二千騎の兵共並居たれば應卒稻麻の如く、旋旗を風に飄し、劔戟を朝日に耀し、靜り返て音もせず、先づ遠矢を放て城中の騒み見にやとて、究竟の射手三百人、金剛山の峯より尾崎を傳ひ、元弘の軍に櫓を渡んと巧まる所こそ城中には近けれとて、立て爰より遠矢數千を放てとも、城郭一片の雲の上に峙、近きと見ても餘目にて、其矢皆萬何の谷底に落、無事矢種を盡しける、城中に是を見て欺笑、愚なる射手候哉、其所より矢の届く程にては元弘・建武より以來此城は難保、自是大矢一筋進すへし御覽候へと、田邊六郎盛正か日頃巧置たる強弩を曳と放つ、御方重り立たる中に射込たれば、前なる兵の三人一箭に通されて、後の兵二人痛手負て臥りける、寄手是に肝を消し、殊の千を散らす如く群々發と尾上を差て引上げたり、其日射手の大將白井彈正只一人留て大音にて匂りけるは、如何に城中の人々此矢五日か中に射返可申、御運近付て痛や候と、矢柄を取て靜々と引ければ、楠廷尉是を聞て御富城に此強弩を匠置事は、元弘年中より今年に及びて士卒末後の一箭と定置たる矢を、今日放つ事城の滅亡疑なし、其故は敵若金剛山に討上り強弩を放ば、城中争か是を可防と、悲歎の眉を蹙めしかば、一族城卒皆懇歎悔望て、殊更寄手所々に野伏を備へ糧道を斷ば早く一戦して勝負を一時に決せんと議す、斯し處に白井彈正宗定強弩二十巧て金剛山より城を目下に見をらし、晝夜を不限放ちければ、城中さきて、城滅亡の衝を顯すそと、大櫓小櫓をかこして騒ぐ事限りなし、されとも夜は百千の雲火を擧げ、晝は萬旗を翻し、さらぬ鉢に見へたりければ、寄手氣に乗して一時に責落せよと、千劔破村に押寄城に蒐登んとすれば、城中より石を加矢を放つ事雨霰のごとし、御方石に中て骨を碎き

矢に中て疵を蒙る者若干数をしらす、身をかひ引人馬の影に風伸すれば、城中より又是を見て宗徒の勇士八百餘騎、太刀を一漾に拔連て城門を發と推開き、羊腸たる坂を古猪の走か如く突と斬て掛る、御方も鋒を揃相討りに討合、東風四風雷々震々たる勢、関の聲矢叫の音天地を搖蕩して勝負を一時に決せんと相戦ふ、城内の兵は元來必死と定れば、御方終に討負け川を風と討渡せば、馬蹄の白波太刀の光り花散る軍かと誤りたる、選兵百餘騎討れて千鈞破村を掛通り、亦元の陣に引たりける、此合戦京都に聞へしかば、急き強弩にて可責とて、重て赤松上總介義則・今川左衛門佐仲秋・富永左近將監五千餘騎を差向け給ふ、各金剛山に討登り、數百の強弩を拵へ、失数を盡す事をこたらず、因茲城中難保評定區々に議すといへとも、芳野十八郷の者とも一和せざれば、先づ此の千鈞破の城を明け去て、紀伊の十津川に閉籠り、今一軍せばやとて夜に紛れ落て行く、嘗手角とは知れとも陣所を隔て一時通令の謀を定めされば、乍見敵をば落しける、

河内途上望金剛山、懐楠中將

菅 茶 山

纏綿仙雲繞翠微 金剛山色靄斜暉 中興偏難離陽守 大舉徒勞玉壁圍 海樹雲慈分命脈 郊田新沃入皇畿

山河千載英雄恨 歷々荒營想指揮

河内 途 上

菊 池 溪 琴

南朝古木鎖寒扉 六百春秋一夢非 幾度聞天天不答 金剛山下暮雲歸

南遊往來數望金剛山、想楠河州公之事、慨然有作

額 山 陽

山勢自東來 如鳥關羽翼 遙夾大江流 相望列巒也 南者金剛山 挿天最峻巖 拖尾抵溪濱 縮冠臨南城

霞與城郭似 掩護天王幽 想見豫章公 孤島并許賊 合圍百萬兵 陣雲繞麗黑 巨豈不自惜 交託由而勒

灑泣誓吾族 爲君誓馬賊 果然七尺軀 自有回天力 宏觀連武庫 隔江對正北 公在實任彼 在公盡臣職

千早神社

所惜壞長城 寧支大廈仄 吾行歷泉紀 往汲緣大麓 顯瞻山海間 懷慨三大息 大夫有大節 天地賴梓植
 悠々六百載 姦雄迭起路 一時塗人眼 難洗史書墨 仰見山色蒼 萬古寄如洗

本丸の趾に千早神社あり、楠正成及び楠正行を祀れり。もと八幡大神を祭りて城の守護神たりしが、後、楠正成・同行を合祀して楠社と稱す。明治五年村社に列し、同十二年今の社名に改め、同十四年十月七日大字吉年字宮尾の村社金峯神社(廣内御武)・大字小吹字大門の同八坂神社(素戔)・同年十月十四日本地字坂本の同坂本神社(大市)を合祀し、同四十一年二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は、貳千五拾八坪を有し、本殿の外に拜殿及び神職宅を存す。末社に椋木神社・平神社・廣内神社・大將軍社あり。末社の平神社は即ち城の守護神たりし八幡大神なりと傳へ、大將軍社は城中に奉齋せられ正成の信仰深く、當時此の大將軍社は當城を初め諸城寨に至るまで悉く勸請ありしといふ。氏地は本地及び大字吉年・同小吹にして、例祭は十月十七日、夏祭は五月二十五日なり。

本丸の巽位に當れる山勢の馬背の如くなれる所の左側に古墳あり、數株の古松其の上に聳え、二基の石燈ありて延寶八年閏七月從五位源良總と刻せり、良總は下館藩主なり。河内名所圖會には「楠石塔は本丸の跡の巽にあり、五輪なり、南朝天授六年庚申正月七日左馬頭楠正儀千鈞破城内にて病死、五十一歳、小光寺秀芳義瑞大居士と號す、遺骸を埋墓」と記し、南本誌には「弘和二年正月正儀與賊將山名氏清戰平尾、宗族六人・家族百四十人死之、尋罹病卒于千早城中、臨終遺言子正勝・正元曰、吾續

古 墳

先業、雖圖興復時運未到、空入黄泉、汝等宜盡忠報皇恩矣、就葬于千早本城巽隅、今現有五層塔」と記して、共に正儀の墓なりとせるも里人は單に首塚とのみ唱へ來りしが、南遊紀行には「正成の墓なり、攝津湊川にあるは驅墳なり、こゝにあるは首塚なりと云、是曾氏より正成の首を故郷に送られしを埋のし所なり」と記し、近來の説には復た正成の首塚なりとせるものあり。

本地は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 小吹

本地は古來石川郡に屬し、小吹村と稱す。

西恩寺

西恩寺は字田和垣内にあり、龜寶山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に不動堂あり。本地の管轄及び區畫の變遷は、大字千早に同じ。

大字 吉年

本地は古來石川郡に屬し、吉年村と稱す。

高塚山は北方にあり、周圍約一町餘の高地にして展望の觀に富み、元弘二年楠正成の設けし城地中の一なる高塚山寨のありし所なり。寨は一に吉年寨とも呼ぶ、赤坂村大字森屋の下赤坂城址との距離七八町にして、今は畑地となる。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字千早に同じ。

大字 中津原

本地は古來石川郡に屬し、中津原村と稱す。字地に日出目といへるあり、河内志村里の條に「中津原屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

中津神社は字中尾にあり、天太玉命・素盞鳴命・櫛稻田姬命・蛭子神を祀れり。創建の年月は詳な

中津神社

淨照寺

らず。明治五年村社に列し、同四十年七月七日大字千早の千早神社に合祀せられしも、同四十三年十月二十七日之を取消されて復舊し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる、境内は參百四拾壹坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す、氏地は本地なり。

淨照寺は字日出目にあり、旭山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。明治六年三月廢寺となりしも、同十一年十二月復興せり。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

八國寨址

八國寨の址は大字東坂及び大字千早との境にあり、元弘二年楠正成の設けし城寨中の一なり。今は杉・檜の林とす。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字千早に同じ。

大字 東坂

本地は古來石川郡に屬し、東坂村と稱す、部内は分れて上手・下手の二となる。千早谷の口にありて楠氏の寨址は彼此に散點せり。

北山寨址
富山寨址

北山寨址は字上手にありて、北谷山又は敵見山と呼び、大字千早の肩衝寨に相對して北方に位し、千早部落の關門を扼せり、今は杉林となる。富山寨址は同寨址の西南約四五町にあり、今は畑地とな

丸山寨址
茶臼寨址
天山寨址
本宮寨址
若山寨址
上猫路寨址
上猫路寨址
下猫路寨址

不本見神社

る。丸山寨址は富山寨址の近くにありて今は雜木林となる。茶臼寨址は東方にありて今は杉林となる。夫山寨址は字下手の約三町東の高地にありて今は櫻林となる。本宮寨址は夫山寨址の東、不本見神社の鎮座せる不本見山にあり、若山寨址は本宮寨址の北にありて松林を爲し、西南は深谷に臨む。上猫路寨址は本宮寨址の東にありて、東西北の三面は深溪、南方のみ金剛山に連りて山林となる。下猫路寨址は上猫路寨址と大字桐山なる上赤坂城址との中間にありて、近く同上赤坂城址を東北に眺め、西南は深谷に望みて櫻林となる。何れも元弘二年楠正成の設けし城寨中のものにして、守將の何人たりしかは詳ならず、河内志には猫路山壘には、篠崎六郎據り、若山堡は野田四郎・和田正氏保てりと記せり。不本見神社は不本見山にあり、天御柱尊・國御柱尊を祀れり。社名は所在の山名に依れるならん。社記に依れば、山は孝靈天皇癸酉の歲五月八日一夜の間に湧出せしを以て夜山と稱し、又不本見山と號せり。文武天皇の御宇役小角葛城山遊化の時、當山峰の屹然として靈異なるに依り、山神を驅使して一の寶窟を開かしめ、之に天御柱神を祭り、且自ら歳王權現及び金加羅童子の像を刻して安置し、聖武天皇の御宇に至り、行基も來りて不動尊を加へ祭り、辨財天女の寶殿を後嶺に構へ、其の身は此の山窟に棲居せり。後楠正成は常に當社を信仰し、隨身の毘沙門天像一軀・寶劍一口其の他種々の寶物を奉納して武運の長久を祈りしと。明治維新後の神佛分離令に依りて、歳王權現其の他の佛像は分離し、社は同五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四千八百四拾參

坪の廣さを有し、樹木は鬱蒼として其の外を蔽ひ、不本見林と呼べり。數十年前までは猛獸栖み、剽へ時々仙人現はれければ、午後四時を過ぐれば一人として登山するものなかりしといふ。本殿の外に拜殿を存し、末社に天照皇大神社・住吉社・熊野社・八幡社・春日社・賀茂社・辨財天社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日なり。例祭の前夜は是れを宵宮と唱へて氏子參拜し、午後九時祭式終りて同十時頃より兒童のヤーホ相撲を獻するを恒例とす。ヤーホ相撲といへるは、兒童をして相撲を取組ましめ、行司の「ヤーホ」と掛聲するに依る。之に就て復た珍話を里傳せり、往古當社の附近に於て兒童打集ひ、戯れに相撲を爲し居りしに、神風颯然、大木の上より「ヤーホ」と叫びて之を賞し、且大笑せる聲聞えければ、仰ぎ見るに何等の認むべき影だもなし。兒童等大に驚き、裸體の儘逃げ歸り、各之を其の父兄に告げゝるにぞ、父兄等は大に怪み、兒童に案内させて來り見るに、附近に人影なきに拘らず、散亂し置きたる兒童の衣類雜品は、手入れられて整然たりしかば、是れ正しく氏神には相撲を好ませられて、御見物に降臨せしませしならんと一同深く感動し、爾後の大祭に兒童の相撲を獻することに協議一決し、歸路に就さける途中、悦の餘り父兄等は一同手踊をなせり、是れ此の相撲を獻するの起原にして、其の行司の「ヤーホ」と掛聲するは、氏神の叫ばれし「ヤーホ」を襲へるなり、今も社の北方に相撲取場・踊場といへる字地の残れるは、當時兒童の相撲を爲し、父兄の手踊せし舊址なりとなん。

本地は享保十七年より石川近江守總茂の領地となり、其の後の領主及び區畫の變遷は、大字千早に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有領地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
千早	一、一八〇〇	一、五七、七三三	四二九	一、七〇、九三三	四三三	二、〇八三	二、〇八三
小吹	三、五三〇〇	六六、八二四	三三三	四〇、一〇一	三三三	三、〇八三	三、〇八三
吉年	四、七九〇〇	六九、九二六	一七九	八、〇七九	二二九	二、〇八三	二、〇八三
中津原	三、三三〇〇	五九、六三六	四三三	四、七三三	五四六	二、〇八三	二、〇八三
東坂	四、三三〇〇	五九、二六〇	三九〇	四、八八三	五七七	二、〇八三	二、〇八三
計	一、〇〇、〇五〇	三、七四、〇〇一	一、七二九	四〇、九一四	一、〇八三	二、〇八三	二、〇八三

第十三項 東條村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、佐備村・龍泉村・甘南備村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、往時石川郡を東條郡と稱せしことあるに依り、其の名を採りて東條村と名づけ、各村は其の大字となり、

舊に依りて石川郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 佐備

本地は古來石川郡に屬し、もと佐備郷の内にして一に東條佐備郷とも呼び、郷名已に廢して其の稱本地に残り、佐備村と稱す。舊郷名は和名抄に「石川郡佐備」と記せり、姓氏錄右京皇別に「佐味朝臣、上毛野朝臣同祖豐城人彦命之後也」と見ゆる佐味氏一族の居りし所ならんか。字地に上佐備・中佐備、下佐備・北畑・中山といへるあり、河内志村里の條に「佐備屬邑五」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

佐備神社

佐備神社は字馬場にあり、延喜式内の神社にして天太玉命を主神とし、松尾大神を配祀せり。文徳天皇天安二年正月の創建に係り、天曆・長寛・正平・文安・元祿、及び明治三年二月二十五日に修葺せらる。本地の産土神にして明治五年村社に列し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境域は丘阜に靠りて壹千四百五拾七坪を有し、老松參差せり。本殿・拜殿・神饌所・社務所・土藏を存し、末社に諏訪神社・撞賢木神社・籠守神社・寒川神社・加茂神社・菅原神社・天神社あり。天神社は素盞鳥命を祀り、もと嶽山の龍泉山城にありて大將軍祠と稱し、同城の鎮守にして楠正成の勸請せし所なりといふ。例祭は十月十七日なり。

眞法寺

眞法寺は天龍山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。もと中河内郡若江村大字若江北にありしが、明治二十八年三月十二日當所に移轉せり。境内は壹百拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・門を存す。外に地藏堂あり。

字石塚及び 同木蓮子

北方大伴村大字板持の界なる佐備川西南の地を石塚と稱し、今は耕地となりて只其の字を存す。蓋し往古墳墓の地ならんか。且邑の字地に「イタイゴ」と稱する所あり、日本書紀に依れば、敏達天皇十三年春二月の條に「癸巳朔庚子、遣難波吉士木蓮子、使於新羅、遂之任那」と見え、また推古天皇八年春二月の條に「復遣難波吉士木蓮子於任那」と見ゆる木蓮子あり、此の地は其の木蓮子の墳墓のありし所にはあらざるか、後考を俟つになん。

佐備谷口城 址

佐備谷口城の址は北方嶽山脈の末端にあり、其の地は佐備谷の口に當れるを以て此の名あり。楠正成の設けし城寨中の一にして、佐備氏の兵の據りし所なり。今は山林となる。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり。依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十九區に屬し、同七年一月二十二日第一大區六小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區六小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合

に屬し、同十四年二月七日大阪府に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十
三戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字龍泉

本地は古來石川郡に屬し、龍泉村と稱す。一に龍泉寺村の名あり、龍泉寺のあるに依れり。字地に
高塚・草野・岸の本といへるあり、河内志村里の條に「龍泉屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるな
るべし。而して本地はもと紺口郷に屬せりといふ、郷は和名抄に「石川郡紺口」と載せ、姓氏錄河内國
皇別に「紺口縣主、志紀縣主同祖、神八井耳命之後也」と見ゆれば、紺口縣主の居りし所にして、ま
た日本書紀仁德天皇十四年の條に「掘大溝於威玖、乃引石川水而、潤上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊
浦四處郊原以墾之、得四萬餘頃之田」と見ゆる威玖は此の紺口郷の地ならん。

威口神社
舊威口佐備
神社

威口神社は西方嶽山の麓字上の宮にあり、神八井耳命を祀れり。延喜式内の舊社にして、日本總國
風土記にも「威口神社は紺口郷に在り祭神は神八井耳命」とせり。同神は紺口縣主の祖なれば、同縣主
の其の祖神を祀りしものならん。龍泉寺の鎮守となるに及びて牛頭天皇と呼ばれ來りしが、明治維新
後の神佛分離に依りて分離し、明治五年村社に列し、同四十二年十二月二日大字甘南備字馬田の村社、
威古佐備神社を合祀し、大正四年九月神饗幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられし威古佐備神社は

龍泉寺

亦延喜式内の舊社にして、祭神は天太玉命なり。境内は四百七拾坪にして本殿・拜殿を存し、末社に
春日神社あり。氏地は本地及び大字甘南備の全部にして、例祭は十月十七日に行はる。

龍泉寺は威古神社の南方字龍泉寺山にあり、牛頭山醫王院と號し、眞言宗金剛峯寺末にして傳聖德
太子作の薬師如來を本尊とす。推古天皇の二年蘇我馬子勅を奉じて此に佛宇を營まんとせしに、惡龍
池中に居りしかば、馬子神呪を誦せしに惡龍恐れて忽ち飛去れり。依て梵刹を建て、十二願主を架し
て群類を利せんとす。然るに其の後水脈乏しく護する人なく、空しく荒蕪せしを、弘仁十四年正月八
日弘法大師こゝに來り、伽藍の荒廢を慨き、善女龍王を祭り、又辨財天を勸請し、精舎を再營し、大
師の默一加持せし所清水忽ち涌きしかば、龍泉寺と號し、淳和天皇は天長五年正三位中納言冬備を奉
行として勅願寺となさしめ給ひ、爾來寺門隆昌を極め、支院二十五宇を有せしが、星霜を経ると共に
漸次衰頽し、正平年中の災火に罹りし以來幾度の兵燹に罹りて荒廢し、今の堂宇は寛文年中の再建な
り。南河に於ける古刹の一にして、境内は參千貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門の外に、太子
堂・行者堂・辨天堂・叱根尼天堂・歡喜天堂・雨井堂あり。雨井堂は弘法大師の八大龍王を勸請して
祀り、井の上に磐石を覆ひて修法せし所なりと傳へ、旱天に雨を祈れば必ず靈驗ありといふ。

大師の古跡を御住坊と云ひ、影堂あり、嘗て眞如法親王此室をおとづれ給ひしかば
かくばかり遠磨をしれる君なれば陀多羯堂まではいたるなりけり

弘法大師

ある時富山の木尊に黄門定家立願ありしとき

十あまり二つのちかひきよくしてみかける玉のひかりをせしる

定家

龍泉寺城址

寺の上方なる嶽山の頂は嶽山城のありし所なり。其の山下に龍泉寺のあるに依り、一に龍泉寺城とも呼び、又東條城の名あり。元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、佐備氏の據りし所なり。延元二年十月十九日足利尊氏は細川兵部大輔を大將として押寄せしを、高木・遠藤・岸和田・定智以下之を拒ぎ、正平七年後村上天皇の御幸あり。同十四年同天皇の行在所を天野山より観心寺に移し給ひしとき、楠正儀及び和田正武は大和・河内の兵一千餘人をして據守せしめしが、翌年閏四月二十九日細川清氏・赤松範實の來り攻むるに及びて其の陥る所となれり。後寛正年中に至り、島山義就の同政長の爲めに龍田に敗るゝや、去て西琳寺に入り、寛弘寺に移り、更に當城に入り、以て寛弘寺に陣せる政長の兵を防ぎ、寛正二年進んで金胎寺に出城を構へ、以て能く戦ひしも、翌三年諸大名寄手に合力して來り攻めしかば、四月十五日金胎寺城を開き當城に退きて禦ぎしも、同四年三月十四日國見山の頂に陣を取られて兵糧盡きければ、遂に支ふる能はず、義就は城を出て紀見峠を越えて紀州に入れり。今城址といへるは方四町許りにして、壘寨のありし所は明に認められ、中に五位山・太鼓掛・千人隠等の名あり。千人隠は摺鉢形の凹所にして、和田・楠の兵を籠め置きて敵を謀りし所なりと傳へ、太鼓掛は陣太鼓を掛けて諸寨との相圖を爲せし所なりといふ。

太平記 龍泉寺軍の事

龍泉の城には和田・楠等相謀て、初は大和・河内の兵千餘人を籠置たりけるか、寄手敢て是を責ん共せりける間、角ては徒に勢を置ても何かせん、打散してこそ野軍にせめて、龍泉の勢を皆呼下て、さしもなき野伏共百人計見せ勢に破し置、此の木の梢、彼の弓藏のはつれに旗計を結付、尙も大勢の籠りたる體を見せたりける、津々山の寄手是を見て、あなおびたし、四方手を立たる如くなる山に、此大勢の籠りたらんするをば、何なる鬼神共いへ、可責落者に非すと、口々に云恐て責んと云人は一人もなし、只徒に旗計を見上て百五十餘日過にけり、或時土岐桔梗一揆の中に、些なま才覺ありける老武者、龍山の城をつゝと守り居たりけるか、其衆中に語て云く、太公が兵書の壘寨篇に、望其壘上、飛鳥不驚、必知敵詐而爲偶人也と云り、我此三四日相近て龍泉の城を見らば、天に飛ぶ雲林に歸る鳥曾て驚き事なし、如何は是は大勢の籠りたる體を見せて、旗計を此彼に立置たり覺ゆるそ、いさや人々他の勢を不交此一揆計向て龍泉を責落し、天下の稱歎に歸んと云ければ、桔梗一揆の衆五百餘騎、皆可然とぞ同じける、さらば總て打立とて閏四月二十九日の曉、桔梗一揆五百餘騎、忍やかに津々山より下て、また篠目の明はてぬ霧の紛れに龍泉の一の木戸口に推寄、同音に時をとつと作る、細川相模守清氏と赤松彦五郎範實とは、津々山の役所を双へて居たりけるか、龍泉の時の聲を聞てあばや人に前を懸られぬるは、但し城へ切て入んする事は、又一重の大事そ、夫れをこそ誠の先懸とは云へけれ、馬に鞍置け旗差急げと云程こそ有けれ、相模守と彦五郎と、鎧取て肩に投懸道々高懸堅めて、龍泉の西の一の城戸、高櫓の下へ懸上たり、爰にて馬を踏放し後を屹と見たれば、赤松か手の者に、田宮彈正忠・木所彦五郎・高見彦四郎三騎續いたり、其跡を見れば相模守の郎従六七十騎かけ堀共云はす我先にと馳來る、其旗差高岸に馬の鼻を突せて上りかれたるを見て、相模守自ら走下て其旗をおつ取て切岸の前に突立て、先懸は清氏に有と高懸に名乗ければ、赤松彦五郎城の中へ入、先懸は範實にて候後の證據に立て給り候へと聲々に名乗て、屏の上を越たりける、是を見て桔梗一揆の衆に、日吉藤田・

兵庫助・内海修理亮光範城戸を引破て込入る、城の中の兵共、暫く支へて戦ひけるが、敵の大勢に御方の無勢を顧て、叶はしとや思けん、心閑かに防矢射て赤坂を差して落行ける、暫くあれば、陣々に集り居たる大勢共すはや桔梗一揆か、龍泉へ寄て討けるは、但し糠くはよも貴落さし、楯の板しめせ射手を先立よと最殿す打立て、其勢既に十萬餘騎龍泉の麓へ打向ひたれば、城は早已に貴落されて楯板に火を懸けり、數萬の軍勢頭を掻て、安からぬ者哉、是程まで敵小勢なるへしとは知らて土岐・細川に高名をさせつる事の心地あしきよと、牙を咬ぬ者は無りけり、

新撰長祿寛正記

かくて義就も切て出でられず、金胎寺と嶽山兩城に兵をこめ、寄手のかゝるを待玉ふ、かくて其年も暮れ、明る寛正三年政長の方へ上意として諸大名合方有、河内・紀伊・越中・大和・山城勢は申すに不及、細川資成守・同淡路守・山名彌正忠・泉州阿守護・備前の守護・攝津の守護・安藝の小早川・佐々木・六角・伊勢の國司・同國の長野管領之衆に秋庭備中守を始として、四月十日より彼兩城を攻らる、されとも要害無双なればひるむけしきまかりける、金胎寺の寄手は泉州衆に散々に打負討死不知數、然れとも義就の儀は兩城を持へきこと小勢にて不可叶也とて同月十五日金胎寺を開、嶽山城へ一所に成て、寄手嶽山を三方より取巻、入替々々攻ると云へとも、南は越智備中守が城にて紀伊國の通路無煩により更に痛むことなし、去るほとに明る寛正四年三月十四日、嶽山の寄手の中奈良の成眞院かばかりことにて國見山の頂に陣取、城中南の口の通路を指留ければ、忽に兵糧盡て籠不叶、義就は嶽山を落らるゝ、御供の侍紀見峰にてかくそ口懸ける、

夏落る木の實峠の行末をしらぬはけにも道理なりける

陣山城址

陣山城址は西方大字佐備との境にあり、同じく元弘二年楠正成の設けし城寨中の一なり。

本地の村高は參百四拾五石參斗參升にして、内七石貳斗七升五合は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、其の參百參拾八石五升五合は寛文元年より石川播磨守總長の領地となり、兩氏共に世襲

し、本多氏は主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり。依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月十四日堺縣の管轄となる。又石川氏は若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後

大字甘南備

本地は古來石川郡に屬し、もと甘南備郷と呼びしが、後甘南備村と稱す。字地に蒲・坂本・大尻・峯浦・大宅家・谷山・井關城といへるあり、河内志村里の條に「甘南備屬邑」と記せるは、此の字地の内を指せるならん。

金胎寺山は西北隅にありて彼方村大字伏見堂の境に接す、嶽山の内なり。其の金胎寺を以て山名に附せるは巨利金胎寺のありしより起れり。元弘二年楠正成の城を此に築くに及び、寺は山下(彼方村)に移れり。而して城は金胎寺山城と呼ばれて佐備氏の兵の據りし所なり。後、正平年中後村上天皇の行在所を觀心寺に移し給ひしとき、楠正儀・和田正武等の設けし十七支城の一たりしが、明徳年中には國守畠山基國の將遊佐氏此に據りて高屋城の後援を爲し、寛正元年畠山義就の嶽山城に據りて戦ふ及び、

金胎寺山
址

其の出城は此に設けられて互に氣脈を通じ以て同族政長と戦へり。山中の字鐘谷より同石ヶ尾に至る間に於ける地形平夷の所は、當時樓櫓のありし址なりといふ。

南妣庵址

南妣庵の址は字觀音堂にあり、庵は楠公夫人隱棲終焉の所なり。夫人は名を久子と呼び、南江備前守正忠の妹なり、嘉元二年字矢佐利に生れ、八九歳にして已に淑質備はり、敏慧にして能く家庭を守り、學文習字より歌道の奥義に通じ、姿貌嫺麗にして禮節に慣ひ、兼て薙刀の稽古より武技の大要を通習せり。元亨三年二十歳にして楠正成に嫁し、赤坂村水分の邸にあり、琴瑟相和、正中二年其の子正行を挙げしより、嘉暦二年正時、元徳元年正儀、元弘元年正秀、同三年正平、建武二年朝成の六男を挙げ、元弘元年正成勤王討賊の誓詞を奏し、赤坂城を築くに及び、觀心寺の中院に移り、専ら正行以下の教養に心を盡せしが、延元元年五月二十五日正成は湊川に戦歿し、其の兄正忠も之に殉ず。正平三年正月五日其の子正行は二十四歳、正時は二十二歳を以て四條畷の戦に陣歿し、一族耶黨多く之に殉死す。正儀方に二十歳、其の後を継ぎ、千早城を修めて之に據り、正秀十八歳、正平十六歳、朝成十四歳なりしが、みな出で、軍に従へり。當時夫人は四十五歳なりしが、正行を失ひしより人生の常なきを感じ、此の東條の山上に數弓の地を卜し、觀音堂を作り、草庵を建て、之に隱棲し、敗鏡尼と號し、緇衣を披き、人事を謝絶し、其の祖先と良人及び其の子の菩提を弔ひ、正平十九年七月十七日六十一歳を以て庵裡に寂し。觀音堂南崖の下に葬り、塚を築きて五輪塔一基を建て、南妣庵玉山蒲

圓大禪尼と諡せり。夫人の寂後、庵は觀音寺と稱し、眞言宗無本寺の除地として尼僧住し、代官松尾氏之を保護し、觀音堂も其の有たり。松尾氏は其の先松尾季綱南朝に仕へ、其の男松尾季種は觀心寺灌覺坊の弟子にして中院を掌り、深く楠氏の親昵する所たり。故に其の裔たる松尾氏長く之を保護せしものなり。然るに明治維新後間もなく取毀たれ、五輪塔は雜草翠竹の離々たる間に埋没し、人の弔ふものなかりしが、東都の人織田完之氏深く之を憾み、其の遺址を探り、楠公夫人傳を著し、其の知己京都の人加藤鎮之助氏に謀り、鎮之助氏は大正四年資財を抛ちて舊址を買收せり。依て同年同書を印刷し、且楠公夫人遺跡保存會を組織し、雜草を刈り、翠竹を伐りて玉垣を繞らし、なほ南妣庵の再興・觀音堂の再建・紀念碑の建設等は其の進行中にあり。後日其の完成するに至らば、夫人の遺跡は爰に顯はれ、夫人の靈を弔ふと共に、世の風教に裨益するの大なるものあらん。而して舊庵側草深き所に古井あり、其の清きこと水鏡の如し、是れなん夫人の朝夕汲みて弔祭の用に供せしものなりといふ。(織田完之著楠公夫人傳に依る)

淨福寺

淨福寺は字ヲクにあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は九拾九坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・鐘樓を存す。

遍照寺

遍照寺は字北馬場にあり、黒松山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、天徳四年四月惠順の中興なり。境内は八拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す、共に

中興當時の建築なりといふ。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、享保十七年村高七百參拾七石七斗七升四合の内、四百五石七斗五升五合は石川近江守總茂の領地となり（此時石川氏常陸國下館縣に移る、寛文四年改郡村帳、石川氏領地の處に木村なし依、近江守總茂の時とす）、同氏世襲して若狹守總管に至り、明治二年六月上地せり、依て下館藩の支配に移り、同四年七月十四日下館縣に改まり、同年十一月十五日茨城縣の當分管轄に轉じ、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。又其の參百參拾貳石壹升九合は徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して木村宗右衛門に至り、明治元年の初めに御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第一大區六小區内の七番組に入りたるの外は、大字佐備に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 勢調査の人口
大 字	舊 石 高						
佐 備	一、〇〇一・三〇〇	一、〇七・六六六	七〇三	一、〇三・二二〇	六六	一、〇〇一	一、〇〇一
龍 泉	三、五五・三〇〇	四、一三二	四二九	六、二〇・八七	四二	三、五五	三、五五
甘 南	七、七二・七〇〇	一五、二九〇・五	五四六	一六、二五・七〇三	六〇四	七、七二	七、七二
計	二、〇八〇・三〇〇	三、四一・三三三	一、六七八	三、二六・九一〇	一、〇九二	二、〇八〇	二、〇八〇

第十四項 川西村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、甘山村・加太新田・新家村・甲田村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる甘山村の名を採りて甘山村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、同三十二年三月三十日更に川西村と改稱す。

大字 甘山

本地は古來錦部郡に屬し、もと百濟郷の内にして甘山村（つ、やま）と稱す。甘山は一に二十山又は津々山に作る。津々山の開拓されたる所にして、字地に蟻ヶ原といへるあり、河内志村里の條に「二十山屬邑」と記せるは、此の字地を指せるならんか。

津々山は北方殖生山脈中の丘山なり、北は野田村大字南野田・同北野田に屬して東西南の三面は本地に屬し、其の本地所屬中の字二本木は津々山城のありし所なり。十数年前山頂より古鏡・古劍・青銅

津々山

津々山城址

鐵等を發掘し、其の青銅鐵數本は郡役所を經由して奈良の帝室博物館に保存せりといふ。城は元弘二年楠正成の設けたる城寨中の一にして、隅田氏之に據りしが、後、正平十四年十二月二十三日足利義詮は京都を發して攻寄せ、和田・楠の八尾・平石・龍泉・赤坂に築きて之に對するに際し、翌十五年二月十三日足利方の先陣二十萬餘は此の津々山に上りて陣を取り、丹下・俣野・譽田・酒匂・水速・湯淺太郎・貴志の一族五百餘騎之に降り、京方大に氣勢を擧げて、和田・楠とて何程のことかあらんと思はぬ人はなかりしも、騎馬懸合て勝負する程のこともなく、互に野伏を出して矢軍に日を送り、寄手案内を知らざれば手負討たる、もの多かりしが、滯陣長くなるに従ひ、部下の節制弛みて神社佛閣等に亂入して狼籍を極め、閏四月に及びけるに寄手土岐枯梗一揆の中に才覺ある老武者あり、龍泉城に守兵の少きを察し、同一揆の者馳向ひて之を攻落し天下の稱歎を得んと、其の衆五百餘騎之に同じ、同月二十九日の拂曉忍んで山を出で、霧の紛れに龍泉の一の城戸に押寄せ喊聲を揚げけるに、細河清氏と赤松範實は之を聞くと均しく人に先んせられたりとして、鎧取て肩に投げ懸け道々高紐を堅めて急ぎ、龍泉の西の一の城戸高櫓の下へ懸上り城内に競ひ入りて之を責落し、つゞいて平石・八尾・赤坂も陥り、和田・楠は金剛山の奥に入れり。(龍泉寺城の條に引用せし太平記參看)

長福寺は字堂の前にあり、金林山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。境内は壹百七拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

長福寺

本地の村高は九百九石參斗四升九合貳勺にして、内六拾參石壹斗四升八合六勺は文祿年間北條美濃守氏規の領地となり、其の八百參拾九石六斗六升七合六勺は、寛永七年より麾下水野河内守守信の采地となり、其の六石五斗參升參合(高山)は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年に至りて本多伊豫守忠恒の領地に轉じ、爾後共に世襲する所となり、北條氏の領地は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。又水野氏の采地は同但馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府支農局の支配に移り(上地は三年十二月)、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日堺縣の管轄に換り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又本多氏の領地は伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日また堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字加太

本地は古來錦部郡に屬し、もと芝地にして字を茱萸平あまのぼとと呼びしを、伊豫の人木村主馬之を開墾して享保五年竣功し、加太新田と稱し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字加太と稱す。

龍雲寺は字赤開にあり、智福山と號し、黄檗宗法雲寺末にして聖觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・長家を存す。本堂は大正三年五月一日の新築なり。

本地村高參百四拾六石八斗四升六合參勺の内參百貳拾壹石貳斗七升八合六勺は享保五年より麾下水野半左衛門の采地となり、其の貳拾五石五斗六升七合七勺は北條遠江守氏朝の領地となり、(寛文四年改郡久太郎領地の所に加太新田なり)兩氏共に世襲し、水野氏の采地は同但馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り(上地は二月、年十二月)。同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又北條氏の領地は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日また堺縣の管轄となる。是に於て全村同一治管に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字甘山に同じ。

龍雲寺

大字新家

本地は古來錦部郡に屬し、もと岩井芝と呼びしを、後開墾して一村を爲し、神慶村を唱へしが、後新家村と稱す。河内志村里の條に「新家一名岩井」と記すれば、岩井村とも呼びしなるべし、今は字地となりて東部に其の名を存せり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十三日堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日甲田村と二ヶ村聯合したる外は、大字甘山に同じ。

大字甲田

本地は古來錦部郡に屬し、甲田村(一に向田に依る)と呼びしが、延寶七年分れて向田村・甲田村の二村となり、明治五年合併して、甲田村と稱す。字地に南向田・北向田・谷川(舊向田村の内)・宮村(舊甲田村の内)といへるあり。傳へいふ、水郡神社は往時は百濟郷に屬せしと。社は本地及び大字二十山・錦郡村大字錦郡・彼方村大字彼方四大字の昔より共祭せし所なれば、此の共祭地は百濟郷たりしなるべし。郷は和名抄

に「錦部郡百濟郷」と見ゆるもの是れなり。されば日本書紀敏達天皇十二年十二月の條に「詔以日羅妻子水手等、居于石川、於是大伴糠手子連議曰、聚居一所恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村、收縛德爾等置下百濟阿田村」と見ゆる石川百濟村は、此の郷にして、日羅の妻子を居らしめられし所ならん。

錦織神社

錦織神社は西方字宮林にあり、もと水郡神社と稱し、素盞雄命・譽田別命・菅原道真を祀れり。正平十五年十二月五日の再建なりといふ。古は爾吉利宮天王と呼び、石燈籠には水郡宮と刻せるもあり。前記四大字の産土神にして、明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年七月二日今の社名に改め、同年八月二十三日大字廿山字風呂谷上の村社熊野神社(伊弉册命)を移轉合併し、大字加太字樟木平の上の同稻荷神社(保食神)・同四十一年二月八日錦郡村大字須賀字宮山の同菅原神社(菅原道真)・同村大字伏山字伏山の同伏山神社(素盞鳴命)・同四十二年六月一日同村大字錦郡字若宮山の同若宮神社(天照大神品陀別命)を本殿に合祀せり。社殿は桁行三間、梁行二間單層屋根入母屋造檜皮葺にして、正平十八年の建營に係り、明治四十五年二月八日特別保護建造物となる。本殿の外に拜殿・神饌所等存し、末社に天神社・春日神社あり。今の氏地は本村及び錦郡村にして、例祭は十月十一日、夏祭は七月十八日に行はれ、十一月十一日の祭式には神輿の渡御あり。境内は參千六百五拾四坪を有し、社前より華表に至るまでは一町餘にして、老松路を挟み、昔の馬場前にして流鏑馬の式を行ひし所なり。

石川向城

石川向城は本地にありしが如くなれども、今其の遺址等は詳ならず。城は元弘二年楠正成の築きし城寨中の一なり。

養樂寺

養樂寺は字西之芝にあり、靜雲山と號し、黃檗宗法雲寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百九拾六坪を有し、本堂のみを存す。

水郡長雄父子の碑
一天皇朝の勲志

水郡長雄父子の表忠碑は養樂寺門前にあり、大正二年七月の建設なり。長雄は通稱を善之祐と稱し、後、小隼人と改む、本地水郡岩太郎の長男なり。水郡家は勢州神戸藩に屬し、世々代官又は大庄屋たりしが、長雄は文化九年十一月十二日を以て生れ、嘉永六年三月家を嗣ぎて大庄屋と爲り、土籍に列せらる。幼にして書を讀み武を修め、壯なるに及びて軍學を講ず。資性沈毅、寡言實行、人に接するに謙遜、郷人爲めに畏敬す。嘉永六年米艦の渡來以後、幕府の朝旨に逆ふを憤り、諸國志士の蹶然として起るに及び、長雄も亦窮に回天の志を抱き、内は郷黨を奨勵し、壯丁を聚めて尊王の大義を説き、授くるに讀書武技を以てし、外は廣く同志を海内に求め、益武を講じ、兵器を購求貯藏して時の至るを待ちしが、後、家事を實弟謙三郎に託し、京都に往來して志士と交り、國事に奔走せり。然るに文久三年三月廟議は攘夷鎖國に決し、諸國攘夷の徒の氣焰益激して之が決行の速ならんことを言議するに及び、長雄も八月三日同郷人長野一郎・辻幾之祐・田中楠之助・森本傳兵衛・三浦主馬・鳴川清三郎等と上洛せり。鳴川清三郎は新家村の庄屋鳴川甚右衛門の長子にして庄屋なり、沈毅寛厚にして文

を修め武を講じ、曾王の議を唱へて長雄と肝膽相照し、氣節の人なり。既にして攘夷御祈願の爲め大和行幸御親征の詔勅不日煥發せらるべき由を漏れ聞ゆ、吉村寅太郎・松本謙三郎等と密議して、先づ同志を糾合し、鷲輿奉迎の兵を大和に擧ぐべしとし、盟主に中山前侍從忠光を擁立し、發勅あらば直に河内を経て大和に進軍するに決し、吉村は京都にありて軍器を調度し、長雄は森本傳兵衛・鳴川清三郎の二人と共に衆に先ちて家に歸り、學兵の準備を爲さんとし、十二日葦下を辭し去りて家に歸り、郷黨を募り學兵の準備に汲々たり。同夜大詔煥發あり、同志勇躍、十四日の夜忠光以下四十名京都を發し、十五日大坂に着し、安治川より乗船兵庫に赴くと揚言し、港外に出づるや命令一轉、堺港に入りて上陸し、十六日午前本地なる長雄の宅に到着せり、其の人名は左の如し。但し田所勝次郎は堺港より附隨せしものなり。

吉村寅太郎、松本謙三郎、那須真吉、吉田重藏、安岡嘉助、安岡弁太郎、森下義之助、森下幾馬、上田宗兒、石川一、保母健、伊藤三彌、澁谷伊豫作、池内藏太、赤戸彌四郎、磯崎寛、酒井傳次郎、小川佐吉、前田繁馬、島浪島、伊吹周吉、土井佐之助、田所勝次郎、葛目清馬、江頭種八、竹志田熊雄、中田門吉、長野一郎、辻幾之助、田中橋之助、鶴田陶司、尾崎清三郎、荒巻中三郎、木村福馬、中倉才次郎、澤村幸吉、島村清吉、山口松藏、中垣健太郎、鍋島榮之助

依て長雄は長子英太郎(十歳)及び郷黨森本傳兵衛・鳴川清三郎・秦將藏・吉年米藏・東條井之助・竹林八郎・浦田辨藏・和田佐市・中村徳太郎・内田耕平の十名を率ゐて中山忠光に迎謁し、蓄藏の金穀・銃砲・刀槍・鐘鼓に至るまで悉皆諸士に分給し、また急に菊章の旌旗二旒、提灯二十個を伴らしむ。

忠光は長雄の用意の周到なるを感賞せらる。是に於て軍旅初めて整備せりといふ。長雄は更に澁谷伊豫作と謀り、白木村常州下館藩の代官和田某に諭して乗馬一頭・甲冑二領・銃槍各拾挺を輸さしむ。一面中山侍從の狭山を通過するや、一寺院に憩ひ、吉村寅太郎・磯崎寛を藩廳に差遣し、藩の二老臣に會し、鷲輿奉迎の兵を大和に擧ぐるを以て、相模守もまた應援あらんことを望み、其の決答を長雄の宅に齎すべき旨を告げ置きしに、同日午後二老臣來りて、御親征の砌は出兵すべき旨を答ふ。依て長雄は二老臣に告ぐるに、大和に食鹽百俵を輸送すべきを語げ、二老臣之を諾す。其れより總裁以下の職名を設け、吉村・松本の二人を總裁と爲し、兵糧奉行・輜重器械奉行・小姓頭・應接方・勘定方・記録方等を命し、爾餘の壯士を銃槍の二隊に分ち、徹宵軍議、十七日黎明全軍長雄の宅を發して、午前九時頃觀心寺に着し、後村上天皇の御陵及び楠公の首塚を拜し、千早峠を越えて大和の五條に至り、幕府代官鈴木源内以下五名を斬りて其の罪狀を掲げたり。是れより遠近來り會するもの多く、八月二十日吉野郡藤村字天の川辻に移る。二十四日十津川郷兵の來り加はるもの一千二百人に及びしかば、之を五隊に分ち、各隊長を置く。二十五日天の川を發し、五條に出で大に爲す所あらんとせしも、幕府の命を和歌山・藤堂・彦根其の他の諸藩に傳へて、討伐せしむるに及び、長雄は松本・藤本と議を異にし、河内勢なる一隊を編成し、五條・和田・大日川の諸寨に於て屢敵と戦ひ、能く三旬を支へたりしも、孤軍終に利あらず、衆或は叛き或は散じ、和田佐市は九月十九日十津川の南境上湯川村に至

り、足痛を以て同村田中主馬造の宅に留り、其の他は翌二十日紀州境なる下湯川村の砲臺に泊せり。然るに同夜十津川人は硝薬を其の天井に吊し、一行の熟睡後に爆發せしめしかば、兩足を焦爛し手・腕に創傷せしものと共に、一面和田佐市は同夜主馬造の宅に於て十津川人に圍まれ、奮闘して死せり。かくて一行四散し事遂に爲すべからざるに至りしかば、此の儘空しく徒死せんよりは、寧ろ義擧の由來を聲明したる上にて幕府の刑場に死せんとて、長雄は一行即ち其の子英太郎及び辻幾之祐・田中楠之助・吉田重藏(真前)・石川一(島取)・原田龜太郎(備中)・保母健(島原)と共に紀州日高郡小浜村に至り、紀州藩の兵營に投じて捕囚となる。一行八人は同月二十四日より山奥を以て漸次護送せられて、同二十六日和歌山に着し、倉ヶ谷の牢獄に繋囚せられしが、十月三日京都町奉行所に送られ、長雄以下六名は元治元年七月十九日但州生野銀山の與黨平野次郎等三十二名と共に京都六角の獄内に於て斬に處せらる、長雄は時に年三十九歳なり。特り長子英太郎のみは幼少にして事理を辨せざるに依り、郷里に放還せられしが、明治二年三月長雄の功績に依りて終身四人扶持を下賜せられ、同四年東京府士族に列せらる。又長雄一行と共にありし鳴川清三郎は、下湯川村の砲臺なる不意の急變に際し、浦田辨藏と共に同所を遁れければ、長雄等と分れて二十一日迄野宿し、水野大炊頭領なる紀州三越村に出でたるに、同所にて捕へられ、本宮辻佐太夫郎に預けられ、訊問に對して、伊勢熊野參詣龍神湯懸りに出でたる伯父の下向避き爲め、親類相談の上迎に參り、高野と龍神道を踏誤りたるものなる旨を申立て、

一旦縛を解かれて數日を経過しけるに、領主大炊頭來山、折柄和歌山役人多數入込みければ、鳴川清三郎は其の遁るべからざるを知り、二十五日未明同邸の脇差を以て自殺せんとして發見せられ、遂に天誅祖の與黨なる旨を自白せしかば、大炊頭に召捕られて新宮の城下に入牢せられ、十一月二十六日同所より護送せられて十二月五日和歌山に入牢せられしも、元治元年二月二十三日放免せられ、國境紀見峠まで同心二人に送られて翌二十四日歸宅せしが、維新の後侍從鷲尾隆聚卿より其の忠節を賞せられ、拔擢せられて親衛隊に屬し、約半年間二條城にありしといふ。明治二十年九月病を以て逝き、川西村大字新家の共同墓地に葬らる。かくて長雄と共に天誅組に屬したる當國人中、其の非命に斃れしもの九人、即ち長雄を首めとして森本傳兵衛・和田佐市(以上甲)・辻幾之祐(富田)・長野一耶(舊姓吉井、大ヶ塚村生)・吉年米藏(長野)・竹林八耶(舊姓八木)・秦將藏(舊姓北辻)・田中楠之助(法善寺町)是れなり。然るに其の忠節は認められて明治二十四年九月二十一日水郡長雄・森本傳兵衛・和田佐市は靖國神社に合祀せられ、且同三十一年七月十四日水郡長雄に正五位、同三十五年十一月十三日長野一耶・辻幾之祐に正五位、田中楠之助・森本傳兵衛・竹林八耶に従五位、同三十六年十一月十三日秦將藏に従五位、大正三年十一月十九日和田佐市に正五位を追贈せらる。而して森本傳兵衛・和田佐市二人の碑も此の水郡長雄父子の表忠碑と同所にあり、いづれも明治四十三年七月十七日の建設なり。

紀州藩の兵營に投ずる前に於て、六十六部廻路人に託して郷里の母妻に送りし辭世

秋の野に露と消々へさいのちともしらて人の我をまつらん

長

紀州隊長以下の其の子英太郎の重傷を厚く看護し呉るゝを見て

雄

鬼神もおそれざりしかまことある人のなまけに袖ぬらすらん

同

辻佐太夫方にて自縊せんとせし時に認めて其の蒲團下にありしを

佐太夫より北浦久左衛門を経て送り來りしもの

皇國のくもりをはらす大丈夫か時ならずしてまたの世に入る 河南新家里鳴川清三郎源吉泰

無露塚

無露塚といへるは字南甲田の南邊なる田圃の中にあり、寶篋卵塔一基其の上に建てり。畠山兩氏の
甘山合戦の戦死者を葬りし所なりと傳へ、之に觸るれば祟りありと稱して里人は之を恐る。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしも、延寶七年村高八百參拾壹石五斗貳升四合の内、
六百貳拾壹石五斗參升六合は本多伊豫守忠恒の領地となり、其の貳百九石九斗八升八合は享保十七年
より徳川氏代官の支配となりしが、本多氏の領地は同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地
せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄と
なる。又徳川氏代官の支配地は同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同
人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二
年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管

轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して其
の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月新家村と二ヶ村聯合したる外は、大字甘山に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 同日現在人口	大正元年三月 同日現在人口	大正九年十月 同日現在人口
廿山	九〇九・五九二	一五二・八〇九	六八七	三六・六四七	八七	
加太	三〇六・八四三	四・二二二	一八	五〇・六三三	一八	
新家	二〇二・四三九	二・三三三	一八	二四・七三三	一三〇	
甲田	八三・五三〇	九〇・一四五	五九	九七・〇〇九	六〇七	
計	二、二二〇・一六五	四七・七四五	一、五二八	四八九・〇五二	一、六七三	一、九九七

第十五項 錦郡村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、錦郡村・錦郡新田・伏山新田の三ヶ村は、當時
同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設
け、大村たる錦郡村の名を採りて錦郡村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦郡所屬た
りしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、同四十四年九月大字錦郡新田を大字須賀に改稱す。

大字 錦郡

本地は古來錦郡に屬し、もと百濟郷の内にして、錦部村にしとがと呼びしが、後文字を改めて錦郡村と稱す。字地に芝・上村・細井といへるあり、細井は河内志村里の條に「錦郡新家細井」と記せるもの是れにして、蓋し當時は獨立の一村たりしを、後本地に合併されしものなるべし。錦部は和名抄に、爾之古里と訓じ、日本書記仁德天皇四十一年春三月の條に「百濟王之孫酒君、逃匿于石川錦織首許呂斯之家」と見え、且姓氏錄河内國諸蕃に「錦部連、三善宿禰同祖、百濟國連古大王之後也」と見ゆれば、錦部氏の居りし所にして、村名は是れより起り郡名も亦是れより出でしものならん。而して日本書紀雄略天皇七年の條に見ゆる、西漢才伎歎因知利を百濟に遣はして召し來れる、新漢の陶部高貴・鞍部堅貴・書部因斯羅我・錦部定安那錦・譯語卯安那等を上桃原・下桃原・眞神原の三所に遷し居らしめられし、上桃原・下桃原は本地なりといふ。是に依れば古來蕃族の多く居住せし所なるを知るべし。

西南に稱音寺の址あり、寺は眞言宗の無本寺にして開基創建共に詳ならざれども、本尊は如意輪觀世音にして弘法大師の作なりと傳へしが、明治七年上地して廢寺となれり。口碑に依れば、寺の本尊は正成の深く崇信せし所なりしが、下赤坂城陥りて正成の金剛山に通れんとするに際し、敵の矢に中りけるに微傷だになかりしを異みつゝありける折柄、當寺に詣てたるに本尊に矢疵ありければ、已に

稱音寺の址

代りて此の症を負ひ給ひしものなるを知り、正成の信仰益厚く、大般若經を手書して奉納し、爾來矢疵觀音と呼びしと。址に人丸塚といへるあり、封土の高さ二尺・周圍四間にして五尺許の碑あり、左記の歌を刻して「卯二月十日建之」とあれども、年號は磨滅して讀むべからず。河内志古蹟の條には人麻呂宅は稱音寺にあり、天平十九年河内國の人に阿保人麻呂あり、蓋し此人ならんかと記せり。

夜もすからあかしからにたくものは錦織山の妻木なりけり

本地の石高は壹千參百九拾壹石五斗八升にして、内參百五拾八石四斗八升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の壹千參拾參石壹斗は慶長十七年より麾下甲斐庄喜右衛門正房の采地となり、兩氏共に世襲し、北條氏の領地は相模守氏恭に至りて、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。又甲斐庄氏の采地は明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り（上地は二年十二月）、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合となり、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月

五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字須賀

本地は古來錦部郡に屬し、年紀不詳里民清太郎の開墾せし所にして、錦郡新田と呼びしが、明治四十四年九月須賀と改稱す。字地に内之組といへるあり。

本地村高は貳百參拾貳石八斗四升八合にして、内壹百八拾壹石四斗は慶長十七年より麾下甲斐庄喜右衛門正房の采地とあり、其の五拾壹石四斗四升八合は享保二年より北條遠江守氏朝の領地となり、(寛文四年改郡村帳に北條久太郎領地の所に) 兩氏共に世襲せり。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字錦郡に同じ。

大字伏山

本地は古來錦部郡に屬し、年紀不詳里民其の山地を開墾せし所にして伏山新田と呼びしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字伏山と稱す。字地に南山といへるあり。

本地は明曆三年より本多兵部少輔康將の領地となり(寛文四年改郡村帳に本多下總守後次領地の所に伏山新田なし、依て今村方舊記に従ふ)、傳へて其の

孫伊豫守忠統の時に至り、享保十七年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字錦郡に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有根地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	正元年五月 正九年十月一日 末日現在人口	國勢調査の人口
錦郡	一三二・五〇〇	一四・七〇〇	四〇八	一五・四〇四	二一七	
須賀	三三・八六〇	三・五三九	二六	五・二九七	二六	
伏山	二六・三三一	三・三三三	二六	四・八三九	二五	
計	一、七五・六六〇	二六・五七二	一、三三二	二九・五四〇	一、五〇九	一、七五九

第十六項 彼方村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、彼方村・板持村・嬉村・横山村・伏見堂村の五ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に

依りて一村を設け、各村中著名なる彼方村の名を探りて彼方村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字彼方

本地は古來錦部郡に屬し、もと百濟郷の内にして彼方村と稱す。字地に土井及び瀧谷といへるあり、河内志村里の條に「彼方屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

春日神社

春日神社は中央字春日出にあり、天兒屋根命・金山彦命・經津主命・武甕槌命・大日靈貴命・大己貴命を祀れり。創建の年代等は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年十二月十一日大字伏見堂字古城の村社伏見堂神社(一言)・同月十三日大字嬉字鹽の宮の同菅原神社(菅原道真・事代主命・天穗日命)を合祀し、同四十年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千貳百坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・社務所を存す。未社に嚴島神社・海神社あり。氏地は本地及び大字伏見堂・同横山・同嬉にして、例祭は十月十一日なり。

明王寺

(遷移不動)

明王寺は字瀧谷にあり、瀧谷山と號し、京都眞言宗智積院末にして不動明王を本尊とす。像は丈五尺餘にして弘法大師の作なりと傳ふ。普通に瀧谷不動の名を以つて稱せらる。弘仁年中弘法大師の開基なり。初めは現地より西方三町許りの所にありて、奥之院を嶽山の半腹に置き、(山は石川郡との界にあり、舊志に石川郡の部

に設するは之が爲めなり)不動明王を勸請して頗る宏壯を極め、楠正成は特に其の守護の本尊として深く歸依し、干戈の餘暇に屢參籠せしといふ。正平十五年足利義詮の龍泉寺城を攻むるに當り、兵火に罹りて堂塔悉く灰燼に歸し、只本尊不動明王の免れて溪谷にあるのみなりしを、一盲僧來りて本尊の靈驗を説き、道俗を勵まして小堂を現今の地に營み、日夜香を燒き花を供し、禮拜頗る懇懃なりしが、旬餘にして明を得、數日を経て遂に其の行く所を知らずなりぬ。衆以て弘法大師利益有情の化身なりとし、四方に喧傳して爾來眼病者の歸依多く、遂に今日に及べり。奥の院の地を今は堂の壇といひ、伽藍の跡を寺内と稱す。堂宇は兵火後の假堂なりしを、少僧正高取慈恭の四方に勸進し、檀家の盡力に依りて再建せし所なり。境内は六百拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・方丈・茶所・客殿・書院・廊下・土藏・納家・鐘樓堂・門を存す。外に籠堂ありて觀世音菩薩を安置せり。寺の東方三町許の溪間に、弘法大師の加持井と稱するあり、彼の眼病者之を眼に灑げば清快を感ずと稱し、傳へて靈水と爲せり。又寺前に放生池あり、眼病者は必ず之に齋を放つを例とし、齋は一目を盲するを以て、一に齋不動の名あり。尙近く不動瀧あり、高さ五丈、流れて佐備川に注げり。

蓮華心寺址

蓮華心寺の址は南端にあり、寺内・大門口等の字地は同寺に因めるの稱なるべし。古刹なりしも開創等の年月は明ならず。堂塔伽藍悉く整ひ、數個の僧坊を有して法燈大に輝きたりしも、星霜を重ねると共に漸次衰頽し、明治初年に至りて廢寺となる。寺寶の重なるものは廢寺のときに賣却せられた

るも、其の一部は奥野家に保存せられて散佚を免れ、今は同家より明王寺に托して保存せらる。中に楠公の所持せしものなりと傳ふる非利法權天の長旗あり。

本地村高六百壹石九斗貳升の内、九拾七石八升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の五百四石八斗四升は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり(或は北條氏初より膳所藩に屬し、本多氏に石川主殿頭昌勝に代わりと)、兩氏共に世襲せしが、北條氏の領地は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。又本多氏の領地は主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十月二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字板持

本地は古來錦部郡に屬し、もと板茂郷の稱あり、郷名廢して板茂村と呼び、慶長の頃より文字を改めて板持の字を用ひ、俗に西板持と呼びて、石川郡の板持村に對せしが、後、單に板持村と稱す。已に大伴村大字板持の條に記せしが如く、同地とは隣接して其の名を同じうす、思ふにもと同郷たりしも、中古郡界の錯亂に依りて所屬郡を異にするに至りしものならん。而して姓氏錄河内國諸藩に「板茂連・伊吉連同祖、長安人劉楊雍之後也」と見え、類聚國史に延暦十二年板茂連に外從五位下を授けられしこと見ゆれば、本地は復た板茂氏の居りし所ならんか。

專念寺は字高關にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寶永七年三月九日寂如法主より長福寺の號を興へられしが、享保元年十月七日今の寺名に改む。境内は六拾九坪にして、本堂・庫裏を存す。

專念寺

大念寺

大念寺は字尻谷にあり、瑞蓮山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・納家・長屋・鐘樓を存す。外に觀音堂あり。

本地村高七百四拾九石八斗六升參合の内七百四拾九石六升參合は寛永二年より小出大隅守三尹の領地となり、其の八斗(山高)は慶安四年より本多下總守俊次の所領たりしが、延寶七年に至りて本多伊豫守忠恒の領地に轉じ、小出氏の領地は元祿九年小出玄蕃頭重興卒して其の家絶え、除封せられて徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年更に麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して主水に至り、明治

元年正月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。又本多氏の領地は同氏世襲して伊豫守忠實に至り、明治二年六月土地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字彼方に同じ。

大字 嬉

本地は古來錦部郡に屬し、嬉村と稱す。字地に高木といへるあり、河内志村里の條に「嬉屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

金胎寺の址

金胎寺の址は東方金胎寺山下にあり。寺は融通念佛宗の巨刹にして、もと金胎寺山の上にあししが、元弘二年楠正成の金胎寺城を設くるに及び、此の地に移轉して法燈を繼ぎ來りしも、漸次衰微して明治四年五月廢せられ、敷地は化して畑地となり、傍なる用水池に大門池の名を残せり。

本地は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、同氏世襲して相模守氏恭に至り、明治二年六月土地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十一月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及

び區畫の變遷は、大字彼方に同じ。

大字 横山

本地は古來錦部郡に屬し、横山村と稱す。字地に皆回りといへるあり。

西南西條川の東涯なる岩罅より潮水湧出せり、盈虚の候は海水の潮汐に同じ。もと此の附近に菅原神社(地積は大字嬉に屬す)ありしが、此の水に因みて鹽の宮の名を爲し、東南にありし融通念佛宗の穴鹽寺の名も此の水に因む、和漢三才圖會に「有大石出鹽、故名穴鹽寺」と見ゆるもの是れなり。然るに寺は明治四年五月廢せられ、社は同四十年十二月十三日彼方村大字彼方の春日神社に合祀せられしかば、今は社もなく寺もなく、潮水のみ流れて昔の如し。

本地は寛永二年より小出大隅守三尹の領地となり、元祿九年同玄蓋頭重興卒して其の家絶え、除封せられて徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年更に麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日伏見堂村と二ヶ村聯合したるの外は、大字彼方に同じ。

大字伏見堂

本地は古來錦部郡に屬し、伏見堂村と稱す、字地に嬉坂・外子といへるあり。

青蓮寺は字垣外にあり、古城山と號し、淨土宗西山派誓願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の

年月は詳ならず。境内は七拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年本多伊豫守忠恒の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日横山村と二ヶ村聯合したるの外は、大字彼方に同じ。

青蓮寺

大字	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行時		大正元年三月一日現在人口		大正九年七月二日國勢調査の人口
		有租地	反別	町制施行時	町村制施行時	町制施行時	町制施行時			
彼方	7,011.5100	1,351.3100	6,660.2000	55	1,351.3100	55	6,660.2000	1,628	11,028	
板持	7,818.6000	6,660.2000	1,158.4000	551	9,018.6000	606	6,660.2000	1,628	11,028	
嬉山	22,600.0000	22,600.0000	0.0000	556	22,600.0000	556	22,600.0000	1,628	11,028	
横山	6,163.0000	9,075.5000	2,912.5000	59	11,988.0000	65	9,075.5000	1,628	11,028	
伏見堂	27,810.0000	8,877.4000	19,932.6000	38	27,810.0000	38	19,932.6000	1,628	11,028	
計	1,170,000.0000	31,167.1000	1,138,832.9000	1,112	1,170,000.0000	1,112	1,138,832.9000	1,628	11,028	

第十七項 千代田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、市村・市村新田・向野村の三村は當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、村民の希望に依り各村名を交互折衷して市新野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、大正五年四月一日より千代田村と改む。

大字市

本地は古來錦部郡に屬し、市村と稱す。字地に四鈎樟・東畑・西畑といへるあり。

菅原神社は字北山にあり。菅原道眞・天兒屋根命・底筒男命・蛭子命を祀れり。由緒は詳ならず。

明治五年村社に列し、同四十年十月十九日大字向野字玉貫の村社伊豫神社(稻田)・同月十九日大字市村

新田字木戸の同木戸神社(足仲彦命・氣長足)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。

境内は參百參拾五坪を有し、本殿の外に拜殿を存す。末社に皇大神社・八幡神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十一月十一日なり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康穰に至り、明治二年六月

菅原神社

土地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字木戸

本地は古來錦部郡に屬し、荒蕪の地たりしを慶安二年上原村の中村與次兵衛勝直に開發せられ、市村新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字市と稱せしも、大字市と同名となりて行違を生ずるの虞れあるを以て、大正五年四月一日より更に木戸と改稱せらる。木戸は村社木戸神社の名に因めるなり。字地に野々宮といへるあり。

寺ヶ池は松林寺山の麓にあり、其の名は松林寺に因めるならん。東西約六十間・南北約三百六十間・深さ十六間、面積九町六反歩の大池にして、中村與次兵衛勝直の本地新田開發と同時に築設せし所なり。勝直の父は同じく與次兵衛といひ、老後剃髮して佛門に歸し、慶長八年吉野村の極樂寺に入りて

其の住職となる、祐算上人是れなり。勝直は其の後を繼ぎて上原村の庄屋たりしが、本地の空しく荒蕪に委せられ、且、市村の用水に乏しきを歎じ、奮然として蹶起し、領主の允許を得て、遂に本地新田を開發し、當池築設の大業を完成せり。憾むらくは書類の傳はらざるが爲め、經營當時の詳細を知るに由なきも、自ら人夫を督して役に従ひ、其の就役人數は四萬人の上に出でしといふ。又其の水源は遠く南方なる今の高向村大字瀧畑より導けるものなるを以て、水路の長さは三里十八町に及び、しかも山腹に紆餘曲折しければ、此の水路の高低を知る爲めには、夜間に提燈を用ひて測量したりと傳ふ。測量術の幼稚なる當時に於て完全なる此の水路を測定開通したるは、歎賞するに餘りあると共に、其の如何に苦心を重ねたるかを推想するに足れり。かくて當池成り本地新田成り、新田の當時に於ける石高六百拾五石四斗七升を領主に納付しければ、領主本多下總守(後)は其の功を賞し、承應元年五月代官役を命じ、かつ本地新田の中に邸地壹反歩及び高貳拾石を與へらる。依て家を長子多郎兵衛に譲り、次子の與次兵衛勝長を伴ひて本地新田に分家せしかば、同家を中心として其の周圍に集れる農家は、漸次多きを加へて現今の部落を爲せり。而して勝直は本地に移住して専ら本地新田の發展に力を致し、後、祐和と改名せしが、寛文十年七月五日七十歳以上を以て逝き、宇石坂の共同墓地に葬られ、方等院篤信祐和居士と法諡せらる、其の子孫は連綿として繼續し、代々代官役を勤めて明治維新後の廢藩當時に至る。今の中村猪市氏は祐和十世の孫なり。而して池は秋分の日より春分の日までに満水

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、長野村・原村・古野村・西代村・上原村・野作村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる長野村の名を採りて長野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦西郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬し、同四十三年九月一日長野町と改稱す。

大字 長野

本地は古來錦部郡に屬し、長野村と稱す。字地に市場・辻・割坂といへるあり、河内志村里の條に「長野屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

長野神社は中央字木宿にあり、素盞鳴命を祀れり。古くは木屋堂宮又は牛頭天王とも稱せしといふ。明治五年村社に列せらる。境内は貳百坪を有し、本殿の外に幣殿・神庫・社務所を存す。末社に五社大明神・戎宮・天満宮あり。氏地は本地及び大字古野の一部にして、例祭は十月十一日なり。社頭に笠松といへる巨木あり、一に一本松ともいふ。老幹天を衝き、挺然六十尺、一の枝まで四十尺、根部の周圍は十八尺にして、恰も傘を擴げたるが如し、偉觀なり、蓋し千年の古木ならん。

長野遊園地は東方富山の半腹に設けらる、山は川上村大字河台寺に屬す。高野鐵道會社の經營にして、明治四十一年五月二十三日の開園なり、全山楓・櫻・萩・躑躅等を栽植し、運動場は山上に設け

長野神社

長野遊園

られ、山下の西條川と三日市川の會流して淺流 廻せるの邊には、行者岩屹立し、小橋は彼此に架せられ、茶店・旗亭は山上又は崖下に散在し、遊技場を設け、浴場を備へて來遊者に便せるを以て、清遼の境を愛し、春秋の花月を賞せんとして、來りて遊べるもの多し。特に夏季炎暑の候には、都會の塵寰を避けて此に來り、巢父に倣ひて俗耳を清水に濯げるものあり、或は輕裘一竿暫時太公望を學びて、河邊の清陰に垂綸を樂めるものあり、蓋しまた南河に於ける消閑の樂園たり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年本多伊豫守忠恒の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり。依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月廿二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第廿六區に屬し、同七年一月廿二日第一大區五小區に改まり、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同廿年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 原

本地は古來錦部郡に屬し、原村と稱す。字地に石坂といへるあり、河内志村里の條に「原屬邑一」と

明忍寺

記せるは、此の字地を指せるなるべし。
明忍寺は字山ギワにあり、金光山と號し、眞言宗御室派延命寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百貳拾壹坪を有し、本堂・土藏・納家を存す。外に地藏堂あり。

晴明塚

晴明塚は字石坂にあり、封土の高さ參尺・周圍七間にして、上に石碑並に石燈籠あり、碑面には晴明塚の三字を刻せり。傳へいふ安部晴明の文書を埋めし所なりと。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年二月河内國第二十五區に屬したる外は、大字長野に同じ。

大字古野

本地は古來錦部郡に屬し、古野村と稱す。字地に東方・西方・中方・上堂といへるあり。傳へいふ、往時は繁盛の所にして、後、驛場となり來りしが、今を距る四百餘年前、大火の爲め全村焼失せしを以て、一時驛を今の三日市に設けしより復た返らず、彼の地の繁榮するに反し本地は衰微したりと。今も道路は整然として碁盤目の形を爲し、畑地には總て屋敷名を存し、かつ極樂寺の如き巨利の本地にあるは、傳ふるが如く當時繁盛の遺影を留むるものならん。而して本地は往時にありては古野郷と呼びしなるべし、東方字五の木に一の古塚あり、高さ二間・面積三畝餘、平地より積上げられたる瓢形の塚たりしが、河南鐵道の敷設に際し、線路築立の爲め取毀らしに、土器・刀劍等現はれ、且、自

山法師塚

然石に古野郷と刻せるもの出でしといふ。古塚はなほ南方に山法師塚といへるあり、高さ三間・周圍一町に近けれども、由緒は詳ならず。

極樂寺

極樂寺は東方にあり、錦溪山安養聚院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とし、脇壇に觀音・勢至の二尊を安置す。寺は後醍醐天皇の元亨元年、本宗の中祖たる法明上人宗門弘通の爲め巡錫の際、攝・河二州に六別寺を定めし其の一にして、今は中本山格たり。上人の入寂せしは正平四年にして、爾後相承の事蹟は詳ならず。慶長八年祐算上人の入山せし當時は、既に幾多の末寺・子院を有して、寺門頗る隆昌を極め、庫裏の改築も此の年代にあり、上人(俗名興矣郎)は大字上原中村家の出して當代の碩徳なり。尋で慶安年中領主本多氏法善上人に歸依して尊崇甚だ厚く、同家代々の靈牌を安置せしめ、若干の金穀を寄附して菩提所に準じ、以て明治の初年に至れり。本堂は寛政年中洞山上人の時に改築せしものにして、現今の堂宇即ち是れなり。今は末寺・子院も廢れて、僅に其の三四を存するに過ぎざれども、尙多くの檀徒を有して郡中の巨利たり。境内に藥師堂あり、傳へいふ、上古五株の老杉あり、其の根際より靈泉涌出し、推古天皇御惱あらせられしとき、御平癒祈念のため、聖德太子は藥師如來の像を刻み、且此の靈泉を天皇に上られしに、忽ち御平癒ありしかば、御威の餘り靈泉の傍に伽藍を創立し、太子御作の藥師如來を本尊となし、溫泉寺と稱し給ひしと。かくて南北朝の頃、兵燹に罹りて烏有に歸し、時人靈跡の空しく湮滅せんことを慨き、大塔のありし跡に一小宇を建てし

を、法明上人當山創建の際併せて末寺となせしが、後廢絶して今は境内の一佛堂たるに過ぎず。然れども以上の由緒を有せるを以て、世人の尊崇甚だ厚し。又本堂の東方なる最高所に五の木稻荷あり、傳へいふ、郡内に火を失する者あるときは、近隣未だ知らざるに寺に急報するものありて、鐘樓を守る者之に由りて鐘を打ち以て之を警む、是れ此の稻荷神の爲す所なりと、人以て奇と爲し、稱して俗に火の見の神といへり。寺地は西南より連亘せる丘阜の盡頭にありて、東は西條川を隔て、金胎寺城址に對し、南は長野の市街を俯瞰して遠く岩湧の山を望み、西は籬落點在し、北は竹林之を圍み、自から塵俗に遠かれり。境内は壹千壹百五坪を有し、本堂の外に庫裏・廊下・客室・居間・茶所・茶室・長屋・土藏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年二月河内國第二十五區に屬したるの外は、大字長野に同じ。

大字西代

本地は古來錦部郡に屬し、西代村と稱す。字地に岡田といへるあり。

陣屋敷

陣屋敷は北方にあり、東西壹町貳拾間・南北貳町五拾五間の一大坦地にて、天和二年八月本多伊豫守忠恒の陣營を置きし所なり。藩翰譜に依れば、兵部少輔康將は父下總守俊次の後を嗣ぎ、延寶七年致仕して其の甥康慶に譲り、宗家の地を分ちて其の子忠恒に與へ、膳所に老ゆと。忠恒は治所を此に定めて陣營を構へしが、享保十七年其の子伊豫守忠統に至り、伊勢國神戸城に移され、營は終に墟となれり。

西代神社

西代神社は北方字松原にあり、國常立尊を祀れり。創建の年月は詳ならず。楠正成の金胎寺城を築くや、城の守護神として崇敬し、其の子正儀は後村上天皇の天野山の行在所を守護するに及び、當社に同行宮の安全と武運の長久を祈り、同天皇も深く尊崇して吉野行幸の砌當社に御駐輦あらせられ、後、本多伊豫守も當社を崇敬し、正徳年中寄附の神輿・矛・手洗鉢等は今に存す。同六年十月二十三日宗源の宣旨を以て正一位を授かり給ひ、西代大明神と稱せしが、明治の後に至りて今の社名に改め、同五年村社に列し、同四十一年二月十三日大字吉野字八王字の村社浦野神社(應神)・大字原字西山の同菅原神社(菅原)・大字上原字西山の同西山神社(素盞鳴命・足仲彦命・氣長足比賣命・武内宿禰)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中菅原神社は、寛正七年七月四日京都五條天神の分靈を勸請して祀り、原村の一宮と稱し、又威徳天神とも呼び、正徳四年二月八日合祀前の社地に遷座せらる。又西山神社は勸請の年月詳ならざれども、舊鎮座地の里傳に依れば、仲哀天皇御陵と關聯せるもの如く、領主本多下總守の崇信厚く、高貳石七斗壹升七合を寄附せられ來りしといふ。境内は貳千七百九拾七坪

を有し、本殿の外に拜殿・神樂所・神輿庫・社務所を存す。末社に稻荷神社・天照皇大神社あり。氏は本地及び大字古野・同野作・同上原にして、例祭は十月十一日なり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、兵部少輔康將に至り、延寶七年其の子伊豫守忠恒に與へて忠恒の領地となり、享保十七年其の子伊豫守忠統に至り、伊勢國神戸に移封せられて徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字長野に同じ。

大字上原

本地は古來錦部郡に屬し、もと高向庄と呼びし内にして、上原村と稱す。年紀不詳本地の内を割きて野・惣作の二村を置き(寛文四年)、後若干の地を割きて野村に編入す。字地に上の代といへるあり。西北なる西山の林中に荒塚あり、封土の高さ五丈四尺・周圍壹百拾間・面積八百四拾坪にして、上に十三層の石塔あり、里民は傳へて仲哀天皇の御陵なりとし、前王廟陵記にも亦同天皇の御陵なりと

荒塚
(仲哀天皇御陵)
(高向王墓)

古墳

記し、其の他の舊記舊圖にも同天皇の御陵なりと載せたるもの少からず。然れども同天皇の御陵は、藤井寺村大字岡に存すれば、同天皇の御陵にあらざるは明なり。河内志及び河内名所圖會は、共に用明天皇の御孫皇極天皇の前婚高向王の墓なりとせり、蓋し本地は往時高向庄の内なりしを以て、高向王の墓なりとせるものならん。又西南の天野街道の側に圓形の石墳あり、俗に塚元と呼び、一株の老樅ありて藤蔓之に纏ひ、塚には横穴設けられ、其の内部は石にて疊み、調さ約二坪にして、石像を彫刻せる數基の石碑並べり。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康禎に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りし外は、大字長野に同じ。

大字野作

本地は古來錦部郡に屬し、上原村と一村たりしが、後同村より分れて、野村及び惣作村の二ヶ村となり、明治十六年六月合併して單に野作村と稱す、村名は舊村の各一字を採りしものなり。字地に八王子及び薑塚といへるあり。

舊野村の石高參百八石貳斗貳升四合の内、貳百九石參斗四升四合は寛永二年より小出大隅守三尹の領地となり、其の九拾八石八斗八升及び舊惣作村の石高貳百拾石、合計參百八石八斗八升は慶安四年より本多下總守俊次の領地となりしが、小出氏の領は元祿九年小出玄蕃頭重興卒して家絶え、除封せられて徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年更に麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。又本多氏の領は同氏世襲して主膳正康榎に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。是に於て兩村とも同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日兩村聯合せし外は、大字長野に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	大正元年五月一日 末日現在人口	大正九年五月一日 國勢調査の人口
長野	二五八・八三五	五、六七五	四七五	五、九六一	五二七		
原野	三三〇・七四五〇	六、四二八	三九九	六、二三五	四二四		
古野	一五二・三三〇	二、五六三	二二二	二、六五八	二二〇		
西代	四七五・七〇〇	五、六九五	二八八	五、一一二	二五二		

第十九項 高向村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、高向村・日野村・瀧畑村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる高向村の名を採りて高向村と名づけ、舊に依り錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

上原	野作	計
五七三・三三三	五八・三三〇	二、三〇九・六六三
六、一一四	四、九七六	三〇、一五〇
二八九	三三五	一、九六九
六五、八三三	四、七六五	三、五二九・九三三
五三〇	四三三	二、三四五
	三、二二六	三、二二六
	五七九	五七九

大字 高向

本地は古來錦部郡に屬し、もと高向庄と呼びし内なり、庄名廢して高向村と稱す。字地に水落・次の山・三の浦・野間里・町井・中村・上村・上久保・宇治野といへるあり、河内志村里の條に「高向屬邑六」と見ゆるは、此の字地の内を指せるなるべし。而して舊高向庄の地は、姓氏錄右京皇別「高向朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰六世孫猪子臣之後也」と見ゆる高向氏の居りし所にして、庄名も亦

是れより出でしものならんか。

高向神社

高向神社は素盞鳴命・蛭子命・天兒屋根命・保食神・白山姫命・菅原道真を祀り、創建の年月は詳ならずとも、往時より七郷(七郷は今詳ならず)の神社として社格は頗る高く、邑に氏子座といへるものありて、當社夏秋の祭禮には戸主は悉く参拜し、氏子座の記録の新舊に依りて座席を作り、神酒を拜戴するの例たり。然るに今を去る二百年前町井伴吾なる代官の養子あり、席次の低きを不快とし、座の記録を初め社記並に邑に關する由緒ある書類の全部を焼棄したるに依り、社傳其の他邑の由緒等不明なるに至れりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月十二日大字日野字坊垣外の無格社春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神)同月十八日同大字字溝の側の村社春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神)を合祀せらる。境内は五百六拾壹坪を有し、今の社殿は元祿年中の建築なり。外に本殿・拜殿・神輿庫・寶庫を存す。末社に嚴島神社あり。氏地は本地及び大字日野の全部、例祭は十一月十一日にして、夏祭は七月二十日なり。

古墳

社北に古墳あり、周圍六間・高さ八尺許の圓形封土にして、樹木鬱葱として茂り、塚上に五輪塔及び十三層の石塔あり、形狀共に古雅にして掬すべし。河内志及び河内名所圖會は共に本地に接する長野村大字上原にあるものを以て、高向王の墓なりとして當墳を逸せり。其の形を以て見れば小に過ぐるが如くなるも、里人は當墳を以て高向王の墓なりと傳へ、先年其の傳説を確めんとして發掘せんとしたるに、山鳴り風起りし爲め畏れて中止せしといふ。高向氏は多く正史に見ゆる所にして、推古天皇の御宇に高向玄理あり、其の後に高向後麻呂等あり、高向庄にして高向氏に縁由ありとすれば、里傳にいへるが如く高向氏の舊墳なからんか。

本地村高壹千五拾四石壹斗貳升貳合の内、九百八拾八石四斗貳升貳合は慶長十七年より麾下甲斐庄喜右衛門正房の采地となり、其の六拾五石七斗は元和年間より麾下三好備前守長齋の采地となり、兩氏世襲し、三好氏の采地は同時之助に至り、甲斐庄氏の采地は同帶刀に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、共に大阪府司農局の支配に移り(甲斐庄氏の土地は明治三年十二月)、全村同一管治に歸せり。同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まり、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字日野

本地は古來錦部郡に屬し、日野村と稱す。字地に下瀬といへるあり、河内志村里の條に「日野屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。

潮瀧は東北なる瀧畑川の下流にあり、高さ二十尺、河内志には石鱗潮生ず、故に名づくこと記せり。然れども今は鹽氣なし。附近は山川秀麗にして風景の愛すべきものあり。

稻荷山城址は旗藏山の中腹にあり、山は俗にあたくら山、又は楠公の旗立山とも呼べり。二段の垣地ありて雜木叢生し居りしも、近年開きて畑地と化せり。上段の一隅に稻荷神社を祀り、古木數株鬱然たり。楠正成の城寨にして小瀧城の出城なりしといふ。近年まで山頂に五輪塔二基を存せしが、今はなし。

觀音寺の廢址は中央にあり、所傳に依れば、寺は僧正行基の開基に係り天野山金剛寺と同時代の建營にして、大日如來・聖觀音を本尊とし、諸堂巍々として壯觀を極めたりしが、後兵燹に罹り僅に一堂を存して法燈を保ち來りしも、明治五年廢絶せり。寺寶の殘れるものに傳行基作の大日如來木造、座像正觀音立像あり、又大般若經六百卷あり、南北朝の時敵味方共に長陣の閑に書寫せしものと傳へ、毎卷に兵士の姓名を記し、また僧侶の筆に成りしもあり。正徳三年本多豫州資を投じて缺を補ひ、全部を

瀧

稻荷山城址

觀音寺の址

完成して武運の長久を祈りしが、今は移りて村民の家に藏せりといふ。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年本多伊豫守忠恒の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同月二十二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高向に同じ。

大字瀧畑

本地は古來錦部郡に屬し、瀧畑村と稱す。村名は瀑布の多くあるより起りしものならん。字地に横谷・瀧の尻・清水・中村・堂村・東の村・西の村といへるあり、河内志村里の條に「瀧畑屬邑八」と記せるは、此等の字地を指せるものならんも、今此の七字の外には認むべきものなし。河内の南端に位し、高山峻嶺に圍繞せられて、別に一天地をなし、瀧畑山は東方加賀田村の岩湧山に連り、西は和泉國泉北郡横尾山に亘り、南は紀見峠を以て紀伊國に接して樹木鬱蒼し、且扇山は其の名の示せるが如く、東方に其の扇面を開けり。

光瀧寺は南方藏王谷の口にあり、福玉山と號し、融通念佛宗極樂寺末にして不動明王を本尊とす。寺傳に依れば、欽明天皇の御宇、行滿上人の開基にして同天皇の勅願所たり。初め上人和泉の賀補山に於

光瀧寺

て一老翁に遭ひ、其の告に隨ひて此地の靈域たるを知り、來りて伊賀原捨身及び光の瀧に練行し、遂に草庵を結び、其の携へ來りし千手觀音像、及び瀧の中より巨蛇に乗りて出現せし聖觀音像、并に自刻の不動明王像を本尊と爲して堂に安置し(後泉州に至りて、横尾山を開く)、後役小角は葛城山修行の日に此に遊化して、四十八の瀧及び四十八の岩窟を開眼し、且、法華安樂行品の一品を庭に納めて塚を造り、上に多寶塔を建て、傍に其の所持せし錫杖を植ゑ、後光明皇后は行啓あらせられて其の自ら書寫し給ひし最勝王經と、聖武天皇御所持の佛舍利一顆とを寄せ給ひ、爾來智證・明惠・興教・泰澄・寶幡・日藏・實惠・眞雅其の他の碩徳相ついで留錫し、北條時頼は參じて武連の長久を祈り、後醍醐天皇は護國王山の勅額と御紋章を賜ひ、大塔宮は暫く潜みて御願成就の法を修し「時を得て法のともしひ掲げよと光の瀧津瀬石はしる音」の歌を寄せ給ひ、降て豐臣秀吉も征韓の必勝を祈り、凱旋後多寶塔を再營せりといふ。當時は寺門隆盛を極めたりしが、爾後漸次衰頽して横尾山の奥院となり、法燈微かに光を保ちしも、明治五年五月廢寺となり、同三十六年二月再興して、今の如く融通念佛宗極樂寺の末となる。境内は貳百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に不動堂あり、堂に安置せるは謂ゆる炭燒不動尊なり、像は丈八尺にして空海の作と傳へ、もと當寺の別院たりし無量坊の本尊にして、天慶六年春三月當寺住職常操大僧都に炭燒の秘術を授け給ひしより此の名を爲し、炭は本地の特産となりて不動尊の名と共に高く、其の茶席に用ゆる白炭は光瀧炭と呼ばれて世に賞せらる。後鳥羽法皇は紀の根來

寺に行幸の序を以て當寺に立寄らせられ、左の御製を詠じ給ひしといふ。

なほ白く見えぬる今朝は炭かまの上により積む雪のほく

光の瀧

不動堂の奥に光の瀧あり、一に光明瀧といひ、高さ八丈にして寺名は此の瀧に因めり。尙、山の奥に入るに従ひ飛泉の懸れるもの多く、曰く權現瀧高さ四丈八尺・曰く五光瀧高さ三丈・曰く兒の瀧高さ十丈・曰く尼瀧高さ二丈・曰く荒瀧高さ二丈・曰く大瀧高さ二丈、此等は其の最も著名なるものにして、其の他瓔珞瀧・旭瀧・千手瀧・準眠瀧・清冷瀧・馬頭瀧・布引瀧・松羅瀧等を初め各所に散在して四十八瀧の稱あり。故に山中には常に簌々として聲あり、水は淙々として流れ去れるのみならず、三鎗松・福塚・威徳窟・藥師窟・釋迦尼・大黒石・龜石・風吹森・天狗屋・關伽井等の名蹟は各所に錯落し、藏王嶽は翠微重々として亘り、千古斧鉞を入れざれば老樹古木は枝々相交はり、夏時には蛙鳴き老鸞轉り、秋季には滿山紅錦と化し、實に南河に於ける有数の勝地たり。而して山を通ずるは謂ゆる藏王峠にして、登り盡せば紀の妙寺村に至るべし。

天神社は中央字橋尾崎にあり、天照皇大神・伊弉諾命・伊弉册命を祀れり。創建の年月等は詳ならず。往時は氏子に小川座・中座・一族座・南座といへるありて、大祭日には社前に詣で、正しく座を作りて甘酒等を出せしといふ。明治以後に、字堂村の鎌倉神社(別命)・字清水の城崎神社(大年)・字瀧尻の高山神社(大山)を境内に移轉し、同五年村社に列し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。

天神社

境内は四百參拾坪を有し、本殿の外に拜殿・集會所・神庫・納屋・社務所を存す。境外は松杉雜樹繁茂せり。氏地は本地一圃にして、例祭は十月十一日なり。

小瀧城址

小瀧城址は大字日野との境にあり。城は一に國見ヶ城とも呼び、天野山を距る約二十町、海拔二千數百尺の山頂にありて、攝・河・泉の大體を眺望するを得べし。松杉檜等の雜木繁茂せる内に幾段の垣地を爲し、塹濠櫓樓の設けありし所なりといふ。井戸の谷と稱するあり、附近に馬廻と呼べる廣潤の地あり。城今も著く残り。其の數町を距る北に物見の松と稱するあり、附近に馬廻と呼べる廣潤の地あり。城は元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、和泉方面の偵察防禦に當らしめしものにて、正半年中
天野山の行宮を守護するに際しては、正儀・正武の守兵を置きし所なりと傳ふ。當所より峰つゞきなる十數町の所に猿子城の址あり、四方懸崖を爲し、頂上には方五六十間に及べる垣地あり、布目の痕跡を存する古瓦三々五々錯落せり。瀧畑要害の本丸のありし所なりと傳ふ。

猿子城址

本地村高貳百九拾四石五斗六升の内、貳百參拾壹石五斗六升は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の六拾參石は延寶七年より本多伊豫守忠恒の領地となり、兩氏共に世襲し、北條氏の領は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。本多氏の領は伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。

而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高向に同じ。

大字	高向	日野	瀧畑	計
舊石高	一、五三・一三	五二・三三	五九・五〇〇	一、八六・三五〇
明治八年改正 有租地反別	一、五三・一三	六九・九〇元	二二・八八一	四三・四二一
明治九年一月一日現在人口	三〇七	四四三	五二四	一、二七四
町村制施行 町村制施行 當時の反別	三〇七	八、四三三	二七三・八一〇	三、五一三
町村制施行 當時の人口	九六〇	五三	五七五	一、六〇八
大正元年三月 未日現在人口	三、〇一四	二、〇〇六	二、〇〇六	七、〇二六
大正九年十月一日 國勢調査の人名	三、〇一四	二、〇〇六	二、〇〇六	七、〇二六

第二十項 天野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、天野山・小山田村・下里村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、天野山は歴史上殊に著名なるに依り、之を保存するの意を以て、其の名を採りて天野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依り錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字天野山

本地は古來錦部郡に屬し、天野山と稱す。舊志には單に天野と書せるあり、今に至りて村名を用ひず山を以て稱す。蓋し本地の金剛寺は一村の地主にして、住民は古來寺領の佃戸(元は門前自姓と呼べり)なりしに依れるならん。字地に中尾・門前・西谷・高瀬といへるあり、河内志村里の條に「天野屬邑四」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

天野山行宮の跡は、金剛寺の食堂及び摩尼院即ち是れなり。正平九年十月後村上天皇の皇居を賀名生より此に移し、常の御殿となし給ひ、文武百官扈從して房中に居住し、楠左衛門尉正儀・和泉守正武之を護衛し奉りしかば、宛ら龍樓鳳閣に異らず、世に之を天野殿と稱し奉りぬ。而して觀月亭は當時同天皇の深き憂に沈ませられながら、觀月の御遊あらせ給ひし所なりといふ。

君すめは峯にも尾にも宮居して深山なからの都なりけり
藤原爲忠

九重の今もまみみの鏡こそけに世をてら光なりけり
御製

かくて春去り秋來り、星霜六年を経て、同十四年十一月に至り、北軍の大兵將に此の行宮を侵さんとするよし聞えければ、今の皇居は餘りにあさまなる所なればとて、同年十二月觀心寺の行宮に遷御あらせ給ひしときありさまを、承はるこそうたてけれ。

太平記 和泉・楠軍評定の事々諸卿分散の事

此比吉野の新命(安徳)に、河内天野と云處を皇居にて御座有ければ、楠左馬頭正儀・和泉守正武二人、天野殿に參りて奏聞しけるは、島山入道兼東八箇國の勢を率して、二十萬騎已に京都に着て候なる、山陽道は播磨を限り、山陰道は丹波を境ひ、東海・東山・南海・北陸道の兵數を盡して上洛仕り候なれば、敵の勢は定て雲霞の如くこそ候覺、但し於合戦は決定御方の勝こそ料簡仕て候へ、其故は軍に三の謀候へし、所謂天の時・地の利・人の和にて候、此内一も違ふ時、勢ありと云共勝事を不得とこそ見へて候へ、先づ天の時に付て助候へば、明年よりは大將軍西に在て、東よりは三年塞たり、島山冬至以後東國を立て罷上て候、是已に天の時に違は候はずや、次に地の利に付、案し候に、御方の陣は深山に連て、敵案内を不知、前に大河流、僅なる橋一を路とせり、さ候へば元弘の千盤屋の軍は中々不及申、其後建武の亂より以來、細河帶刀・同陸奥守顯氏・山名伊豆守時氏・高武藏守師直・同越後守師泰・今の島山入道兼言に至るまで、已に六箇度此處へ寄せ、猛勢を振ひ、戰を挑しに、敵の軍遂に不利、或は戸を河南の路に曝し、或は名を敗北の陣に失ひ候き、是當山形勝の地、要害の便を得たる故にて候、次に人の和に付て思案を廻し候に、今度島山が上洛は、只勢を公義に借て、忠實を私に貪んとの志にて候なる、仁木・細川一族共も彼か權威を猜み、土岐・佐々木が一類も其の忠實を疑ふ事や候へき、是又人の心の和せぬ處にて候はずや、天地人の三徳三年ら違ひ候は、從數百萬の勢を并せて候とも、恐に足ぬ所にて候、但し今の皇居は餘りにあさまなる處にて候へば、金剛山の奥觀心寺と申し候處へ御座を移し進せ候て、正儀・正武等は和泉・河内の勢を相伴ひ、千葉屋金剛河に引籠り、龍田・石川の邊に懸出々々、日々夜々に相戦ひ、湯淺・山本・恩地・賢河・野上・山本の兵共は、紀伊國守藤原中務に付て龍門山・最初峯に陣を張せ、紀伊川禿邊に野伏を出して開合せ攻合せ息をも繼せず令戦は、極めて短氣なる坂東勢共、なとか退屈して候へき、退屈して引返す者ならば、勝に乗て追懸け、敵を千里の外に追散し、御運を一時に可開、是れ庶幾する處の合戦也と、事もなげに申ける、主上を始め進せて所侍の月御雲客に至るまで、皆思もしき事に思召ける、さらば觀心寺へ皇居を移し進らすへしとて、臨幸なるに無用

天野山行宮の址

ならん、人々をてゝゝに召具させ給ふへからすと申しける間、けにもとて傳奏の上彌爾三人、奉行の職事一兩輩、擁持留二人、府官四五人計を召具せられ、此外は何地へも暫く落忍て、御敵退散の時を可待と被仰出ければ、攝政・關白・太政大臣・左右の大將・大中納言・七辨・八史・五位・六位・後宮の美婦人・書上達部・内侍・更衣・上臈・女房・出世・坊官に至るまで、或は高野・粉川・天河・吉野・十津河の方に落行て、淺遠げなる山腹共に憂身を寄る人もあり、或志賀の古京・奈良の都・京白河に立歸り、敵陣の中に紛れ居て魂を消す人もあり、諸苦所因貪欲爲本と如來の金言、今更に思知こそ哀れなれ、

河内道 上

越 歩 吉

落花吹滿衰龍衣 回首南巡事已非 唯有御香留淚跡 春風如夢舊禪碑

金剛寺

金剛寺は南河三大利の一なり、天野山と號し、三寶院と稱し、眞言宗仁和寺末にして別格本山たり。大日如來を本尊として、脇壇に不動明王・降三世明王を安置せり。寺記に依れば、聖武天皇の勅願に依りて僧正行基の草創なり。其の後弘法大師來りて密法を修せしが、四百餘年を経て堂塔坊舎悉く荒廢し、將に世人に忘れられんとせしに、二條天皇の永萬元年高野山の碩德阿觀、國家鎮護の靈場此に至れるを慨き、興隆の志念を起して造營の事を朝廷に奏せしに、後白河天皇寂感淺からず、承安元年の春高野朝臣憲貞に勅して再營の事を掌らしめ給ひしかば、數年にして金堂・食堂・御影堂・寶塔等三十有餘の堂宇、及び七十の坊舎は竣成し、堂塔は巍然として聳え、香煙は縷々として鬩き、天下の偉觀を極む。依て法皇は院宣を賜ひ、佛舍利を下賜せられて此に安んじ、且勅して寺號を金剛寺と稱

し、宸翰の扁額をも賜はりぬ、今の樓門に掲げたるもの即ち是れなり。治承四年三好右馬允貞弘、其の私領たる寺の四至の地を寄附せしが、建久二年四月後白河法皇は勅を下して、東は高向村より西は和泉の境に達し、南は日野村に至り、北は小山田村に至るの地を寺領に賜ひ、且、殺生を禁斷せらる。八條女院は法皇の淑信を感思して常陸國信太莊を寄進せられ、且嵯峨天皇第二皇子眞如法親王の染筆なる弘法大師の畫像を御影堂に安置し、毎年御影供を勤修せしめられて永世の恒例となし、大衆の威儀法式悉く高野の舊風を移せしかば、是れより女人の高野と呼びて上下の崇敬益加はる。又法皇再興の緣由を以て、第二の皇子守覺法親王の總法務たる仁和寺の末寺に列せしめらる。元弘三年大塔宮は播州西河莊を祈禱の資となすべき令旨を賜ひ、建武二年後醍醐天皇は詔して東寺傳來の佛舍利を納めしめられ、延元元年同天皇は勅を下して勅願所となし、皇統の長久を祈らしめて、和泉國大島の莊を寺領に賜ひ、興國元年後村上天皇は和泉國和田莊を寺領に賜ひぬ。正平七年三月に至り北朝の光嚴・光明・崇光の三上皇の御幸ありて、觀藏院を行在所に充てさせられしが、光嚴上皇は當寺にありて學頭禪惠法印を戒師として御落飾あらせられ、法諱を惠信法皇と稱し奉る。同九年十月後村上天皇は皇居を當寺に移し、食堂及び摩尼院を常の御殿となし給ひて、同十四年に至るまで御駐蹕あらせられ、同十五年四月勅して當寺の中興阿觀に僧正位を贈らせ給へり。爾後歷代皇室の崇敬淺からず、武家の歸信少からず。豊臣秀吉は天正十一年寺領參百七石を寄せ、慶長十年豊臣秀頼は堂宇を修繕し、徳川氏

に至りても寺領に異動なく、元祿十三年更に大修補を加へたるも、寺門の繁榮復た昔日の如くならず、明治維新の後に至りて寺領を上地しければ益衰へ、残り來りし僧坊中の大泉院・無量壽院・滿藏院・知足院・眞福院は明治二十一年一月二十一日、中院・觀音院は同四十四年三月三日、理趣院は同年五月二日各當寺に合併せられて、今は觀藏院・摩尼院及び吉祥院の三院を残せるのみ。明治二十二年四月二十九日其の末寺たりし高向村字ノマリの淨泉寺を合併す。かくて寺は衰微の極に達したりしも、時勢の轉換と寺僧の熱心とに依りて、近時漸く開運に向ひ法燈の光を加へ初めしは喜ぶべし。

因にいふ、寺僧は昔より酒を醸造し、世に天野酒と呼ばれて名産たり、南遊紀行にも足利將軍の時諸臣より進上の目錄に、天野五荷などありは、天野酒の事なりと記せり。

境内堂宇の建てる所は參千貳百坪餘なるも、舊塔頭の地を合すれば六千參百五拾六坪に上り、天野川は其の中を流れて水清し、堂宇の現存せるものは、本堂・玄關・廊下・客殿・勤行所・集會所・茶室・茶所・寶藏・經藏・法具藏・藏番舎・鐘樓・樓門・東門・西門・南門・觀月亭、及び食堂・御影堂・五佛堂・藥師堂・辨財天堂・大日堂・龍王堂・護摩堂・求聞持堂・不動堂・阿彌陀堂・大黒堂・孔雀堂・多寶塔にして、何れも古建築ならざるはなく、堂觀宇相他と趣を異にと、本堂は明治三十三年四月七日、御影堂・觀月亭・多寶塔・鐘樓・樓門は同四十年五月二十七日特別保護建造物となる。今堂塔に就て其の梗概を記すれば、本堂即ち金堂は承安元年後白河法皇の御建築にして、慶長十年豊臣秀頼・

元祿十三年徳川綱吉に修理せられたる桁行七間・梁行七間・單層入母屋本瓦葺なり、木造大日如來を本尊・降三世明王の座像と、不動明王の座像を脇士とす、共に運慶の作なり。御影堂は桁行四間・梁行四間・單層屋根寶形造檜皮葺にして、眞如法親王染筆弘法大師の眞影を安置し、傳運慶作の不動・愛染の兩明王を脇士とす。五佛堂は一に三寶院と稱し、梁行・桁行共に三間にして、傳春日佛師作の五智如來の像を安置し、背後に弘法大師の加持井あり。藥師堂は天平年中聖武天皇の勅に依りて、僧行基の草創なりと傳へ、傳行基作の藥師佛を本尊として、日光・月光・十二神將の像を安置せり。食堂は梁行三間四尺餘・桁行八間四尺にして文珠菩薩の像を安置し、一に天野殿と稱す、即ち後村上天皇の行在所たりしに依れり。求聞持堂は虚空藏菩薩を本尊とし、昔は女人結界所なり。觀月亭は桁行南側壹間・北側貳間・梁行壹間・單層屋根向唐破風造檜皮葺にして、後村上天皇の月を賞し給ひし所なり。鐘樓は桁行參間・梁行貳間・重層袴腰屋根本瓦葺、多寶塔は參間貳層塔婆屋根瓦葺なり。寶塔に安置せる大日如來は傳春日佛師作にして、其の廻廊の擬寶珠には天野山金剛寺寶塔奉内大臣豊臣秀頼公御再興欽命慶長十一年三月吉日御奉行森島長以と刻せり。樓門は參間壹戸屋根入母屋造木瓦葺にして、傳運慶作の毘沙門・持國の一天王を安じ、後白河法皇宸筆の扁額を掲ぐ、東門は即ち總門にして梁行貳間・桁行四間四尺、左右に金剛力士を置く、像は弘法大師の作なりといふ。其の他悉く記すべからず。壹株の古櫻あり、後村上天皇の御愛樹なりしと傳へ、艶陽の春來れば花を開くこと、今もなほ當

時の如くなりといふ。

靈場として將た舊蹟として、挺然諸寺院の上にあるのみならず、又其所藏に係る什寶は、其の數幾百千點なるを知らず、中に就て傳運慶作大日如來座像壹軀・孔雀經入三つ重蒔繪經篋壹個・法華陀羅尼像繪畫壹幅・澤真筆阿彌陀如來像壹幅・張思恭筆釋迦如來像壹幅 筆者不詳愛染明王像・同上求聞持本尊像壹幅・同上金堂本尊壹幅・同上五秘密本尊像壹幅・傳運慶作不動明王座像壹軀・同上降三世明王座像壹軀・傳春日佛師作大日如來像壹軀・作者不詳藥師如來立像壹軀・作者不詳不動愛染像繪畫壹幅・同上法華說法像繪畫壹幅・傳鳥羽僧正筆大威德明王像繪畫壹幅・子島眞興筆如來荒神像繪畫壹幅・傳長尊筆十二像繪畫十二幅・筆者不詳阿觀僧正像壹幅・同上法華講木尊圖繪畫壹幅・傳阿觀筆六觀音像繪畫壹幅・筆者不詳大勝金剛像繪畫壹幅・作者不詳不動明王座像銅鍍金彫壹軀・同上大威德明王座像銅彫壹軀・同上五智如來座像壹軀・同上藥師如來立像壹軀・傳運慶作文珠寶頭座像壹軀・同上二王天立像四軀・作者不詳阿彌陀座像壹軀・大毘婆藍論天平中書蹟壹軸は鑑査狀を有し、絹本着色五秘密曼荼羅圖壹幅・絹本着色虚空像菩薩像壹幅・絹本着色金堂三尊像壹幅・木造大日如來座像(傳運慶作)壹軀・木造降三世明王座像(同)壹軀・木造不動明王座像(同)壹軀・蓮花蒔繪經篋壹個・腹卷の白革威貳領・同藍革威壹領・同藍革肩白威壹領・同藍革裘壹領(以上腹卷は傳運慶作)は明治三十二年八月一日、紙本墨書寶篋印陀羅尼經(道隆の跋)は同四十三年四月二十日國寶となる。

後白河天皇繪旨

爲天下靜謐殊可致御祈禱之精誠者天氣如伴悉之以狀

十二月五日

金剛寺々僧中

右小辨花押

後醍醐天皇繪旨

東寺佛舍利九粒所被奉納當寺也可令存知者天氣如此悉之以狀

十二月廿一日

金剛寺々僧中

右中辨花押

後醍醐天皇繪旨

當寺爲勅額寺宜專佛法之紹隆奉祈皇統之長久之由所被下也悉之以狀

延元元年十月一日

金剛寺衆徒中

檀中納言花押

後村上天皇繪旨

當寺本願阿彌陀位事所被被法印也可令存知者天氣如此悉之以狀

正平十四年十二月廿一日

檀右中辨花押

十訓抄

河内國金剛寺とかいふ山寺に侍りける僧の松の葉を食ふ、人は五穀をくはれとも苦しみなし、よく食ひおぼせつれば曲

第三篇

國郡市町村志

第二章

河内國

第一節

南河内郡 天野村

人とも成りて飛びありくといふ人有けるを聞きて松の葉を好くふ、誠にくひおほせたりけん五穀の類くひのきて漸雨三年に成にけるに、けにも身もかるくなる心地しければ、弟子ともにも我は仙人に成なんとする也と常にいひて、今はとて内々にて身を飛たらしひなとしけり、すてに飛てあかりなんといひて坊も何も弟子共に分ち譲りて、上りなほ仙衣を着るへしとてかたの如く懸て物をひとへ巻きて出立つに、我が身には是れより外は入へき物なしとて、年比秘藏して持たりける水瓶ばかりを腰に付けてすてに出でにけり、第十同朋名達惜み悲み、聞及ふ人遠近市の如くに集まりて仙に登る人見んとてつとひたりけるに、此の僧片山のそばにさし出でたる巖の上に登りぬ、一度に空へ登りなんと思へとも、近く先遊びて事の様人々に見せ奉らんとして、彼巖の上より下に生ひたりける松の枝にひて遊ばんといひて谷より生ひのほりたる松の上四五丈ばかり有けるをさけまに飛ふ、人々目をさまし哀をうかへたるに、いかゞしつらん心や確したりけん、かれて思ひしよりも身重く、力うきくとして弱りにけり。は飛びはつして谷へ落へりぬ、人々あさましく見れとも是ほどの事なればつうあらん定めて飛あからんと見る程に、谷の底の巖にあたりて水瓶も我身も散々に打損して只死にしぬれば、弟子眷屬さむき寄りていかにと問へともせせ、僅に息の通ふ計なりければと、とかくして坊へかき入る、茲に集まれる人々笑ひのゝしりて歸りけり、さて此の僧有るにもあらぬやうにて痛臥り、とかくいふばかりなくて弟子も耻かしなからあつかふ間、松の葉ばかりにては命生へくも見えれば、年比いみしく其ひのさつる五穀をもてさまざまいたはり養へば、命ばかりは生れとも、足手腰もうち折れて起居もえせず、今は松の葉食ふにも及ばず、水の如く五穀むさほり食ひて弟子ともにもゆゑしく譲りたりし坊も室も取返してかゝまり居たり、

斥候松

斥候松は南方字高瀬の山上にあり、老幹槎枿たりしが、數年前枯死して今は其の根株を殘せり。正平年間楠・和田諸將の行宮を護衛せし營所のありし所にして、斷礎は今も尙存せり。松は當時其の部

下の兵を登らしめて、敵の状勢を探らしのしものなるを以て此の名ありといふ。松名を永く後世に傳へん爲め、明治三十年五月金剛寺南門の傍に斥候松の碑を建てらる。

本地村高四百五拾石八斗の内、參百七石は豊臣氏の時天正十一年より金剛寺領となり、其の壹百四拾參石八斗は慶安四年より本多下總守俊次の領地となりて、共に世襲し、金剛寺領は明治元年五月十日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り(土地は四、年正月)、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。本多氏の領は主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十月二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、同三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字小山田

清崎神社

本地は古來錦部郡に屬し、小山田村と稱す。字地に峰・谷・田中開・廣野といへるあり、河内志村里の條に「小山田嶋邑三」と記せるは、此の字地の内を指せるならん。又北方西高野街道の左右に跨りて四鈎樟よひかきと云へる字地あり、東西二町・南北四町二十間の地にして、河内志村里の條に「四鈎樟市・新田・小山田三村出戸」と記するもの是れなり。而して本地は舊山田郷なるべし、郷は和名抄に「錦部郡山田郷」と記せるもの是れにして、宗良親王は河内の山田に寓し新葉和歌集を撰び給ひしといへば、此に假寓し給ひしならんか。

清崎神社は東南字尾上山にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長足姫命・武内宿禰を祀れり。社は神功皇后三韓征伐のとき、深く三筒男神に御所願あらせられ、凱旋の後攝政十一年四月上旬の卯の日を以て、攝津住吉に祀り、同五十二年四月中の卯の日を以て、此の地に祀り給ひ、爾來豊浦神社と稱し來りしが、明治の初め今の社號に改む、祭典に競馬を催すは皇后御凱旋の當時、裸馬の競走を催さしめられしに依るものなりといふ。他に一月中の卯の日を以て射の式あり。明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十二月二十六日大字下里字青ヶ原の村社青ヶ原神社國津神・高瀨・大字天野山字高瀨の同高瀨神社神・保食神を合祀せらる。境内は九百五拾七坪を有し、本殿は檜皮葺住吉造なり。拜殿・神饌所・繪馬所・神庫・社務所を存す。末社に菅原神社・事代神社・諏訪神社あり。氏は本地及び大字下里・同天野山にして、例祭は十月十二日なり。

盛松寺は字樟にあり、眞言宗大覺寺末にて釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月不詳。明治六年十月廢

盛松寺

西福寺

寺となり同十二年五月復興。境内は貳百六拾九坪を有し、本堂・向拜・庫裏・香堂・禮拜堂・土藏を存す。

西福寺は字東峯にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏を存す。

安樂寺

安樂寺は字慶幸庵にあり、融通念佛宗極樂寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地村高壹千百參拾九石五斗貳升七合の内、五百五拾貳石壹斗九升は元和年間より麾下三好備前守長齋の采地となり、其の五百八拾七石參斗參升七合内二十四石八斗は山高は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、兩氏世襲し、三好氏の采地は同時之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。本多氏領は主膳正康儀に至り、明治二年六月土地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字天野山に同じ。

大字下里

本地は古來錦部郡に屬し、下里村と稱す。字地に廣野・中尾・岡畑といへるあり、河内志村里の並に「下里屬邑一」と見ゆるは、此の字地の内を指せるなるべし。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康稷に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字天野山に同じ。

大字	野山	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行時人口		大正元年三月一日現在人口	
		舊	石高	町村制施行前	町村制施行時	町村制施行前	町村制施行時	町村制施行前	町村制施行時
天野山	野山	四、八〇〇	三、八五〇	三、九〇	二、九八五	三、九〇	二、九八五	三、九〇	二、九八五
小山田	田	一、三九五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五
下里	里	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五
計		七、一五〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、一三〇	六、〇〇〇	五、一三〇	六、〇〇〇	五、一三〇

第二十一項 三日市村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、三日市村・上田村・喜多村・小鹽村・片添村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村なる三日市村

の名を探りて三日市村と名づけ、各村に其の大字となり、舊に依り錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 三日市

本地は古來錦部郡に屬し、三日市村と稱す。傳へいふ、往時は毎月市場を此の地に開くこと三日、遠近集りて賣買せりと、蓋し村名の起原ならん。往時關梁のありし所にて高野に至る驛路に當りしを以て、夙に發達し民家櫛比して連櫛街を爲し、今も尚郡内要衝の地たり。當時は旅舎多くありて、日の斜なる頃より、出女の目醒るばかりに厚化粧して、河内縞の着衣に忍染の拖襦まはら美しく、往き來う人の袖を引き袂を留めしといふ。旅亭吉川氏あり、屋號を油屋と呼び宮家諸侯の本陣たりしが、往年より大字小鹽の潮水を樋管に通じて邸内に導き、浴室を設け錦溪温泉と稱して養病の客を迎へしかば、當に養病の客のみならず、都門の紅塵を脱し心を物外に逍遙せしめんとする者陸續として來り此の地の名泉となれり。

三十三所園會 三日市は京師浪華より高野詣の通路にあたり、旅店數多ありて賑はし、夏月には大峯への寶螺の音に出女の晝寝をさまし、泊りすむる聲々の色を含めし厚化粧に、護摩餅の過ぎたる新客は行場の誓ひも打忘れて、精進路もありぬべし。

野山旅客 宿あり、あるしの野山にありし此所に一

鳥丸資慶

赤坂上野山
神社

大阪府全志

三〇四

赤坂上野山神社は字赤坂にあり、應神天皇を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと上の宮八幡宮と稱せしが、明治維新の後今の社名に改む、故に世人は今尚三日市の上の宮と稱す。明治五年村社に列し、同四十一年二月六日天見村大字清水字名倉谷口の無格社菅原神社(菅原遺蹟)を合祀し、同四十一年十月二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は九拾四坪にして、地形は男山八幡宮に似たりといふ。本殿は檜皮葺なりしが、明治三十二年五月銅屋根に改造せらる。外に拜殿・社務所を存す。末社に菅原神社・高良神社・諏訪神社・琴平神社・稻荷神社・若宮神社あり。氏地は本地及び大字片添・同清水にして、例祭は十月十一日、夏祭は六月二十五日なり。

興禪寺

興禪寺は同字にあり、八幡山と號し、曹洞宗鳳林寺末にして阿彌陀佛寺を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

月輪寺

月輪寺は字大石にあり、清水山と號し、眞言宗金剛寺塔中摩尼院末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は九拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

眞教寺

眞教寺は字左衛門株にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗に屬し阿彌陀寺と號せしが、元和年間堺中之町東三丁慈光寺六世の住職永賢、同寺を去りて當寺に來り、轉宗して今の寺名に改む、故に同永賢を以て中興の祖とす。境内は貳百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

本地村高參百四拾貳石八斗七升壹合の内、八拾四石貳斗五升は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり(錦郡新村の藩所藩に屬するものは石川主殿領忠徳の時、初めとす、慶安四年二月其子總十郎昌勝勢州總市に移りて本多氏に代り其の地を領すと云ひ傳ふ)、其の貳百五拾八石六斗貳升壹合は徳川氏代官の支配たりしが、本多氏の領は同氏世襲して主膳正康稜に至り、明治二年六月土地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。徳川氏代官の支配地は同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、翌七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字上田

本地は古來錦部郡に屬し、上田村と稱す。字地に土井といへるあり。

増福寺の址は中央にあり、寺は應永年間創建の眞言宗なりしが、明治五年廢寺となる。傳へいふ、足利氏の時當國の守護畠山尾張守義深の退隱せる地なり。依て當寺を建て、薦福の所となし、寺名は義深の法諱に因みしものなりと。

本地は慶長十七年より麾下甲斐庄喜右衛門正房の采地となり、同氏世襲して帶刀正光に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字三田市に同じ。

大字 喜多

本地は錦部郡に屬し、喜多村と稱す。字地に平野・別久といへるあり。河内志には、其の村里の條に喜多村の名なくして、烏帽子形城は北村の上にと記し、河内名所圖會には、烏帽子形城は上田北村の上方にありと記せり。其の北村・上田北村といへるは本地を指せるものなるべければ、本地は上田村所屬の獨立して一村を爲し、文字を改めて喜多村に作りしものにはあらざるか、後考を俟つ。

烏帽子形山は西南にあり、山容烏帽子の如し、故に此の名あり。山は烏帽子形城のありし所なり。山頂に東西四拾間・南北五拾間の平地を爲せるは本丸の址なりといふ。東西南の三方には今尙内外濠の址あり、北方は斷崖を爲し、西方復た急峻にして登攀すべからず、東方のみ斜面緩かにして登り易く、正門のありし所にして今に大手口と呼び、古松空に嘯けり。城は元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、高向氏の兵の據りし所なり。後正儀・正武も之に據り、弘治・永祿の頃には碓井大和守定紀・同因幡守定阿等據りて畠山氏に屬せしが、永祿五年五月十九日畠山高政の三好衆と戦ひて教興寺に敗るゝや、陣所を落延び來りて暫く息を繼ぎ、元龜三年四月十五日遊佐方のもの高屋城に畠山昭高を弑せし時、當城には宮崎針太夫・同鹿目助籠城したるに、遊佐方は其の家臣草部肥後守の子萬蒲助を大將として、多勢來り攻めければ、宮崎父子は其の銳鋒を避けて、一先づ退城したるも、三宅志摩守・白井因幡守・伊智地文太夫等を語らひ、即夜先驅を爲して押寄せ、草野萬蒲助を討取りて城を奪還せり。慶長十七年楠氏一族たる甲斐庄喜右衛門正房の徳川氏に屬して本地を食むに及び、復た其の居城たりしも、後廢墟となり、其の本丸の遺址には經塚といへる圓形の封土を殘せるのみ。而して山麓近くには上星塚・下星塚・狐塚等の小古墳累々せり。

烏帽子形八幡神社は烏帽子形山の東半腹にあり、素盞鳴命・足仲彥命・神功皇后・應神天皇を祀れり。創建の年月は詳ならず。烏帽子形城の鎮守となりて楠氏に崇められ、代々の城主に尊敬せられ來りし

が、今の社殿は元和三年地頭甲斐庄兵衛尉正保の建營なり。もと徳壽院高福寺といへる宮寺ありて釋迦と聖觀音を本尊とし、楠正成は大般若經の轉讀を行ひ、後村上天皇は賊難を吉野に避け給ひし時、其の梵鐘を持ち運ばせられ、其の梵鐘には河内國高福寺鐘康永元年八月楠氏奉獻の由來を刻せられて、今も賀名生の堀家に所藏せりと。寛永年中より、徳川將軍の命に依りて徳壽院は觀心寺の板本院外五院と共に、當社に於て天下泰平の祈願の爲め毎年正五九月に永代大般若經の轉讀を爲せしが、其の經卷は楠氏一族の寄附に係り、今は觀心寺に所藏せらる。又南朝の皇子忠熒王寄附の八幡宮と書せる額面もありしと。かくて寺は明治の初年に至り神佛分離に依りて廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年十月十九日大字小鹽字宮山の村社八幡神社(應神天皇)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百九拾六坪を有し、本殿は大宮造檜皮葺なり。外に拜殿・神庫・社務所を存じ、末社に高良神社・白山神社・平野神社・稻荷神社あり。氏地は本地及び大字上田・同小鹽にして、例祭は十月十日、夏祭は七月十六日に行はる。而して社前に楠公武威の松及び御座石と稱するあり、御座石は忠熒王の戰捷紀念の爲めに御參詣ありし時、御腰を据へ給ひしものなりと傳へ、武威の松は楠正成手植の松なりといひ、今は訛して楠公ばいの松となん呼べり。

本地村高貳百四拾八石四斗四升四合の内、壹百五石四斗壹升五合は慶長十七年より麾下甲斐庄喜右衛門正房の采地となり、其の壹百四拾參石貳升九合は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、

兩氏共に世襲し、甲斐庄氏の采地は帶刀正光に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、大阪府司農局の支配に移り、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。本多氏の領は主膳正康穰に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字三日市に同じ。

大字 小鹽

本地は古來錦部郡に屬し、小鹽村と稱す、村名は潮泉のあるより起れり。潮泉は東方加賀田川の西涯なる字鹽の坂にあり、石礪より滾々として湧出し、晝夜を舍てず、多量の鹹味を含み茶褐色なり、之に浴すれば能く痲疾を治すといふ。

本地村高貳百九石參斗五升六合の内、貳百八石四斗六合は文祿年間より北條美濃守氏規の領地となり、其の八斗九升六合は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、兩氏共に世襲し、北條氏の領は相模守氏恭に至り、明治二年六月上地せり、依て狭山藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。本多氏の領は主膳正康穰に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四

年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字三日市に同じ。

大字片添

本地は古來錦部郡に屬し、片添村と稱す。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康穰に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まり、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日新町村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	高	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年七月一日
三日市	石	高	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年七月一日
片添	石	高	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年七月一日
計	石	高	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年七月一日

第二十二項 加賀田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、加賀田村・唐久谷村・石佛村の三村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる加賀田村の名を採りて加賀田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字加賀田

本地は古來錦部郡に屬し、もと加賀田郷と呼びしが、後加賀田村と稱す。字地に山下といへるあり。

當國の南端にして岩湧山は紀州九重峠の西界にあり、巖崑屹立山勢湧出せるが如し、故に此の名あり。

岩湧山

岩湧寺は岩湧山中の字岩湧にあり、湧出山と號し、融通念佛宗極樂寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大寶年間役小角の開基なり。文武天皇の勅願所にして、歴代の尊信甚だ厚く、國家安全祈願の勅命を蒙り、百餘町の山林を佛供料に賜ひしが、降て徳川氏に至りては、領主本多主膳正の祈願所たり。創立當時にありては、堂塔は山中に巍々として檐を連ね、法燈の光輝きて頗る旺盛なる靈場たりしも、星霜を経るに従ひ、堂塔頽廢に歸したりしを、明治三十五年堂宇を修築して寺觀見るべきものあるに至れり。もと天台宗にして京都若王寺の末たりしが、明治三年六月無木寺となり、同六年三月泉州和泉郡横尾山施福寺に屬し、同二十二年七月三十日融通念佛宗に轉せり。境内は八百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・客寮・門を存し、外に二重塔・行者堂あり。而して寺邊の山中に飛泉懸れり。一を不動瀧といひ、一を千手瀧といふ。幽邃の勝地なり。

加賀田神社は北方字加賀田にあり、譽田別命・足仲彦命・息長足姫命を祀れり。創建の年は詳ならず、單に十一月の卯日に宇佐八幡を勸請したりと傳ふるのみ。文明十一年十二月二十六日社殿を再建せり。當時は社領も多く境内も廣かりしが、文祿三年の檢地に沒收せらる。もと宮寺ありて慶長四年九月に成れる圖面に依れば、境内に奥の坊・北の坊・南の坊・宮の坊・藥師堂ありしも、已に無祿となりたる爲め坊舎は漸次頽廢して、僅に本殿・拜殿・末社・神具庫及び藥師堂のみ殘存せる折柄、豊臣氏五奉行の一人たる増田長盛は當社を崇信し、御供田として前記四坊の跡地を寄進して、其の地は

明治維新後まで引續き社有たりき。降て元祿年中に至り、氏子にて堺に住せし谷善右衛門私費を投じて社殿を改修せり、現在の社殿是れなり。嘉永六年七月十三日の夜出火して、拜殿・藥師堂・中門・玉垣等は灰燼に歸したるも、安政五年八月に至りて再興舊に復せり。氏子の内勸請當時より繼續せるを座衆と稱し、毎年一月八日各袴を着けて社頭に參じ、村内安全の祈禱を執行するの例あり。社は明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年三月二十七日大字唐久谷字和佐谷の村社和佐神社(素戔嗚命)・大字石佛字上山の同八幡神社(應神)・同所同上山神社(菅原)を合祀せらる。境内は壹千四百九坪を有し、本殿の外に拜殿・神具庫・社務所を存す。末社に事代主神社・大歲神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十一日に行はる。社後に當れる山脚に一尺許の自然石あり、婦人の側面向きに座して片袖の半ばを前に上げたる形を爲す、里人は崇信して山の神と呼べり。

大江時親は本地の人にして楠正成の師なり。正成は幼にして觀心寺の中院に寓し、瀧覺坊に就て文學を修め、兵法・武藝を此の時親に學べり。中院と當地とは山路相距ること一里餘なり、正成通學すること十有五年、時親は諄々として教へ、遂に正成をして彼の如き精忠大節の人たらしめしといふ。而して時親の裔は其の舊居の所なる字大江垣外に住し、連綿として今に至り、當地の名族たり。今尙存するは糸枝垂櫻なり、櫻は時親の愛玩せしものなりと傳へ、陽春の候には艶麗の花を開けり。かゝる遺跡の勝蹟に歸するを概し、明治四十年四月碑を建て其の遺跡を表せり。今左に碑の全文を掲記せ

ん。但し碑の題額は大山侯爵の書にして、徳不孤の三字を刻せり。

大江修理亮時親遺蹟碑

自古英雄之士、極亂反正克奏回天之功者、雖由資質之超群、抑亦師授交訓與有力焉、元弘之忠臣楠正成、所以擁護 風關三世効 匪躬之節者、實在此矣、案史、大江修理亮時親、即博士匡房七世之孫、而廣元之裔也、生於河内加賀田郷、繼紹父祖之業、精通 文武、尤能究韜略之術、時延慶二年海内將多事矣、正成年十五、師事修理亮十有五年之久、往學不倦、修理亮亦能諄々訓授、遂 傳元朝已還之兵法、至使正成忠良無雙與天日爭光矣、蓋正成雖不世出之器無師授交訓何能至此、修理亮之功豈不亦偉乎、河内人 大江延次郎修理亮遠裔、慨遺蹟頹廢不顯于世、欲樹碑其郷加賀田以圖不朽來需文於余、余嘉其舉有功於名教、乃叙其略云爾。

明治三十五年二月

從二位勳一等男爵 九鬼隆一撰

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康穰に至り、明治二年六月 上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の 管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一 月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せ られて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯 合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月 一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 唐久谷

本地は古來錦部郡に屬し、唐久谷村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日流谷村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二 十三戸長役場の管理區域に入りし外は、大字加賀田に同じ。

大字 石佛

本地は古來錦部郡に屬し、石佛村と呼び、寛永十三年分れて石佛村・新町村の二ヶ村となり來りし が、明治十九年四月十七日新町村を石佛村に合併して一村となれり。村名は石佛寺のありしより起れ るならん。字地に上垣内・中垣内・下垣内・新田垣外といへるあり。

石佛寺の址は字鳥居坂にあり。寺は一に阿彌陀寺とも呼び、阿彌陀佛の石像を本尊となし、融通念 佛宗に屬して極樂寺の末たりしが、明治八年廢寺となれり。傳へいふ、寺は僧空海の開創にして、本 尊の石佛は其の自作なりしと。

地藏寺は字新町にあり、法當山と號し、天台宗延曆寺末にして青面金剛を本尊とす。創立の年月は詳 ならず。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

石佛寺の址

地藏寺

石佛城の址は南端天見村大字清水との境なる城山にあり。山は連山より馬背の如く走り來れる支峰の盡頭に嶄然隆起せる孤丘にして、深谷を以て四方の山と隔てたり、今は雜木林となれるも山頂は坦地を爲して、規模の大なりしは遺址に依りて之を知らる。西北は金胎寺・烏帽子形の兩城址に對して呼ばば應へんとす、紀州方面より來襲の敵に備へんが爲め、元弘二年楠正成の設けし城寨中の一にして、甲斐氏の據りし所なりといふ。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、同氏世襲して主膳正康穰に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日石佛村は聯合を離れて獨立し、新町村は片添村と二ヶ村聯合となり、同十七年七月一日石佛村は第二十二、新町村は第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在	町村制施行	町村制施行	大正元年三月一日現在	大正九年十月一日國勢調査の人口
加賀田		石	八七・六四一	有租地反別	一日現在	當時の反別	當時の人口	末日現在	國勢調査の人口
				三七・六〇〇	七二二	三三・六八八	八二六		

唐	久谷	長・九七〇	一五・五二五	三三	二一・六三六	四七			
石	佛	三三・七〇〇	三三・三二八	二六	四九・七三〇	二六			
計		一、一三三・六四〇	二、四一・四一七	一、〇七九	四三三・七二六	一、二二三		一、五五九	一、四三九

第二十三項 天見村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、天見村・清水村・岩瀬村・流谷村の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り一村を設け、大村たる天見村の名を採りて天見村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡所屬たりしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 天見

本地は古來錦部郡に屬し、流谷村と同村たりしが、建武年間分れて天見村と稱す、天見は一に安満見に作れり。往時に於ける餘戸郷ならんといふ。郷名は和名抄に「錦部郡餘戸郷」と見ゆるもの是れにして、天見は餘部の訛ならんか。中世にはまた甲斐庄とも呼べり。字地に山側及び松明屋といへる

あり。

紀見峠
紀見峠寨址

紀見峠は南方紀州との境にあり、紀州伊都郡に通ずる要衝にして、紀見峠寨のありし所なり。寨は元弘二年楠正成の設けし城寨中の一なり。後寛正四年の夏畠山義就は、嶽山の城を落して紀州に入らんとしけると、供せる侍の左の一首を口吟せしは此の峠なり。

夏落る木の實峠の行くすまをしらぬはけにも道理なりける

旗尾山
旗尾寨址

旗尾山は東方にあり、俗に天見富士を以て稱せらる。南は紀見峠の寨址を望み、北は石佛・烏帽子形の諸城址を眺め、東は金剛山に對して、旗尾寨を置かれし所なり。寨は復た楠正成の設けし城寨中の一にして、敵の動靜を監視するを目的とする當時の謂ゆる篝火の役を置かれしものならん。寨址は今に残れり。元弘二年十二月紀州より湯淺定佛の河内に侵入せんとするや、正成は一小部隊を紀見峠に置き、一隊を流谷及び石佛に伏せ、監視兵を此の旗尾山に置きて之れを待ちしが、定佛は紀見峠の守備の薄弱なるを偵知して之を破り、勢に乗じて天見を過ぎて清水に至りけると、前後に起れる伏兵の爲め挾撃せられ、全く進退を失ひて降伏せりと傳ふ、翌三年正月紀の御家人井上入道・山中五郎等六波羅探題の命を受け、數百人を率ゐる紀見峠を経て本地に侵入し來るや、復た正成の軍に挾撃せられて、兩將以下五十餘人戦死せしは、謂ゆる正月八日の安満見合戦是れなり。

蟹井神社

蟹井神社は字常盤にあり、譽田別命・神倭伊和禮彥命・息長帶比賣命を祀れり。天喜二年八月十九

日のの創建なりといふ。創建以來數度の火災に罹り、舊記の存せざるを以て、其の沿革は詳ならず。元弘・建武の交に於ては、楠氏の武將常に崇敬して戦勝を祈りしといへば、當時は崇嚴なる社殿等存したるなるべし、降て延寶四年炎上し、今の社殿は其の後の再建なり。明治五年村社に列せられ、同四十年十一月五日大字岩瀬字山の花の村菅原神社(菅原遺蹟)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百六拾七坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所・倉庫を存す。末社に菅原神社・若宮神社・住吉神社・若宮皇女神社・高良神社・八坂神社あり。氏地は本地の一部及び大字岩瀬にして、例祭は十月十一日、夏祭は七月十日に行はる。社南天見川に深淵あり、蟹井の淵と呼び、當社神跡出現の所なりと里傳せり。

八幡神社

八幡神社は西南字辨天山にあり、應神天皇・玉依姫命・息長帶比賣命を祀れり。今より九十年前に社殿等焼失し、同時に古文書も烏有に歸したるを以て、由緒等を知るに由なし。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百貳拾五坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所を存す。末社に三柱神社・二柱神社あり。氏地は本地の一部及び大字流谷にして、例祭は十月十一日、夏祭は六月一日なり。

安明寺

安明寺は字妙雲にあり、妙照山と號し、眞言宗御室派地藏寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年本多伊豫守忠恒の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十六區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十三戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 清水

本地は古來錦部郡に屬し、清水村と稱す。村名は清水井のあるより起れり。清水井は西高野街道の側にあり、一に二つ井戸といひ、古來清泉を以て稱せらる。河内志に「清水井清水村路傍、清冽甘美」と記せるもの是れなり。

地藏寺は字廣ヶ芝にあり、九華山と號し、眞言宗仁和寺末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒詳ならず。境内は六百五坪を有し、本堂・庫裏・客寮・廊下・納家・經藏・土藏・鐘樓を存す。外に護摩堂あり。

地藏寺

左近城址

左近城址は字總城にあり、石佛城の西方十町の所に對立し、楠氏一族の據りし所なりと傳ふ、今も尙其の址を存す。而して其の地名を總城といへるは、正成の當地に其の一族を置きて當地方一圍の諸城寨を司配せしめたるより起れりとなん。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字天見に同じ。

大字 流谷

本地は古來錦部郡に屬し、天見村の一部なる下天見と同村たりしが、建武年間分れて流谷村と稱す。山間にありて溪流の通せる谷所地なるより起れるの地名ならん。里傳に依れば、流谷の文字を用ふるに至りしは以後のことにて、以前にありては下天見と共に灘谷の文字を用ひし所なりと。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日唐久谷村と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字天見に同じ。

大字 岩瀬

本地は古來錦部郡に屬し、上岩瀬・下岩瀬の兩村たりしが、明治八年五月合併して岩瀬村と稱す。字地に堂の前といへるあり。觀心寺の古文書に「河内國野田莊岩瀬壹町觀心寺地頭得分云々」と見ゆ

薬師寺

れば、野田庄とも呼びしものなるべし。

薬師寺は字入シミにあり、融通念佛宗極樂寺末にして薬師如来を本尊とす。創建の年月詳ならず。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂のみを存す。里俗にいふ、足を本尊に向けて本堂に寝ぬるものあるも、翌朝起床する時には、必ず頭を本尊に向けて寝返り居れりと。

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地となり、舊上岩瀬の村高壹百參拾貳石五斗壹升七合・同下岩瀬の村高壹百貳拾八石六斗貳升六合、合計貳百六拾壹石壹斗四升參合は同氏世襲し、同主膳正康稷に至りて、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字天見に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年正月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地反別	一日現在人口	町村制施行	町村制施行	同日現在人口	同日現在人口
天見	天見	二七・三六〇	二五・四九六	三六六	一四九・七九七	六六六	一・九〇〇	一・四〇七
清水	水	三二・五四〇	五〇・九一八	二五五	五五・五九三	三〇三	一・〇〇〇	一・〇〇〇
流谷	谷	二二・六〇〇	二二・三三四	二四	七・九一八	二六	二八一	二八一
岩瀬	瀬	三六・一四〇	七三・五〇九	二四六	八二・〇〇八	二八一	一・九〇〇	一・四〇七
計		八五・五七〇	二二〇・七七七	一・一七三	三〇四・八〇三	一・一七三	一・九〇〇	一・四〇七

第二十四項 川上村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、寺元村・鬼住村・河合寺村・鳩原村・太井村・小深村・石見川村の七ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は石川の上流に位置せるに依り、其の意を探りて川上村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて錦部郡に屬せしが、同二十九年四月一日南河内郡に屬す。

大字 寺元

本地は古來錦部郡に屬し、寺元及び觀心寺の兩村たりしが、明治五年十月合併して寺元村と稱す。其の觀心寺村といひ、寺元村と呼べるは何れも觀心寺のあるより起れるの稱なり。

觀心寺行宮の址は觀心寺の總持院是れなり。後村上天皇久しく天野の行宮に御座し給ひしに、正平十四年十一月北軍の大兵將に同行宮を侵さんとの報ありしかば、楠左衛門尉正儀・和田和泉守正武の奏聞に依り、同年十二月此に遷御あらせられて行宮と定の給ひぬ。

觀心寺行宮の址

後村上天皇御陵は寺後の溪間にありて檜尾御陵と稱す。天皇御諱は義良、後醍醐天皇の第七皇子にして、御母は新待賢門院藤原康子、延元四年八月吉野なる左大臣藤原經忠の第にて御受禪、十月即位あらせ給ひしが、南風競はずして大業復興するに至らず、正平二十三年三月十一日千秋の恨を含みて住吉の行宮に崩御し給ひしぞ畏し。北域は周圍四百六拾六間にして六千四百貳坪を有し、老檜枝を交へ幽寂の氣衣袂を襲ひ、人をして轉た感慨に堪へざらしむ。御陵の下なる後記正成の首塚は、宛ら御陵を仰ぎて忠魂長へに同天皇を護り奉れるが如し。

觀心寺

篠崎小竹

金剛山麓千寶陰 古寺臨瀨曰觀心 佛殿荒涼丹青剥 老杉參天午蕭森 下有一塔知誰墳 中將楠公葬其元 言是湊川戰歿日
幽邊公家從敵軍 或疑足利氏怨耦何由爾 母乃用詐術欲使衆心離 安知公之忠精感天地 彼雖兇逆生惻意 吾來弔拜問寺僧
得觀公筆與遺器 器是刀劍及戎衣 筆繪繪旨有餘威 何事君王甲與後 我謀不用事多違 河山滿山纒滄海 兩墳相認如神世
官道自多墮淚人 此地寂寞鬼恐餒 獨有正平天子陵 君臣千載水相懸

觀心寺は南河三大刹の一なり、檜尾山と號し、眞言宗金剛峯寺の末なり。文武天皇の大寶年間役小角の創建にして、初の雲心寺と號せしが、大同年間僧空海唐土より歸朝後來りて此に住し、一刀三禮して七星如意輪觀音大士の像を刻して本尊とし、且唐より携へ來りし秘密具を納めて觀心寺と改稱せり。ついで法嫡道興大師に譲り、道興大師は東寺長者の要職を辭して當寺に住し、大に興隆を圖りて當

觀心寺

寺の開山と仰がる。嵯峨天皇は初めて當寺を勅願所と定め給ひ、淳和天皇は伽藍を造營あらせられ、仁明天皇は官符を下して山地壹千五百町歩、及び宸翰の縁起壹卷を下賜あらせらる。爾後歷朝相繼ぎて勅願所と爲し給ひ、鳳筆を枉げさせられ、或は寺領寄附の繪旨を賜ひしこと、其の幾十回なるを知らず。降て南北朝の時に至りては、南朝諸天皇の勅信厚く、殊に後醍醐天皇は當寺本尊に歸依あらせられ速に皇業を復興し逆徒を殲滅せんことを祈らせ給ひ、建武中興の偉業成るに及び、楠正成に勅して金堂を再營せしめられ、後村上天皇は正平十四年天野山の行宮より此に遷らせられ、總持院を行宮となして永世不朽の勅願所たるべき繪旨を賜ひ、同二十三年崩御あらせられて寺後に御陵を建てさせらる。ついで長慶・後龜山の兩天皇にも屢臨幸し給へり。然るに南北兩朝合して四海一に歸し、世は足利氏の有となるに及び、上は皇室の叡眷絶え、下は武家の保護薄く、茲に衰兆を萌して、天正年中に至り更に織田氏に六郷を沒收せられて、寺領は僅に寺元の一郷となり、頽勢日に迫りしが、慶長十八年豊臣秀頼は金堂を修し、天保十九年有栖川宮の祈願所を命せられ、漸く衰運を挽回し來りしが、明治維新後寺領を上地せし爲め寺運復た頓挫せしも、保存金・本堂修繕資金・寶物修繕資金等數度の下賜金あり、信者の寄進も日に加はり、諸堂宇の修理等も行はれ、漸次舊觀に復するの機運に向ひて今に至る。然れども古來無本寺にして、四十六坊なりし塔中も安永年中には減じて三十餘坊となり、慶應の初め復た減じて十二坊となり、明治維新後に至り益減じて今は僅に中院のみとなり、寺も亦金剛峰寺

の末となれり。

封境は檜尾山に據り、廣瀨にして四千六拾四坪を有し、雲樹蒼翠として、幾多の堂宇古蹟は其の裡に基布り。今其の概要を記すれば、金堂は淳和天皇の御創建にして、七間四面・向拜參間・屋根入母屋本瓦葺なり。建武年中に至り後醍醐天皇は楠正成を奉行として外陣を再建し給ひ、後慶長十八年豊臣秀頼は片桐且元を奉行として更に修理せしめ、以て今日に至れるものにして倉古掬すべし、明治三十年十二月二十八日特別保護建造物となる。本尊は前記の如く七星如意輪觀音にして、不動明王と愛染明王を脇立とせり、共に弘法大師作にして、愛染明王は禁裡の御本尊なりしを、正平十五年後村上天皇之を當寺に安置し給ひ、不動明王は建武年中後醍醐天皇宮中に奉迎して御祈願あらせられ、本尊靈像は古來の秘佛にして製作優秀、弘仁時代の代表的傑作と稱せらる。尙弘法大師一本木作の四天王及び八大觀音大士・愛染明王を安置せらる、愛染明王木像は大師の作白梅檀白木造にして、もと宮中の眞言院に安置せられたりしを、元弘元年後醍醐天皇軍陣守護の爲のにとて楠正成に下賜せられしを、戦歿の前日正成の當寺に送納せるものに係る。堂の前に扁平なる一大石あり、石埒の之を繞るは、空海の座して七神の降臨を禮拜せし所なりといふ。七星降臨の址は尙境内の各所に散點し、木柵を結びて之を表せり。其の側なる南蠻鐵の燈籠は、後白河上皇の下賜なりと傳へ、高さ約六尺・臺柱の周り三尺五寸にして、古雅掬すべし。石階を下れば訶利帝母天堂あり、像は毘首羯磨の作にして、空海の唐より携へ來りて

安置せしものなりと。前に拜殿あり、前者と共に慶長十九年秀頼の命に依りて、片桐且元の造營せしものに係る。拜殿の側に玉の井あり、井頭に糸櫻ありて有名なりしが、今は枯死してなし。右折して進めば總持院の址あり、院は即ち後村上天皇の行宮たりし所なり。今は池中に碑を建て、聖蹟を表す。其れに對する左側に寶庫あり、附近は庭園となりて花卉を植ゑらる。西の一廓は即ち中院なり、院は不動明王を本尊とし、齊衡年中眞紹律師の居住せし舊址なり、龜山天皇の御宇楠正立(正成の父)其の父成氏の爲め其の址に一字を建立したるは當院にして、楠氏一家の香華院たり。正成は八歳のときより來寓し、院主瀧覺坊に就て文學を修め、院を距る一里餘なる加賀田の郷士大江時親に就いて兵法・武藝を學び、日々通勤して十五歳に至れり。後、後醍醐天皇の勅を奉じて兵を擧げ賊を討つに當りては、妻孥を此に託し、建武中興の日までは一回も會はざりしといふ。正成自作の肖像並に書簡を今に存す。更に右方の一廓は即ち横本院の址にして、靈應殿・殊勝閣の二字相連り、佛眼如來を本尊とし、其の中門は天正中豊臣秀吉の大坂城中より移せしものなりしが、同院は明治二十年四月二十日觀心寺に合併せらる。又本堂の東方に牛瀧堂あり、本尊大威德明王は後龜山天皇の特に依歸し給ひしものにして、御祈願の繪旨殘存せり。傍の一池に辨天堂あり、東に方りて經堂・行者堂・大師堂あり、大師堂の前には仁明天皇下賜の古色蒼然たる瑪瑙石の燈籠立てり。後村上天皇檜尾陵の拜道は是れより分れて、右には塔堂相並べり。塔堂の向側に葉葺假屋根の二層塔あり、大日如來を本尊とし、楠正成の建て初

橋正成首塚

めし所なれども、湊川の戦役起りし爲め志願遂げず、工事半に止みたるものにて建掛け塔と呼ぶる。塔の東一段高き所に本願堂あり、道興大師の木像を安置し、後方は其の廟墓なり。大師は讃岐の人、俗姓は佐伯氏、名は實惠、道興は其の諡なり、空海の高足にして、後山名に因みて檜尾僧都と稱す。寺の開山にして、承和十四年十一月十三日示寂せり。廟と並びて正成の首塚あり、延元元年五月二十五日正成の湊川に戦死するや、足利尊氏は家臣瀬川有信を使節として正成の首を遺族に送り來りければ、六月五日正成の遺臣安間七郎・生地兵衛之を此に葬むりしものなりと傳ふ。石階十數級の上に御影石の二重臺座を置きて五輪の塔を建て、繞らすに二重の玉垣を以てせり、玉垣は明治十四年堺縣令稅所篤の修理せし所に係る。前に二基の碑あり、一は有志の手に成りて彼崎小竹の撰文、一は武藏の人野村定信の建てしものなり。其の後に中井履軒の撰文を刻せる石燈籠を建てらる。尙其の附近には畠山政國・同照高及び甲斐庄氏の墓等所在に散點せり。

寺は什寶に富み、寶庫は數個の陳列館より成り、其の數幾百千點なるを知らず。其の内なる如意輪觀音木造座像一軀(傳弘法大師作)・愛染明王木造座像一軀(同)・不動明王木造座像一軀(同)は明治三十年十二月二十八日、木像厨子入愛染明王座像一軀(傳後村上天皇御念持佛)・木造聖觀音立像二軀(傳僧空海作)・木像十一面觀世音立像一軀(上)・木造多門天立像一軀・木造持國天立像一軀・木造厨子入聖僧座像一軀・絹本着色大隨求像壹幅・金銅花瓶壹個(金銅蓮花一對附)・傳橋正成所用藍革肩赤威腹卷壹領・紙本墨書觀心寺勘錄資財帳壹卷は

同三十二年八月一日、木造聖觀音立像一軀・木造地藏菩薩立像一軀・金銅釋迦如來半跏像一軀・金銅如意輪觀音半跏像一軀・金銅觀音菩薩立像二軀・木造藥師如來座像一軀・木造釋迦如來座像一軀・木造寶生如來座像一軀・木造彌勒菩薩座像一軀・木造聖觀音立像三軀・木造如意輪觀音座像一軀・木造廣目天立像一軀・木造增長天立像一軀・鐵燈籠一基(貞永二年中春良心の銘)は大正四年三月二十六日國寶となる。

觀心寺緣起實錄

寺堂院 在河内國錦部石川兩郡南山中

合山地 千五百町

錦部郡以[○]山中一千町(兼五仁野)

四^千町(東境等) 高取小月邑等

石川郡以南山中五百町(地名東野)

四^千町(西境等) 高取上

承和三年閏三月十三日 官符

右當寺者、先師和尚經行之伽藍、北斗七星降臨之靈山也、峰聳八葉自表華藏蓮利、谷行四方更橫月闍達池、遙阻都下腥壤之界地、獨爲寰中神異之山嶽、僅入願界三密觀念易成、聖住斯地一印頓證云朗、改雲心寺號觀心寺、其有所心哉、勝地絕妙蓋以如斯、然則弘仁天皇聖主贊善寺神秀定願道場、臻承和明時始被下山地勸施之旨符以爲當寺之永格、寔是皇道潛衛之伽藍、上乘秘之精舍也、後世末資等宜承此旨、抽朝家安全之精祈專佛法紹隆之計略者、仍勘錄緣起如件、

一、本尊事、

先師和尚大阿闍梨耶勳一刻三禮之美功盡勇猛整丹之至精所造作之尊容也、抑斯伽藍者當京師之南時王畿之內、於此地安置持寶金剛之靈像奉祈金輪聖主之寶祚者也、

一、於金堂前有一石座、是先師在日之時拜堂禮佛之所座也、和尚滅後之今定日々影向之禮石者歟、

一、鎮守阿彌帝母事、

抑當社神體者、毗首羯磨之彫刻、青龍相傳之形像也、先師和尚大同元年歸朝之日奉納三衣箱底被安置當寺者也、或訪傳來鎮座之因由、和尚歸朝船渡萬里浪之時乳水涌海上甘露溢潮中、凝奇異思尋彼源流到此勝地、金堂東北之阿伽井是彼源也、山谷爲體巖洞有樓卓華諸州靈所之故卜斯地安、今尊爲除災與樂之鎮將爲護國利人之福田而已、

一、於社頭東南有一阿伽井、是號獨古玉井、和尚穿鑿之玉井、秘密加持之靈水也、一度汲之覆速洗三妄之垢穢、須臾持之類必潔六情之濁、淺智愚少之族不可疑、甚深功能佛化奇特不可不信矣、

一、聖蹟事、

毗首振斧梅檀吐句三國裏承八祖傳來也、仍爲佛法護持僧寶不斷所安置當伽藍也、

一、法性塔事、

秘密真言道肝數代祖承靈寶也、深密千細不能深紙矣、

一、和尚以直金自治鑄七尊尊容報酬四恩廣德無二懇志巧妙造作也、密納寶庫不可出外戶矣、右勸錄大概如件

承和四年三月三日

眞 雅

太上 天皇 御判

實 基

此一卷銘并奧書悉所被造太上皇（天照大神）宸翰也、匪會備後代龜鏡殆可擬明時風繪者乎、

應永癸巳 沽洗中幹

關白經嗣判

文德實錄

嘉祥三年三月乙巳、晏駕之後初盈七日、仍遣使於中階七箇寺以修功德、散位從四位下道野王、從五位下高原王・大判事藤原朝臣本雄、加賀介其岑朝臣清風・內舍人一人・內豎十人、爲檢尾寺使、

三代實錄

清和天皇貞觀五年九月六日乙未、以山城國室宮郡道場一院預於定額賜名禪林寺、先是律師傳燈大法師位龜紹申牒稱、昔忝以愚賤貧道之質、厚蒙承和聖主之恩、不任慙愧之至、思致消塵之効、行住座臥未曾廢忘、當于此時至心發願奉爲聖皇時毗盧遮那佛及四方佛像、奉報聖恩護持國家、而每事闕短資具未備、唯採材木未始鑿刻、爰逮于齊衡元年於河內國觀心寺謹奉造、三年之間其功既畢、竊慮山中寂寞住持難久、至于後代恐有頽毀乎、須近移京華之邊垂令易後代之修治、爰買故從五位下藤原朝臣關雄東山家即便爲寺家、造立一堂安置五佛、（中）請預之定額名禪林寺、（中）詔許之、

後太平記

千劍破合戰之事（正平十三）愛染明王奇瑞之事（正平十三）

于茲山名伊豆守時氏・同左衛門佐師義・同民部少輔氏清（其通稱）は觀心寺の中院を陣舎とし、毎朝佛殿に詣て信心を傾、武運の祈り不忘、時三の不思議あり、夜更深更佛殿鳴响新に凱聲を作る、是は奇特の瑞現哉と擬疑し、急き院主を呼て事の様を被尋、院主曰、抑此中院と申は去元弘の終補正成菩提の爲修造の寺にて候へ共、正成・正行討死の後は一族戦勞の衰甚く、誰修理を加ふる人もなく、御覽の如く衰落墜廢、堂上秋を留て月昭々たり、星霜軒寒く、青苔紅葉拂へ共不盡、堂下春を挑けて草薙々たり、生涯一鉢の空きをも不愁、朝暮糜菜淡飯にて飢を凌ぎ候、亦佛殿鳴响の事は當寺本尊の脇立愛染明王の靈驗にて候、然此愛染明王は

後醍醐天皇より楠正成へ勅興の尊像にて候へ共、正成討死の時當寺に安置し子孫傳へ候へと遺書を被置候、然共正儀・正勝一族皆討死の誓にて辭退候間、大和國平一揆は正成一族にて候へは平三郎左衛門尉盛政に可渡にて候、此明王楠氏を擁護し給、千劍破の城に事ある時は、寺内必鳴動仕靈驗新に候、是々拜み給候へと先帝の繪旨を捧ぐ、師義三拜して誦上らる、

受染明王楠正成宣授興之軍注守佛可令拜信者、天氣如此悉以狀

元弘元年九月初日

右少辨 楠多門兵衛

時氏・師義謹て感聞し拜信不斜、院主重て文書二通を取出、正成當寺へ明王薩埵を寄附の狀なりと捧ぐ、一書を披て誦上、一書は不及見讀、(一取書)

時氏・師義・氏清是を感見し、敵と云へ共正成古今無雙の重義を感じ、各泪を被促ける、斯處寺内亦動て雷聲轟に聞へしかば、此尊像は敵を擁護し御方を辭し給ふ佛なれば、名詮自性の理り思々敷妖験哉と世を變て呼さければ、山名父子も心中不穩、陣營とぞ聞えける、數度の軍無利城の不落は、明王薩埵の利生なるへしと思はぬ人ばかりける、

本地村高壹百參拾六石七斗參升九合の内、壹百拾壹石貳斗六升七合は舊寺元村に屬し、貳拾五石四斗七升貳合は舊觀心寺村に屬し、舊觀心寺村高の内貳拾五石五合は豊臣氏の時より觀心寺領となり、徳川氏の治世に至りても引續き依然として同寺領たり。又舊觀心寺村の内四斗六升七合(高)及び寺元村の壹百拾壹石貳斗六升七合、計壹百拾壹石七斗參升四合は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしも、延寶七年に至りて觀心寺村の四斗六升七合のみを同氏領に残して、寺元村の壹百拾壹石貳斗六升七合は之を本多伊豫守忠恒に分領せしめ、兩氏共に世襲せしかば、邑は三領に分たれ來りしが、觀心

寺領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の支配に換り、同年八月二日堺縣の管轄に移り、同三年二月二十七日五條縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十二日また堺縣の管轄となる。本多下總守領は主膳正康稜に至り、明治二年六月上地せり、依て膳所藩の支配に移り、同四年七月十四日膳所縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。本多伊豫守領は伊豫守忠貫に至りて明治二年六月上地せり、依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣にて區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第一大區五小區に改まりて、同四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第一大區五小區となり、同十三年四月十四日古市郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 鬼住

本地は古來錦部郡に屬し、鬼住村と稱す。里俗傳へいふ、往古鬼ありて此の地に住みけるを、里人九人集りて退治せしかば、其れより歳々驅鬼の式を行ひ來りしも今は其の式絶えたりと。泉州志泉郡

延命寺

父里村の條に「俗説河州鬼住日母鬼」と記せり、蓋し村名の起因ならん。字地に葛野・出雲路・中村・伏谷といへるあり、河内志村里の條に「鬼住關邑四」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

延命寺は字堂垣外にあり、藥樹山と號し、眞言宗仁和寺末にして如意輪觀世音菩薩を本尊とす。縁起に依れば、僧空海の創建にして當初法羅山寶幢寺と稱せしが、後久しく中絶したりしを、延寶五年に至り僧淨嚴之を再興せり。淨嚴は一代の碩德にして本地の産なり、俗姓は上田氏、字は覺彦、父を道雲といひ、母は秦氏なり。寛永十六年十月に生れ、二歳にして文字を知り、五歳にして出家の望あり、行止凡ならず、人呼んで今空海と呼びしが、十歳にして高野山に登り、悉地院雲雪阿闍梨を戒師として出家し、覺彦坊雲農と號し、二十九歳にして安流印可を得、阿闍梨の位を受けしが、已にして又大慈苑戒を受けて名を淨嚴と改め、高野山を辭して河内に還り、當寺を再興して如晦庵と號し、弘く教法を説きけるに德を慕ひて戒を受くる者日に加はり、仁和寺門主性承一品親王の請に依りて菩薩戒を授け奉り、親王より藥樹山延命寺の號を授與せらる、蓋し和尚の父は醫業を爲せしを以て、此の山號を選び給ひしものならん。乃ち堂宇を建營して寺觀を恢宏し、親王は更に當寺を以て如法眞言律の本山と爲し、且仁和寺の別院に准せしめらる。貞享・元祿に亘りて屢錫を江戸に飛ばして遊化しけるに、柳澤出羽守は深く其の德を慕ひ、爲に精舍を靈岸島に造り瑞雲庵と名づけて居らしめらる。庵名は和尚の河内を發して江戸に赴くに際し、瑞雲二道當寺の堂頂より起りて黃赤鬘東に向ひて去り

しに依れりといふ。一日將軍綱吉柳澤邸に臨みて和尚を見、和尚の進みて普門品を講じたるに、大に之を喜び、是れより屢召して其の講を聽き、敬信甚だ厚く、元祿四年湯島の地參千六百坪及び金參百兩を與へられて、寶樹山靈雲寺を建立したるに、寺領田數百石を附與せんとせられしも、和尚は唯師弟の日に粥飯を喫するを得ば足れりとて之を辭しければ、毎歲百石を與へて其の資に充てしめられ、ついで同寺を關東八州眞言律の總本山たらしめらる。かくて一代の碩德を仰がれ、至る所僧俗雲集、經を講じ法を説きて寧日なく、弟子を得度すること四百三十六人、菩薩戒を授けしもの壹万五千餘人、結緣灌頂を授けしもの三十萬四千五十五人、傍ら意を撰述に用ひ、其の成りしもの數十部・數百卷の多きに達せしが、元祿十五年六月病を得、同月二十五日江戸に於て結印入寂せり、歳六十四。爾來當寺は碩德多く入りて住し、法燈相承け以て今に至る。もと塔中に寶輪院といへるありしも、明治十一年十一月二十一日當寺に合併せられて今はなし。又同二十一年六月五日末寺たりし川西村大字新家字岩井の淨念寺(本尊は阿彌陀佛)を當寺に合併せり。境内は壹千貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・玄關・客室・客寮・經藏・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に護摩堂・釋迦堂あり。寺寶中絹本着色兜率天曼荼羅圖壹幅・木造釋迦如來立像壹軀(釋迦堂安置)は明治三十七年二月十八日國寶となる。前者は聖德太子の筆と傳へ山州牛尾蓮華院先住の寄贈、後者は古市町舊西琳寺の本尊にして、百濟國聖明王獻納の古佛なりといふ。

寄進狀

聖德太子御筆都率内院曼荼羅

右雖爲希代靈寶依先師賢淨與淨嚴和尚有夙契奉納藥樹山延命寺寶庫畢

寶永六年己丑二月廿七日

山州牛尾蓮華院先住 快 玄印

河州錦部郡鬼住蓮體律師

御室准院室令旨

延命寺格之事永可被准院室之旨總法務宮御氣色之所候也仍執達如件

寶曆十三年十一月二十八日

在判奉

法瑞御房

本地は慶安四年より本多下總守俊次の領地たりしが、延寶七年伊豫守忠恒の領地となり、同氏世襲して伊豫守忠貫に至り、明治二年六月上地せり。依て神戸藩の支配に移り、同四年七月十四日神戸縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字寺元に同じ。

大字河合寺

本地は古來錦部郡に屬し、河合寺村と稱す。村名は河合寺のあるより起れり。

河合寺

河合寺は北方にあり、南河三大利の一にして、班は他の兩寺の上にあるといふ。寶珠山と號し、眞言宗仁和寺末にして十一面觀世音を本尊とす。寺傳に依れば、皇極天皇即位二年の春、五彩の瑞雲南河の一天に靈變たりしかば、世人之を怪みしに、天皇も亦奇異の感を爲し、蘇我入鹿に勅して其の源を尋ねさせ給へり。入鹿勅を奉じ、覓めて當山に入りしに、二株の古木あり、其の下に十一面觀世音及び藏王權現ありて光明赫々たり。入鹿朝に歸りて之を奏し、更に勅を奉じて堂宇を創建し、其の二株の古木を材として本堂正面の柱に用ひ、堂成るに及びて右の二尊を安置せり、即ち今の本尊是れなりと。故に世に傳へて本尊は自然涌・柱は生木なりとせり。後二十餘年を経て、藤原鎌足は天智天皇の勅を奉じて、再び七堂伽藍及び幾多の僧坊を増建し、且寺田を附して永く粥齋の料に供し給ひて勅願寺と定められ、其の後弘法大師も留錫し、高野・丹生の二明神を勸請して鎮守と爲し、且幾多の僧坊を建設して法燈益輝き、降て後醍醐天皇・大塔宮共に深く御歸依あらせられて、寺領を寄せ給ひ、楠氏も亦深く歸依して、當時は最も壯觀を極めたりしが、寛正年中に至り畠山義就・同政長の兵火に罹り、堂塔伽藍灰燼に歸せしより漸次衰運に傾き、寛保年中領主北條家資を捐て再修せしも、遂に舊觀に復する能はずして益頽廢し、今は封境も參百九拾貳坪となり、假本堂・庫裏・鐘樓・寶庫等を存するに過ぎず。盛時の僧坊たりし谷の坊・上の坊・新の坊・岩の坊・奥の坊・西の坊等は百七拾年前までは存したるも、今は字地に其の名を留むるのみ。寺前に狹山藩主北條家の老臣朝比奈頼母の建てし碑石